333.66
Ko5482k

0024156000

0024156-000

３３３．６６－Ｋｏ５４８２ｋ

国際経済会議と世界経済の現情勢

国際聯盟事務局東京支局・編

国際聯盟記録刊行会

１９３３

ADD

II-E-58

國際聯盟事務局東京支局編纂

國際經濟會議と世界經濟の現情勢

國際聯盟記錄刊行會出版

333.66
K05482k

序

國際聯盟招集に係る經濟會議は一九三三年六月十二日よりロンドンに於いて英首相マクドナルド氏議長の下に開催されることゝなり、會議の準備事業は聯盟理事會委員會、專門家準備委員會、聯盟財政經濟機關の努力と米國政府の協力に依つて一切の完了を告げた。本書の收むる處は國際聯盟財政及び經濟部が會議の準備資料として作成せるものを按配編纂せるものである。これに依つて會議に至るまでの經過並に會議の背後にある世界經濟狀勢を幾分なりとも明かにし得れば望外の幸である。

一九三三年六月一日

國際聯盟事務局東京支局

国立国会
35. 3. 1
図書館

513126

國際經濟會議と世界經濟の現情勢

目次

第一　ロンドン國際經濟會議開催に至る迄の經過

（一）ローザンヌ會議の成果……三
（二）聯盟理事會組織委員會の成立……六
（三）第十三回聯盟總會に於ける討議……九
（四）專門家準備委員會第一回會合……一一
（五）專門家準備委員會第二回會合……一三
（六）華府豫備商議……一五

第二　會議の註釋付議題

通貨經濟會議準備委員會議長より會議組織の爲めの理事會委員會議長に宛てたる書簡……一九

第一部

一　序言……二〇
二　會議の一般プログラム……二三
三　議題……二八

第二部　議題の註釋

一　通貨及び信用政策……二九
（一）自由なる國際金本位回復の可能なる爲めの條件……二九
（二）金本位制の斯かる一般的回復の以前に執らるべき通貨政策……三一
（三）金本位の運用……三三
（イ）政府と中央銀行間の關係……三三
（ロ）貨幣準備……三三
（1）準備率の引下げ……三四
（2）金爲替本位……三五
（3）その他の金節約方法……三五
（4）貨幣準備の分布……三六
（ハ）信用政策に於ける中央銀行の協力……三七
（四）銀……三八

二　物價……三九
（一）物價と生産費間の不均衡……三九
（二）均衡回復の諸手段……四一

三　資本移動の復活……四三

(一)外國爲替制限の撤廢……四三
(二)現存債務……四四
(1)短期債務……四四
(2)長期債務……四五
(三)資本移動……四六
四　國際貿易上の制限……四六
(一)經濟的原因とその影響……四七
(二)爲替制限、清算協定、等……四八
(三)間接保護主義……四八
(四)制限撤廢の可能性……四八
五　關稅及び協定政策……四九
A　關稅政策……四九
(一)關稅引上げの停止……四九
(二)關稅引下げ……五〇
(三)關稅問題の特殊的局面……五一
(四)手續方法……五一
B　最惠國條款……五二
(イ)恒久的の例外……五三
(ロ)暫定的の例外……五三
六　生産及び貿易の組織……五三
(一)輸入制度……五四
(A)關稅率……五四
(B)外國貿易の調整……五六
一　自主政策……五六
一九三一年夏以後の商業政策の發展……五六
結　言……五八
第四　國際商業政策の發展
三　不況克服の爲め執られたる國際的行動……六〇
(一)　ローザンヌ會議……六〇
(二)　ローザンヌ會議に依つて起された行動……六一
(三)貿易制限の分野に於ける行動……六二
の世界狀況……六三
DOB物價水準上昇の爲めなされたる金融的活動
DイツドイツIの新經濟政策……六四
BA米國に於けるレフレーション政策……六四
A整理恐慌……六四
政策……六五
(四)整理恐慌を阻止し、物價上騰を助成する諸
B佛　國……六五

(一)經濟協定……六五
(二)小麥……六六
(三)その他の生産品……六七
(四)運輸……六八
附錄　準備委員會委員氏名……六九
第三　最近の國際經濟狀勢に關する覺書
序　言……七三
一　最近の國際經濟狀勢……七四
(一)生　産……七四
(二)商品のストック……七八
(三)商品價格……七九
(四)國際貿易……八〇
(五)失　業……八一
(六)株式市場……八二
二　不況克服策……八四
(一)通貨安定維持の爲め執られたる諸政策……八四
(二)金本位制の廢棄……八四
(三)借替措置……八五
A表　圖……八五
(一)
(二)
(三)
(四)
(五)
(六)
(七)
(八)
(九)
(十)
(十一)
(十二)
(十三)
(十四)
(十五)
(十六)
(十七)
(十八)
(十九)
(二十)
(二十一)
(二十二)
(二十三)
(二十四)
(二十五)
(二十六)
(二十七)
(二十八)
(二十九)
(三十)
(三十一)
(三十二)
(三十三)
(三十四)
(三十五)
(三十六)
(三十七)
(三十八)
(三十九)
(四十)
(四十一)
(四十二)
(四十三)
(四十四)
(四十五)
(四十六)
(四十七)
(四十八)
(四十九)
(五十)
(五十一)
(五十二)
(五十三)
(五十四)
(五十五)
(五十六)
(五十七)
(五十八)
(五十九)
(六十)
(六十一)
(六十二)
(六十三)
(六十四)
(六十五)
(六十六)
(六十七)
(六十八)
(六十九)
(七十)
(七十一)
(七十二)
(七十三)
(七十四)
(七十五)
(七十六)
(七十七)
(七十八)
(七十九)
(八十)
(八十一)
(八十二)
(八十三)
(八十四)
(八十五)
(八十六)
(八十七)
(八十八)
(八十九)
(九十)
(九十一)
(九十二)
(九十三)
(九十四)
(九十五)
(九十六)
(九十七)
(九十八)
(九十九)
(一百)
(一百一)
(一百二)
(一百三)
(一百四)
(一百五)
(一百六)
(一百七)
(一百八)
(一百九)
(一百十)
(一百十一)
(一百十二)
(一百十三)
(一百十四)
(一百十五)
(一百十六)
(一百十七)
(一百十八)
(一百十九)
(一百二十)
(一百二十一)
(一百二十二)
(一百二十三)
(一百二十四)
(一百二十五)
(一百二十六)
(一百二十七)
(一百二十八)
(一百二十九)
(一百三十)
(一百三十一)
(一百三十二)
(一百三十三)
(一百三十四)
(一百三十五)
(一百三十六)
(一百三十七)
(一百三十八)
(一百三十九)
(一百四十)
(一百四十一)
(一百四十二)
(一百四十三)
(一百四十四)
(一百四十五)
(一百四十六)
(一百四十七)
(一百四十八)
(一百四十九)
(一百五十)
(一百五十一)
(一百五十二)
(一百五十三)
(一百五十四)
(一百五十五)
(一百五十六)
(一百五十七)
(一百五十八)
(一百五十九)
(一百六十)
(一百六十一)
(一百六十二)
(一百六十三)
(一百六十四)
(一百六十五)
(一百六十六)
(一百六十七)
(一百六十八)
(一百六十九)
(一百七十)
(一百七十一)
(一百七十二)
(一百七十三)
(一百七十四)
(一百七十五)
(一百七十六)
(一百七十七)
(一百七十八)
(一百七十九)
(一百八十)
(一百八十一)
(一百八十二)
(一百八十三)
(一百八十四)
(一百八十五)
(一百八十六)
(一百八十七)
(一百八十八)
(一百八十九)
(一百九十)
(一百九十一)
(一百九十二)
(一百九十三)
(一百九十四)
(一百九十五)
(一百九十六)
(一百九十七)
(一百九十八)
(一百九十九)
(二百)
(二百一)
(二百二)
(二百三)
(二百四)
(二百五)
(二百六)
(二百七)
(二百八)
(二百九)
(二百十)
(二百十一)
(二百十二)
(二百十三)
(二百十四)
(二百十五)
(二百十六)
(二百十七)
(二百十八)
(二百十九)
(二百二十)
(二百二十一)
(二百二十二)
(二百二十三)
(二百二十四)
(二百二十五)
(二百二十六)
(二百二十七)
(二百二十八)
(二百二十九)
(二百三十)
(二百三十一)
(二百三十二)
(二百三十三)
(二百三十四)
(二百三十五)
(二百三十六)
(二百三十七)
(二百三十八)
(二百三十九)
(二百四十)
(二百四十一)
(二百四十二)
(二百四十三)
(二百四十四)
(二百四十五)
(二百四十六)
(二百四十七)
(二百四十八)
(二百四十九)
(二百五十)
(二百五十一)
(二百五十二)
(二百五十三)
(二百五十四)
(二百五十五)
(二百五十六)
(二百五十七)
(二百五十八)
(二百五十九)
(二百六十)
(二百六十一)
(二百六十二)
(二百六十三)
(二百六十四)
(二百六十五)
(二百六十六)
(二百六十七)
(二百六十八)
(二百六十九)
(二百七十)
(二百七十一)
(二百七十二)
(二百七十三)
(二百七十四)
(二百七十五)
(二百七十六)
(二百七十七)
(二百七十八)
(二百七十九)
(二百八十)
(二百八十一)
(二百八十二)
(二百八十三)
(二百八十四)
(二百八十五)
(二百八十六)
(二百八十七)
(二百八十八)
(二百八十九)
(二百九十)
(二百九十一)
(二百九十二)
(二百九十三)
(二百九十四)
(二百九十五)
(二百九十六)
(二百九十七)
(二百九十八)
(二百九十九)
(三百)
(三百一)
(三百二)
(三百三)
(三百四)
(三百五)
(三百六)
(三百七)
(三百八)
(三百九)
(三百十)
(三百十一)
(三百十二)
(三百十三)
(三百十四)
(三百十五)
(三百十六)
(三百十七)
(三百十八)
(三百十九)
(三百二十)
(三百二十一)
(三百二十二)
(三百二十三)
(三百二十四)
(三百二十五)
(三百二十六)
(三百二十七)
(三百二十八)
(三百二十九)
(三百三十)
(三百三十一)
(三百三十二)
(三百三十三)
(三百三十四)
(三百三十五)
(三百三十六)
(三百三十七)
(三百三十八)
(三百三十九)
(三百四十)
(三百四十一)
(三百四十二)
(三百四十三)
(三百四十四)
(三百四十五)
(三百四十六)
(三百四十七)
(三百四十八)
(三百四十九)
(三百五十)
(三百五十一)
(三百五十二)
(三百五十三)
(三百五十四)
(三百五十五)
(三百五十六)
(三百五十七)
(三百五十八)
(三百五十九)
(三百六十)
(三百六十一)
(三百六十二)
(三百六十三)
(三百六十四)
(三百六十五)
(三百六十六)
(三百六十七)
(三百六十八)
(三百六十九)
(三百七十)
(三百七十一)
(三百七十二)
(三百七十三)
(三百七十四)
(三百七十五)
(三百七十六)
(三百七十七)
(三百七十八)
(三百七十九)
(三百八十)
(三百八十一)
(三百八十二)
(三百八十三)
(三百八十四)
(三百八十五)
(三百八十六)
(三百八十七)
(三百八十八)
(三百八十九)
(三百九十)
(三百九十一)
(三百九十二)
(三百九十三)
(三百九十四)
(三百九十五)
(三百九十六)
(三百九十七)
(三百九十八)
(三百九十九)
(四百)
(四百一)
(四百二)
(四百三)
(四百四)
(四百五)
(四百六)
(四百七)
(四百八)
(四百九)
(四百十)
(四百十一)
(四百十二)
(四百十三)
(四百十四)
(四百十五)
(四百十六)
(四百十七)
(四百十八)
(四百十九)
(四百二十)
(四百二十一)
(四百二十二)
(四百二十三)
(四百二十四)
(四百二十五)
(四百二十六)
(四百二十七)
(四百二十八)
(四百二十九)
(四百三十)
(四百三十一)
(四百三十二)
(四百三十三)
(四百三十四)
(四百三十五)
(四百三十六)
(四百三十七)
(四百三十八)
(四百三十九)
(四百四十)
(四百四十一)
(四百四十二)
(四百四十三)
(四百四十四)
(四百四十五)
(四百四十六)
(四百四十七)
(四百四十八)
(四百四十九)
(四百五十)
(四百五十一)
(四百五十二)
(四百五十三)
(四百五十四)
(四百五十五)
(四百五十六)
(四百五十七)
(四百五十八)
(四百五十九)
(四百六十)
(四百六十一)
(四百六十二)
(四百六十三)
(四百六十四)
(四百六十五)
(四百六十六)
(四百六十七)
(四百六十八)
(四百六十九)
(四百七十)
(四百七十一)
(四百七十二)
(四百七十三)
(四百七十四)
(四百七十五)
(四百七十六)
(四百七十七)
(四百七十八)
(四百七十九)
(四百八十)
(四百八十一)
(四百八十二)
(四百八十三)
(四百八十四)
(四百八十五)
(四百八十六)
(四百八十七)
(四百八十八)
(四百八十九)
(四百九十)
(四百九十一)
(四百九十二)
(四百九十三)
(四百九十四)
(四百九十五)
(四百九十六)
(四百九十七)
(四百九十八)
(四百九十九)
(五百)
(五百一)
(五百二)
(五百三)
(五百四)
(五百五)
(五百六)
(五百七)
(五百八)
(五百九)
(五百十)
(五百十一)
(五百十二)
(五百十三)
(五百十四)
(五百十五)
(五百十六)
(五百十七)
(五百十八)
(五百十九)
(五百二十)
(五百二十一)
(五百二十二)
(五百二十三)
(五百二十四)
(五百二十五)
(五百二十六)
(五百二十七)
(五百二十八)
(五百二十九)
(五百三十)
(五百三十一)
(五百三十二)
(五百三十三)
(五百三十四)
(五百三十五)
(五百三十六)
(五百三十七)
(五百三十八)
(五百三十九)
(五百四十)
(五百四十一)
(五百四十二)
(五百四十三)
(五百四十四)
(五百四十五)
(五百四十六)
(五百四十七)
(五百四十八)
(五百四十九)
(五百五十)
(五百五十一)
(五百五十二)
(五百五十三)
(五百五十四)
(五百五十五)
(五百五十六)
(五百五十七)
(五百五十八)
(五百五十九)
(五百六十)
(五百六十一)
(五百六十二)
(五百六十三)
(五百六十四)
(五百六十五)
(五百六十六)
(五百六十七)
(五百六十八)
(五百六十九)
(五百七十)
(五百七十一)
(五百七十二)
(五百七十三)
(五百七十四)
(五百七十五)
(五百七十六)
(五百七十七)
(五百七十八)
(五百七十九)
(五百八十)
(五百八十一)
(五百八十二)
(五百八十三)
(五百八十四)
(五百八十五)
(五百八十六)
(五百八十七)
(五百八十八)
(五百八十九)
(五百九十)
(五百九十一)
(五百九十二)
(五百九十三)
(五百九十四)
(五百九十五)
(五百九十六)
(五百九十七)
(五百九十八)
(五百九十九)
(六百)
(六百一)
(六百二)
(六百三)
(六百四)
(六百五)
(六百六)
(六百七)
(六百八)
(六百九)
(六百十)
(六百十一)
(六百十二)
(六百十三)
(六百十四)
(六百十五)
(六百十六)
(六百十七)
(六百十八)
(六百十九)
(六百二十)
(六百二十一)
(六百二十二)
(六百二十三)
(六百二十四)
(六百二十五)
(六百二十六)
(六百二十七)
(六百二十八)
(六百二十九)
(六百三十)
(六百三十一)
(六百三十二)
(六百三十三)
(六百三十四)
(六百三十五)
(六百三十六)
(六百三十七)
(六百三十八)
(六百三十九)
(六百四十)
(六百四十一)
(六百四十二)
(六百四十三)
(六百四十四)
(六百四十五)
(六百四十六)
(六百四十七)
(六百四十八)
(六百四十九)
(六百五十)
(六百五十一)
(六百五十二)
(六百五十三)
(六百五十四)
(六百五十五)
(六百五十六)
(六百五十七)
(六百五十八)
(六百五十九)
(六百六十)
(六百六十一)
(六百六十二)
(六百六十三)
(六百六十四)
(六百六十五)
(六百六十六)
(六百六十七)
(六百六十八)
(六百六十九)
(六百七十)
(六百七十一)
(六百七十二)
(六百七十三)
(六百七十四)
(六百七十五)
(六百七十六)
(六百七十七)
(六百七十八)
(六百七十九)
(六百八十)
(六百八十一)
(六百八十二)
(六百八十三)
(六百八十四)
(六百八十五)
(六百八十六)
(六百八十七)
(六百八十八)
(六百八十九)
(六百九十)
(六百九十一)
(六百九十二)
(六百九十三)
(六百九十四)
(六百九十五)
(六百九十六)
(六百九十七)
(六百九十八)
(六百九十九)
(七百)
(七百一)
(七百二)
(七百三)
(七百四)
(七百五)
(七百六)
(七百七)
(七百八)
(七百九)
(七百十)
(七百十一)
(七百十二)
(七百十三)
(七百十四)
(七百十五)
(七百十六)
(七百十七)
(七百十八)
(七百十九)
(七百二十)
(七百二十一)
(七百二十二)
(七百二十三)
(七百二十四)
(七百二十五)
(七百二十六)
(七百二十七)
(七百二十八)
(七百二十九)
(七百三十)
(七百三十一)
(七百三十二)
(七百三十三)
(七百三十四)
(七百三十五)
(七百三十六)
(七百三十七)
(七百三十八)
(七百三十九)
(七百四十)
(七百四十一)
(七百四十二)
(七百四十三)
(七百四十四)
(七百四十五)
(七百四十六)
(七百四十七)
(七百四十八)
(七百四十九)
(七百五十)
(七百五十一)
(七百五十二)
(七百五十三)
(七百五十四)
(七百五十五)
(七百五十六)
(七百五十七)
(七百五十八)
(七百五十九)
(七百六十)
(七百六十一)
(七百六十二)
(七百六十三)
(七百六十四)
(七百六十五)
(七百六十六)
(七百六十七)
(七百六十八)
(七百六十九)
(七百七十)
(七百七十一)
(七百七十二)
(七百七十三)
(七百七十四)
(七百七十五)
(七百七十六)
(七百七十七)
(七百七十八)
(七百七十九)
(七百八十)
(七百八十一)
(七百八十二)
(七百八十三)
(七百八十四)
(七百八十五)
(七百八十六)
(七百八十七)
(七百八十八)
(七百八十九)
(七百九十)
(七百九十一)
(七百九十二)
(七百九十三)
(七百九十四)
(七百九十五)
(七百九十六)
(七百九十七)
(七百九十八)
(七百九十九)
(八百)
(八百一)
(八百二)
(八百三)
(八百四)
(八百五)
(八百六)
(八百七)
(八百八)
(八百九)
(八百十)
(八百十一)
(八百十二)
(八百十三)
(八百十四)
(八百十五)
(八百十六)
(八百十七)
(八百十八)
(八百十九)
(八百二十)
(八百二十一)
(八百二十二)
(八百二十三)
(八百二十四)
(八百二十五)
(八百二十六)
(八百二十七)
(八百二十八)
(八百二十九)
(八百三十)
(八百三十一)
(八百三十二)
(八百三十三)
(八百三十四)
(八百三十五)
(八百三十六)
(八百三十七)
(八百三十八)
(八百三十九)
(八百四十)
(八百四十一)
(八百四十二)
(八百四十三)
(八百四十四)
(八百四十五)
(八百四十六)
(八百四十七)
(八百四十八)
(八百四十九)
(八百五十)
(八百五十一)
(八百五十二)
(八百五十三)
(八百五十四)
(八百五十五)
(八百五十六)
(八百五十七)
(八百五十八)
(八百五十九)
(八百六十)
(八百六十一)
(八百六十二)
(八百六十三)
(八百六十四)
(八百六十五)
(八百六十六)
(八百六十七)
(八百六十八)
(八百六十九)
(八百七十)
(八百七十一)
(八百七十二)
(八百七十三)
(八百七十四)
(八百七十五)
(八百七十六)
(八百七十七)
(八百七十八)
(八百七十九)
(八百八十)
(八百八十一)
(八百八十二)
(八百八十三)
(八百八十四)
(八百八十五)
(八百八十六)
(八百八十七)
(八百八十八)
(八百八十九)
(八百九十)
(八百九十一)
(八百九十二)
(八百九十三)
(八百九十四)
(八百九十五)
(八百九十六)
(八百九十七)
(八百九十八)
(八百九十九)
(九百)
(九百一)
(九百二)
(九百三)
(九百四)
(九百五)
(九百六)
(九百七)
(九百八)
(九百九)
(九百十)
(九百十一)
(九百十二)
(九百十三)
(九百十四)
(九百十五)
(九百十六)
(九百十七)
(九百十八)
(九百十九)
(九百二十)
(九百二十一)
(九百二十二)
(九百二十三)
(九百二十四)
(九百二十五)
(九百二十六)
(九百二十七)
(九百二十八)
(九百二十九)
(九百三十)
(九百三十一)
(九百三十二)
(九百三十三)
(九百三十四)
(九百三十五)
(九百三十六)
(九百三十七)
(九百三十八)
(九百三十九)
(九百四十)
(九百四十一)
(九百四十二)
(九百四十三)
(九百四十四)
(九百四十五)
(九百四十六)
(九百四十七)
(九百四十八)
(九百四十九)
(九百五十)
(九百五十一)
(九百五十二)
(九百五十三)
(九百五十四)
(九百五十五)
(九百五十六)
(九百五十七)
(九百五十八)
(九百五十九)
(九百六十)
(九百六十一)
(九百六十二)
(九百六十三)
(九百六十四)
(九百六十五)
(九百六十六)
(九百六十七)
(九百六十八)
(九百六十九)
(九百七十)
(九百七十一)
(九百七十二)
(九百七十三)
(九百七十四)
(九百七十五)
(九百七十六)
(九百七十七)
(九百七十八)
(九百七十九)
(九百八十)
(九百八十一)
(九百八十二)
(九百八十三)
(九百八十四)
(九百八十五)
(九百八十六)
(九百八十七)
(九百八十八)
(九百八十九)
(九百九十)
(九百九十一)
(九百九十二)
(九百九十三)
(九百九十四)
(九百九十五)
(九百九十六)
(九百九十七)
(九百九十八)
(九百九十九)
(一千)
(一千一)
(一千二)
(一千三)
(一千四)
(一千五)
(一千六)
(一千七)
(一千八)
(一千九)
(一千十)
(一千十一)
(一千十二)
(一千十三)
(一千十四)
(一千十五)
(一千十六)
(一千十七)
(一千十八)
(一千十九)
(一千二十)
(一千二十一)
(一千二十二)
(一千二十三)
(一千二十四)
(一千二十五)
(一千二十六)
(一千二十七)
(一千二十八)
(一千二十九)
(一千三十)
(一千三十一)
(一千三十二)
(一千三十三)
(一千三十四)
(一千三十五)
(一千三十六)
(一千三十七)
(一千三十八)
(一千三十九)
(一千四十)
(一千四十一)
(一千四十二)
(一千四十三)
(一千四十四)
(一千四十五)
(一千四十六)
(一千四十七)
(一千四十八)
(一千四十九)
(一千五十)
(一千五十一)
(一千五十二)
(一千五十三)
(一千五十四)
(一千五十五)
(一千五十六)
(一千五十七)
(一千五十八)
(一千五十九)
(一千六十)
(一千六十一)
(一千六十二)
(一千六十三)
(一千六十四)
(一千六十五)
(一千六十六)
(一千六十七)
(一千六十八)
(一千六十九)
(一千七十)
(一千七十一)
(一千七十二)
(一千七十三)
(一千七十四)
(一千七十五)
(一千七十六)
(一千七十七)
(一千七十八)
(一千七十九)
(一千八十)
(一千八十一)
(一千八十二)
(一千八十三)
(一千八十四)
(一千八十五)
(一千八十六)
(一千八十七)
(一千八十八)
(一千八十九)
(一千九十)
(一千九十一)
(一千九十二)
(一千九十三)
(一千九十四)
(一千九十五)
(一千九十六)
(一千九十七)
(一千九十八)
(一千九十九)
(一千一百)
(一千一百一)
(一千一百二)
(一千一百三)
(一千一百四)
(一千一百五)
(一千一百六)
(一千一百七)
(一千一百八)
(一千一百九)
(一千一百十)
(一千一百十一)
(一千一百十二)
(一千一百十三)
(一千一百十四)
(一千一百十五)
(一千一百十六)
(一千一百十七)
(一千一百十八)
(一千一百十九)
(一千一百二十)
(一千一百二十一)
(一千一百二十二)
(一千一百二十三)
(一千一百二十四)
(一千一百二十五)
(一千一百二十六)
(一千一百二十七)
(一千一百二十八)
(一千一百二十九)
(一千一百三十)
(一千一百三十一)
(一千一百三十二)
(一千一百三十三)
(一千一百三十四)
(一千一百三十五)
(一千一百三十六)
(一千一百三十七)
(一千一百三十八)
(一千一百三十九)
(一千一百四十)
(一千一百四十一)
(一千一百四十二)
(一千一百四十三)
(一千一百四十四)
(一千一百四十五)
(一千一百四十六)
(一千一百四十七)
(一千一百四十八)
(一千一百四十九)
(一千一百五十)
(一千一百五十一)
(一千一百五十二)
(一千一百五十三)
(一千一百五十四)
(一千一百五十五)
(一千一百五十六)
(一千一百五十七)
(一千一百五十八)
(一千一百五十九)
(一千一百六十)
(一千一百六十一)
(一千一百六十二)
(一千一百六十三)
(一千一百六十四)
(一千一百六十五)
(一千一百六十六)
(一千一百六十七)
(一千一百六十八)
(一千一百六十九)
(一千一百七十)
(一千一百七十一)
(一千一百七十二)
(一千一百七十三)
(一千一百七十四)
(一千一百七十五)
(一千一百七十六)
(一千一百七十七)
(一千一百七十八)
(一千一百七十九)
(一千一百八十)
(一千一百八十一)
(一千一百八十二)
(一千一百八十三)
(一千一百八十四)
(一千一百八十五)
(一千一百八十六)
(一千一百八十七)
(一千一百八十八)
(一千一百八十九)
(一千一百九十)
(一千一百九十一)
(一千一百九十二)
(一千一百九十三)
(一千一百九十四)
(一千一百九十五)
(一千一百九十六)
(一千一百九十七)
(一千一百九十八)
(一千一百九十九)
(一千二百)
(一千二百一)
(一千二百二)
(一千二百三)
(一千二百四)
(一千二百五)
(一千二百六)
(一千二百七)
(一千二百八)
(一千二百九)
(一千二百十)
(一千二百十一)
(一千二百十二)
(一千二百十三)
(一千二百十四)
(一千二百十五)
(一千二百十六)
(一千二百十七)
(一千二百十八)
(一千二百十九)
(一千二百二十)
(一千二百二十一)
(一千二百二十二)
(一千二百二十三)
(一千二百二十四)
(一千二百二十五)
(一千二百二十六)
(一千二百二十七)
(一千二百二十八)
(一千二百二十九)
(一千二百三十)
(一千二百三十一)
(一千二百三十二)
(一千二百三十三)
(一千二百三十四)
(一千二百三十五)
(一千二百三十六)
(一千二百三十七)
(一千二百三十八)
(一千二百三十九)
(一千二百四十)
(一千二百四十一)
(一千二百四十二)
(一千二百四十三)
(一千二百四十四)
(一千二百四十五)
(一千二百四十六)
(一千二百四十七)
(一千二百四十八)
(一千二百四十九)
(一千二百五十)
(一千二百五十一)
(一千二百五十二)
(一千二百五十三)
(一千二百五十四)
(一千二百五十五)
(一千二百五十六)
(一千二百五十七)
(一千二百五十八)
(一千二百五十九)
(一千二百六十)
(一千二百六十一)
(一千二百六十二)
(一千二百六十三)
(一千二百六十四)
(一千二百六十五)
(一千二百六十六)
(一千二百六十七)
(一千二百六十八)
(一千二百六十九)
(一千二百七十)
(一千二百七十一)
(一千二百七十二)
(一千二百七十三)
(一千二百七十四)
(一千二百七十五)
(一千二百七十六)
(一千二百七十七)
(一千二百七十八)
(一千二百七十九)
(一千二百八十)
(一千二百八十一)
(一千二百八十二)
(一千二百八十三)
(一千二百八十四)
(一千二百八十五)
(一千二百八十六)
(一千二百八十七)
(一千二百八十八)
(一千二百八十九)
(一千二百九十)
(一千二百九十一)
(一千二百九十二)
(一千二百九十三)
(一千二百九十四)
(一千二百九十五)
(一千二百九十六)
(一千二百九十七)
(一千二百九十八)
(一千二百九十九)
(一千三百)
(一千三百一)
(一千三百二)
(一千三百三)
(一千三百四)
(一千三百五)
(一千三百六)
(一千三百七)
(一千三百八)
(一千三百九)
(一千三百十)
(一千三百十一)
(一千三百十二)
(一千三百十三)
(一千三百十四)
(一千三百十五)
(一千三百十六)
(一千三百十七)
(一千三百十八)
(一千三百十九)
(一千三百二十)
(一千三百二十一)
(一千三百二十二)
(一千三百二十三)
(一千三百二十四)
(一千三百二十五)
(一千三百二十六)
(一千三百二十七)
(一千三百二十八)
(一千三百二十九)
(一千三百三十)
(一千三百三十一)
(一千三百三十二)
(一千三百三十三)
(一千三百三十四)
(一千三百三十五)
(一千三百三十六)
(一千三百三十七)
(一千三百三十八)
(一千三百三十九)
(一千三百四十)
(一千三百四十一)
(一千三百四十二)
(一千三百四十三)
(一千三百四十四)
(一千三百四十五)
(一千三百四十六)
(一千三百四十七)
(一千三百四十八)
(一千三百四十九)
(一千三百五十)
(一千三百五十一)
(一千三百五十二)
(一千三百五十三)
(一千三百五十四)
(一千三百五十五)
(一千三百五十六)
(一千三百五十七)
(一千三百五十八)
(一千三百五十九)
(一千三百六十)
(一千三百六十一)
(一千三百六十二)
(一千三百六十三)
(一千三百六十四)
(一千三百六十五)
(一千三百六十六)
(一千三百六十七)
(一千三百六十八)
(一千三百六十九)
(一千三百七十)
(一千三百七十一)
(一千三百七十二)
(一千三百七十三)
(一千三百七十四)
(一千三百七十五)
(一千三百七十六)
(一千三百七十七)
(一千三百七十八)
(一千三百七十九)
(一千三百八十)
(一千三百八十一)
(一千三百八十二)
(一千三百八十三)
(一千三百八十四)
(一千三百八十五)
(一千三百八十六)
(一千三百八十七)
(一千三百八十八)
(一千三百八十九)
(一千三百九十)
(一千三百九十一)
(一千三百九十二)
(一千三百九十三)
(一千三百九十四)
(一千三百九十五)
(一千三百九十六)
(一千三百九十七)
(一千三百九十八)
(一千三百九十九)
(一千四百)
(一千四百一)
(一千四百二)
(一千四百三)
(一千四百四)
(一千四百五)
(一千四百六)
(一千四百七)
(一千四百八)
(一千四百九)
(一千四百十)
(一千四百十一)
(一千四百十二)
(一千四百十三)
(一千四百十四)
(一千四百十五)
(一千四百十六)
(一千四百十七)
(一千四百十八)
(一千四百十九)
(一千四百二十)
(一千四百二十一)
(一千四百二十二)
(一千四百二十三)
(一千四百二十四)
(一千四百二十五)
(一千四百二十六)
(一千四百二十七)
(一千四百二十八)
(一千四百二十九)
(一千四百三十)
(一千四百三十一)
(一千四百三十二)
(一千四百三十三)
(一千四百三十四)
(一千四百三十五)
(一千四百三十六)
(一千四百三十七)
(一千四百三十八)
(一千四百三十九)
(一千四百四十)
(一千四百四十一)
(一千四百四十二)
(一千四百四十三)
(一千四百四十四)
(一千四百四十五)
(一千四百四十六)
(一千四百四十七)
(一千四百四十八)
(一千四百四十九)
(一千四百五十)
(一千四百五十一)
(一千四百五十二)
(一千四百五十三)
(一千四百五十四)
(一千四百五十五)
(一千四百五十六)
(一千四百五十七)
(一千四百五十八)
(一千四百五十九)
(一千四百六十)
(一千四百六十一)
(一千四百六十二)
(一千四百六十三)
(一千四百六十四)
(一千四百六十五)
(一千四百六十六)
(一千四百六十七)
(一千四百六十八)
(一千四百六十九)
(一千四百七十)
(一千四百七十一)
(一千四百七十二)
(一千四百七十三)
(一千四百七十四)
(一千四百七十五)
(一千四百七十六)
(一千四百七十七)
(一千四百七十八)
(一千四百七十九)
(一千四百八十)
(一千四百八十一)
(一千四百八十二)
(一千四百八十三)
(一千四百八十四)
(一千四百八十五)
(一千四百八十六)
(一千四百八十七)
(一千四百八十八)
(一千四百八十九)
(一千四百九十)
(一千四百九十一)
(一千四百九十二)
(一千四百九十三)
(一千四百九十四)
(一千四百九十五)
(一千四百九十六)
(一千四百九十七)
(一千四百九十八)
(一千四百九十九)
(一千五百)
(一千五百一)
(一千五百二)
(一千五百三)
(一千五百四)
(一千五百五)
(一千五百六)
(一千五百七)
(一千五百八)
(一千五百九)
(一千五百十)
(一千五百十一)
(一千五百十二)
(一千五百十三)
(一千五百十四)
(一千五百十五)
(一千五百十六)
(一千五百十七)
(一千五百十八)
(一千五百十九)
(一千五百二十)
(一千五百二十一)
(一千五百二十二)
(一千五百二十三)
(一千五百二十四)
(一千五百二十五)
(一千五百二十六)
(一千五百二十七)
(一千五百二十八)
(一千五百二十九)
(一千五百三十)
(一千五百三十一)
(一千五百三十二)
(一千五百三十三)
(一千五百三十四)
(一千五百三十五)
(一千五百三十六)
(一千五百三十七)
(一千五百三十八)
(一千五百三十九)
(一千五百四十)
(一千五百四十一)
(一千五百四十二)
(一千五百四十三)
(一千五百四十四)
(一千五百四十五)
(一千五百四十六)
(一千五百四十七)
(一千五百四十八)
(一千五百四十九)
(一千五百五十)
(一千五百五十一)
(一千五百五十二)
(一千五百五十三)
(一千五百五十四)
(一千五百五十五)
(一千五百五十六)
(一千五百五十七)
(一千五百五十八)
(一千五百五十九)
(一千五百六十)
(一千五百六十一)
(一千五百六十二)
(一千五百六十三)
(一千五百六十四)
(一千五百六十五)
(一千五百六十六)
(一千五百六十七)
(一千五百六十八)
(一千五百六十九)
(一千五百七十)
(一千五百七十一)
(一千五百七十二)
(一千五百七十三)
(一千五百七十四)
(一千五百七十五)
(一千五百七十六)
(一千五百七十七)
(一千五百七十八)
(一千五百七十九)
(一千五百八十)
(一千五百八十一)
(一千五百八十二)
(一千五百八十三)
(一千五百八十四)
(一千五百八十五)
(一千五百八十六)
(一千五百八十七)
(一千五百八十八)
(一千五百八十九)
(一千五百九十)
(一千五百九十一)
(一千五百九十二)
(一千五百九十三)
(一千五百九十四)
(一千五百九十五)
(一千五百九十六)
(一千五百九十七)
(一千五百九十八)
(一千五百九十九)
(一千六百)
(一千六百一)
(一千六百二)
(一千六百三)
(一千六百四)
(一千六百五)
(一千六百六)
(一千六百七)
(一千六百八)
(一千六百九)
(一千六百十)
(一千六百十一)
(一千六百十二)
(一千六百十三)
(一千六百十四)
(一千六百十五)
(一千六百十六)
(一千六百十七)
(一千六百十八)
(一千六百十九)
(一千六百二十)
(一千六百二十一)
(一千六百二十二)
(一千六百二十三)
(一千六百二十四)
(一千六百二十五)
(一千六百二十六)
(一千六百二十七)
(一千六百二十八)
(一千六百二十九)
(一千六百三十)
(一千六百三十一)
(一千六百三十二)
(一千六百三十三)
(一千六百三十四)
(一千六百三十五)
(一千六百三十六)
(一千六百三十七)
(一千六百三十八)
(一千六百三十九)
(一千六百四十)
(一千六百四十一)
(一千六百四十二)
(一千六百四十三)
(一千六百四十四)
(一千六百四十五)
(一千六百四十六)
(一千六百四十七)
(一千六百四十八)
(一千六百四十九)
(一千六百五十)
(一千六百五十一)
(一千六百五十二)
(一千六百五十三)
(一千六百五十四)
(一千六百五十五)
(一千六百五十六)
(一千六百五十七)
(一千六百五十八)
(一千六百五十九)
(一千六百六十)
(一千六百六十一)
(一千六百六十二)
(一千六百六十三)
(一千六百六十四)
(一千六百六十五)
(一千六百六十六)
(一千六百六十七)
(一千六百六十八)
(一千六百六十九)
(一千六百七十)
(一千六百七十一)
(一千六百七十二)
(一千六百七十三)
(一千六百七十四)
(一千六百七十五)
(一千六百七十六)
(一千六百七十七)
(一千六百七十八)
(一千六百七十九)
(一千六百八十)
(一千六百八十一)
(一千六百八十二)
(一千六百八十三)
(一千六百八十四)
(一千六百八十五)
(一千六百八十六)
(一千六百八十七)
(一千六百八十八)
(一千六百八十九)
(一千六百九十)
(一千六百九十一)
(一千六百九十二)
(一千六百九十三)
(一千六百九十四)
(一千六百九十五)
(一千六百九十六)
(一千六百九十七)
(一千六百九十八)
(一千六百九十九)
(一千七百)
(一千七百一)
(一千七百二)
(一千七百三)
(一千七百四)
(一千七百五)
(一千七百六)
(一千七百七)
(一千七百八)
(一千七百九)
(一千七百十)
(一千七百十一)
(一千七百十二)
(一千七百十三)
(一千七百十四)
(一千七百十五)
(一千七百十六)
(一千七百十七)
(一千七百十八)
(一千七百十九)
(一千七百二十)
(一千七百二十一)
(一千七百二十二)
(一千七百二十三)
(一千七百二十四)
(一千七百二十五)
(一千七百二十六)
(一千七百二十七)
(一千七百二十八)
(一千七百二十九)
(一千七百三十)
(一千七百三十一)
(一千七百三十二)
(一千七百三十三)
(一千七百三十四)
(一千七百三十五)
(一千七百三十六)
(一千七百三十七)
(一千七百三十八)
(一千七百三十九)
(一千七百四十)
(一千七百四十一)
(一千七百四十二)
(一千七百四十三)
(一千七百四十四)
(一千七百四十五)
(一千七百四十六)
(一千七百四十七)
(一千七百四十八)
(一千七百四十九)
(一千七百五十)
(一千七百五十一)
(一千七百五十二)
(一千七百五十三)
(一千七百五十四)
(一千七百五十五)
(一千七百五十六)
(一千七百五十七)
(一千七百五十八)
(一千七百五十九)
(一千七百六十)
(一千七百六十一)
(一千七百六十二)
(一千七百六十三)
(一千七百六十四)
(一千七百六十五)
(一千七百六十六)
(一千七百六十七)
(一千七百六十八)
(一千七百六十九)
(一千七百七十)
(一千七百七十一)
(一千七百七十二)
(一千七百七十三)
(一千七百七十四)
(一千七百七十五)
(一千七百七十六)
(一千七百七十七)
(一千七百七十八)
(一千七百七十九)
(一千七百八十)
(一千七百八十一)
(一千七百八十二)
(一千七百八十三)
(一千七百八十四)
(一千七百八十五)
(一千七百八十六)
(一千七百八十七)
(一千七百八十八)
(一千七百八十九)
(一千七百九十)
(一千七百九十一)
(一千七百九十二)
(一千七百九十三)
(一千七百九十四)
(一千七百九十五)
(一千七百九十六)
(一千七百九十七)
(一千七百九十八)
(一千七百九十九)
(一千八百)
(一千八百一)
(一千八百二)
(一千八百三)
(一千八百四)
(一千八百五)
(一千八百六)
(一千八百七)
(一千八百八)
(一千八百九)
(一千八百十)
(一千八百十一)
(一千八百十二)
(一千八百十三)
(一千八百十四)
(一千八百十五)
(一千八百十六)
(一千八百十七)
(一千八百十八)
(一千八百十九)
(一千八百二十)
(一千八百二十一)
(一千八百二十二)
(一千八百二十三)
(一千八百二十

スキー……一五
チェコスロヴァキア……一五六
トルコ……一五七
ソヴィエット・ロシア……一五七
ユーゴースラヴィア……一五八
ブラジル……一五八
コロンビア……一五八
日本……一五八
ニュー・ジーランド……一五九
ペルシア・イラン……一五九
南阿聯邦……一五九
ウルグアイ……一五九

第八　外國爲替管理制度

一　緒言

……一六〇

二　國際貿易狀勢の變遷

……一六一

三　一九三八年に於ける國際貿易の減退及び外爲の動搖

……一六二

四　英國

イタリー……一七四
スエーデン……一七六
スキース……一七九
チエコスロヴァキア……一八二
米國……一八二
フランス……一七三
ベルギー……一七五
ドイツ……一七五
ブルガリア……一七八
デンマルク……一八〇
エストニア……一八三
オーストリア……一八四
ユーゴースラヴィア……一八五
ソヴィエット・ロシア……一八五
トルコ……一八六
チエコスロヴァキア……一八六
ブラジル……一八七
コロンビア……一八七
日本……一八七
ニュー・ジーランド……一八八
ペルシア・イラン……一八八
南阿聯邦……一八八
ウルグアイ……一八八

五　外國爲替管理及び統制政策の諸類型

……一八九

六　英國

……一九〇

(1) 爲替統制の發動……一九〇
(2) 爲替統制の實施……一九一
(3) 爲替管理並に統制の緩和……一九二

七　米國

……一九三

(A) 外國爲替管理……一九三
(B) 金貨幣取引……一九四
(C) 商業取引……一九四
(D) 資金の逃避を防止せんとする試み……一九五

八　獨逸

……一九六

(1) 爲替統制の發動……一九六
(2) 爲替統制の實施……一九七
(3) 爲替管理並に統制の緩和……一九八

九　フランス

……一九九

(A) 外國爲替管理……一九九
(B) 金貨幣取引……二〇〇
(C) 商業取引……二〇〇
(D) 資金の逃避を防止せんとする試み……二〇一

十　ベルギー

……二〇一

十一　オーストリア

……二〇二

十二　ブルガリア

……二〇二

十三　ハンガリー

……二〇三

十四　イタリー

……二〇三

十五　ポーランド

……二〇四

十六　ルーマニア

……二〇四

十七　スエーデン

……二〇五

十八　デンマルク

……二〇五

十九　ノールウェー

……二〇五

十　ラトヴィー

……二〇五

二十　フィンランド

……二〇六

二十一　エストニア

……二〇六

二十二　ギリシャ

……二〇六

二十三　ユーゴースラヴィア

……二〇六

二十四　ソヴィエット・ロシア

……二〇七

二十五　トルコ

……二〇七

二十六　日本

……二〇七

二十七　ブラジル

……二〇八

二十八　コロンビア

……二〇八

二十九　ペルシア・イラン

……二〇八

二十　南阿聯邦

……二〇九

二十一　ウルグアイ

……二〇九

オーストラリア……二四九
附、日本の外國爲替管理法……二五〇

附表

一　世界に於ける中央銀行の貨幣用金準備
二　世界に於ける最近十年間の金銀産出高
三　世界の重要商品ストックの概要

第一　ロンドン國際經濟會議開催に至る迄の經過

第一　ロンドン國際經濟會議開催に至る迄の經過

（一）　ローザンヌ會議の成果

一九二九年の秋突如として起つた米國株式界の大崩落は各國の經濟界をして漸次不振の度を加へしめ、商品の國際的物價は低落し、更に一九三一年五月オーストリアのクレデイツト・アンシュタルトの整理に依つて國際信用は破壊され、短期資金の國際的引揚げが起り、その波紋は全世界に擴大し、遂に金本位制の世界的離脫の狀勢を齎らすに至り國際經濟の機構は著しく攪亂された。世界不況を打開し、國際經濟の正常なる機能に復活せしめんとする努力は國際的に、或は國内的に、又政府當局に依り、諸團體若しくは經濟學者等に依り講ぜられるに至つた。即ち、一九三〇年の關稅休日會議、一九三一年末のソフイア會議、一九三二年のストレーザ會議、同年ベルリンに開かれた經濟專門家會議及び賠償問題の決定を行つたローザンヌ會議等はその中の重要なる試みであつた。ローザンヌ會議は一九三二年六月十六日より七月九日に亘り日、英、佛、伊、白、獨の六ケ國が招請國となり、それに英自治領、小國十八ケ國の參加の下にローザンヌに於て開かれたもので、會議は五項目より成る決議の採擇を以つて賠償問題の解決を行ひ、世界經濟の前途に一の光明を齎らすに至つた。

今回の國際經濟會議は右ローザンヌ會議の決議第五、即ち「現在の世界不況に對し責任あり、且つこれを長引かす

他の經濟的及び財政的困難を解決する方法を決定する爲め」世界會議を招集すべきことを國際聯盟に要請せる指針に基いたものであつて、ローザンヌ會議は聯盟が招集すべき會議に於て討議すべき議題及びその他の任務を次の如く決議第五中に定めた。

「ローザンヌ會議は既に取扱はれたる問題以外更に現在の世界的恐慌の原因となり、又はこれが回復を遷延せしむることあるべき他の經濟及び財政上の諸困難を解決するに必要なる對策を決定せんとす。

右に關して考究すべき主なる議題次の如し。

一、財政問題

通貨及び信用政策

爲替問題

物價の水準

資本の移動

一、經濟問題

生産並に通商狀態の改善を圖り特に次の事項に留意するものとす

關稅政策

貿易の禁止、制限、割當其の他貿易の障碍

生産者協定

本會議は殊に通貨制度を確固たる基礎の上に再建する必要を認め、之に依つて爲替管理の諸政策を廢棄し、通貨移動に關する障碍を除去すると共に更に國際貿易の回復を企圖することを最緊要事なりと思惟す。

上記の目的を達成せん爲め次の事項を決定す。

本會議は國際聯盟に要請して適當なる時期並に場所（必ずしもジュネーヴと限定せず）に於て通貨及び經濟會議を開催するものとす。

本會議は該問題が密接なる依存關係にあり、相互に錯綜しをるを以て其の豫備的調査は各專門委員に附託するものとす。其故にドイツ、ベルギー、フランス、英國、イタリー及び日本の各政府に對し各二名の專門委員の推薦方を要請し其の內一名は經濟問題、他の一名は財政問題を擔當するものとす。從つて準備委員會は二部門即ち經濟委員會と財政委員會とを以つて構成するものとす。但し必要なる場合には何時にても共の聯合協議會を開くことを得。

本會議は右の諸國に對すると同一條件の下に委員會に代表者を推薦せられんことを合衆國政府に要請す。

最後に本會議は各三名の財政委員及び經濟委員の推薦を國際聯盟に要請す。但し同委員は前揭諸國以外より推擧せらるべきことを要望す。加之、國際聯盟事務局經濟部及び財政部の二部長より援助を受くることあるべく、同時に國際決濟銀行と協力し特に財政委員會に對して委員二名の任命方を同銀行に要請す。」

（二）　聯盟理事會組織委員會の成立

右の要請を受けた國際聯盟理事會は一九三二年七月十五日の會合に於いて本問題を審議し、先づ英外相サイモン氏（Sir John Simon）よりローザンヌ會議が一九三二年二月十三日ジュネーヴに於いて（一）バーゼル專門家會議報告書に掲げられた問題の最終的決定及び（二）現下の世界不況を長引かす他の經濟的及び財政的困難を解決する目的を以つて行はれた協定に基いたもので、右の中の（一）の目的は既にローザンヌ協定中に含まれあり、（二）の目的を國際聯盟に依つて解決せんとするものである。この問題は既に前回の理事會に於て論議され、ローザンヌ會議の結末を待つてゐたもので、既に右會議も終了するに至つたから、聯盟は經濟會議の招集準備に速かに着手する必要ありと說き、この爲めには理事會委員會を設くる必要ありと說いた。

次いでドイツ代表ゲオベルト氏は會議の成功の秘訣は準備事業が速かに、且つ實際的に行はれることに在ると說き、イタリー代表シャロヤ氏は國際勞働局の協力を求むるは勿論にして、又國際商業會議所及び萬國農事協會の協力をも求むる必要あることを說いた。その他各國代表の意見交換を行つた結果、理事會は次の如き決議を採擇し、理事會組織委員會を構成し、且つ會議の議題作成に當らしむる專門家準備委員會の組織を實現した。

「一、聯盟理事會は、通貨經濟問題に關する會議を國際聯盟主催の下に招集すべしとのローザンヌ會議の要請を受認す。

二、理事會は通貨經濟會議に對して特に理事會組織委員會を設く。該委員會は次揭の諸事項に關しローザンヌ協定の下に附與せられたる使命に對して何等の偏見をも有することなく、同會議の招集に關する必要なる決定權を有するものとす。同委員會はローザンヌ會議に招請狀を發したる理事國政府代表者及び經濟問題並に財政問題の各報告者を以つて構成す。

同委員會は何時にても必要なりと認めたる場合には該委員會に參加すべき代表者の任命方を他の國家に要請し得るものとす。

三、（イ）　理事會は一九三二年七月九日ローザンヌ決議第五に基き構成せられたる專門家準備委員會が通貨經濟會議に於ける議題の豫備的調査を爲すべしとの決議を承認す。同準備委員會は常に理事會組織委員會と協調し、必要なる場合會務を報告するものとす。理事會は特に通貨經濟會議に對して註釋付會議事項の草案を作成せられんことを準備委員會に要請す。

（ロ）　理事會は前揭第二條の準備委員會、即ち財政及び經濟兩委員會に對し委員各三名の任命方を組織委員會委員長に要請す。委員長は各委員と協議の上之を決定するものとす。

聯盟事務局經濟部、財政部及び經濟情報部の各部長をして準備委員會に參加せしむるや否やは各部長の意思に依り決定す。

（ハ）　國際勞働局及び萬國農事協會に要請して準備委員會に於ける技術的方面に參劃せしむ。

但し右は準備委員會の任意たるべく、其の權限も同委員會が必要なりと認めたる範圍內に局限するものとす。

（ニ）理事會組織委員會は若し必要なりと認めたる場合には準備委員會と協議の上、後者の構成員を增加することを得。

四、理事會は通貨經濟會議に要する經費を聯盟總會に要求するものとす。」

理事會は右決議を採擇すると共に、組織委員會の委員長として英外相サイモン氏を任命した。

超えて九月二十七日に開かれた第六十八回理事會は會議準備の爲めの專門家委員會がジュネーヴに於て開かるべきこと、聯盟事務局は專門家準備委員會の書記局となること、及び準備委員會の會合期日を決定することに就いての理事會の意見を定め、これを理事會組織委員會に附議することゝなつた。

理事會組織委員會は十月三日サイモン氏議長の下に開催され、專門家準備委員會の委員を任命し、（別項第二國際通貨經濟會議議題中の附錄參照）右準備委員會を十月三十一日ジュネーヴに招集し、ローザンヌ會議決議に依つて委託された議題の豫備的審議を行はしめること、本會議はロンドンに招集し、その費用に就いてはジュネーヴに於て豫定せる以上超過せる場合は英國政府に於てこれを負擔すること、會議開催期日は準備委員會の事業に着手したる後、即ち十一月の理事會組織委員會に於て決定すること、會議參加國は總ての聯盟加入國並びにアフガニスタン、ブラジル、コスタ・リカ、ダンチツヒ、米國、エヂプト、エクアドル、ヘジアズ、アイスランド、ソヴイエット聯邦とし、事務總長をして右各國に代表派遣方を要請すること、最後に準備委員會は必要に應じ、國際勞働機關、萬國農事協會の協力を求むべきことを決定した。

（三）第十三回聯盟總會に於ける討議

この間國際聯盟第十三回總會は九月二十六日より十七日に亘つてジュネーヴに於て開かれ、各國代表に依つてこの會議の重要性が高調された。先づスエーデン代表ヴォーリン氏はスエーデンは來るべき經濟會議が今日の不安を緩和するに至るべきことを希望し、政府はこの爲めに各國と協調し凡ゆる努力を講ずべきことを聲明した。チエツコスロヴアキア代表ストドラ氏は會議が中部及び東部ヨーロツパ諸國の購買力問題及び失業問題を取扱ふべきことを希望しダニューヴ五ケ國間の相互貿易は一九二八年には九億七千萬ドルであつたのが一九三一年には僅か五億三千六百萬ドルに減少したと說き、特に農產品價格の値下りを强調し、失業問題に就いてはダニューヴとオーデル河を結ぶ運河に依りバルチツク海と黑海を聯絡せしむる公共事業計畫に依り失業緩和を行ふべきことを希望した。ポーランド代表ロマン氏は會議開催前迄に（一）家畜檢疫、（二）動物、生肉及び動物製品輸送、（三）生肉以外の動物製品輸出入に關する條約を制定すべきことを農業國側の意見として希望した。英國代表エデン氏はオツタワ會議の成果を披露し、これに依つて英帝國間の關稅を引下げ通商を促進せしむるに至つたことを力說した。インド代表サー・ジエハンジール・コヤジーは農業不況を緩和し、且つ消費に對しての一般生產の不均衡を矯正する爲めに各國間の協力を行ふべきことを强調した。次いでフランス代表ジュオー氏より總會に提出されたステートメント、即ち約三千萬の世界に於ける失業者の存在は約三千億スキス・フランの購買力の喪失に價してゐるものであるから、これ等失業者救濟の爲めの公共事業

計畫を會議議題とすべきことの要求に就き審議した。

アイルランド代表コノリー氏は會議が世界平和を危殆ならしめてゐる經濟紛爭に對する解決を講ずべきであるとて先進國と後進國との間の調和の必要なることを力說した。オランダ代表コライン氏は英國代表の聲明に言及し、オツタワ會議の結果英帝國と爾餘の世界との間の貿易が一層擴大されるとは思へないと說き、次いで世界經濟會議に關しては同會議が若し通貨問題に失敗し經濟的自給主義の傾向を强めるやうなことになれば、ヨーロツパ諸國は半世紀前の狀態に還元せざるを得なくなるであらうと說いた。日本代表矢田氏は日本の通商政策の基調たる最惠國條款の保障の必要を力說し、世界經濟會議が極端な保護主義傾向を休止せしめ、世界繁榮の新時代を齎らさんことを望むと說き、會議の成功に對して協力せんとするものであることを强調した。デンマルク代表ボルグベルグ氏は國際協力に依る改善の必要を力說し、特に信認の一般的回復の經濟活動に及ぼす影響を說き、主要諸國が新らしい政策を採用するに至らんことを望む旨强調した。次いでカナダ、ボルトガル、オーストラリア、チリー、イタリー等の諸代表より夫々聲明があり、總會は十月十二日に至つて次の如き趣旨の決議を採擇するに至つた。

「總會は

一、恐慌に依つて齎らされた現下の緊急問題の解決は貿易及び金融の分野に於ける總ての國の有效且つ速急なる協力にのみ在りと信じ、

二、來るべき通貨經濟會議は國際貿易を癱瘓せしめる凡ゆる種類の障碍を出來得る限り速かに除去すべき一切の實際的手段を探求すべく、且つ貨幣安定及び信用回復に必要なる調整を容易ならしむべきことがその最も緊急なる事業なりと思惟し、

三、會議に參加すべき總ての政府に對し、その及ぶ限り今日の困難解決に力を與へ、且つ正常なる狀勢に回復せしむる唯一の手段たる經濟上の國際的理解に必要なる讓歩の必要に就き輿論の啓發に努むべきことを强調し、

四、通貨經濟會議並びに一九三二年四月三十日國際勞働會議のトレーザ會議の決議に基き會議準備を行はんとする當局者並びにスる。」

（四）專門家準備委員會第一回會合

通貨經濟會議の註釋付議題の作成を命ぜられたる專門家委員會は一九三二年十月三十一日より十一月九日に亘りトリツプ氏（オランダ銀行總裁）議長の下にその第一回會合をジユネーヴに於て開いた。委員會は問題の審議に當つて二個の小委員會、即ち經濟委員會と財政委員會とに頒ち、前者にはランゲホフ氏（ベルギー）を、後者にはベネドウチエ教授（イタリー）を夫々議長に任命した。右委員會は本會議の扱ふべき種々の問題に就き審議したが、問題に關する複雜性並びに各國に於ける國內事情の相違の爲め討議を續行することが困難となつた爲めに委員會は一先づ散會する事とし次回會合迄に充分の準備を行ふべき申合せをなした。

（五）　專門家準備委員會第二回會合

右準備委員會第一回會合の事業を審議するための理事會組織委員會は超えて十一月二十二日サイモン氏議長の下に開き、會議開催を促進するために準備委員會の次回會合に於いて註釋付議題を作成することを希望する旨の決議を行ひ、會議開催期日は一九三三年一月末に於いて開かれる理事會組織委員會の會合に於いて決定すべきことを定めた。

かくて準備委員會の第二回會合は一九三三年一月九日より十九日までジュネーヴに於いて前回同樣トリップ氏議長の下に第二回會合を催し、註釋議題の起草に當つた。第一回會合後準備委員會の各委員は夫々の自國に於ける狀勢を研究し、且つロンドン會議の議題の作成に必要なりとする處の種々の協議を各國間に於いて行つたので、第二回會合に於いては議事の進行は容易に行はれることが出來た。委員會は財政小委員會（議長ベネドウチエ氏）經濟小委員會（議長ランゲホフ氏）とに分ち、問題の審議を行ひ報告書の作成に當つたが、第二回委員會に於ける各國の立場及び態度は一般討議中に於いて是を窺ふことが出來る。即ち米國代表ノルマン・デヴイス氏は今日の不況深化の原因は大部分各國政府が過去に於いて執つた不健全な經濟理論及び商業政策に依るものであつて、若し各國がかゝる政策を修正若しくは轉換すべき措置をとるならばこれに依つて右の不況緩和が齎らせられるのであると說き、同じくウイリアム氏も米國側は戰債問題の解決及び關稅の引下げの問題につき各國と協力すべく、米國として行ひ得る中でヨーロツパに對し最も力强く響くと思はれるものは米國の現行關稅率の引下げなることであると說いた。英國代表サー・フレデ

リツク・レイス・ロスは委員會が(一)國際債務(二)關稅(三)物價水準引上(四)貨幣制度改革の順序を以つて審議を行ふべきことを主張した。フランス代表フレデリツク・リスト氏は今日の世界經濟狀勢に對する主觀的論調に反對し、世界が過去十ケ年間に行つた過誤に惱まされてゐることは事實であるが、然しながら、一世紀前のナポレオン戰爭が終つて國家主義が或程度迄除かれ正常的國際關係が進展するに至るまでは、少くとも二十年間を要したことを考へなければならないと說き、通貨政策に就いては金本位を固守してゐる諸國は名目上又は實質上金本位より離脫せる他の諸國に對抗し得る基礎として定點を維持することが必要であり、各國が金本位に復歸する前に物價引上げを條件とすることは結構であるが、フランスは物價水準の人爲的引上げには反對であつて、物價の正常的且つ健全なる增加は(イ)資本及び(ロ)商品の自由なる流通に依つてのみ齎らし得るものであると力說した。ドイツ代表のポツセ氏は債務國は商品に依つてその債務を支拂ひ得る立場におかるべく、債權國は債務國をしてその商品を輸出せしめるやうな政策をとる必要あることを强調し、次いで同國代表フオツケ氏も亦國際的金本位制の復歸のためには(1)商品の自由なる國際的移動 (2)金本位を離脫せる通貨の安定(3)短期外債の恒久的及び決定的解決（これは債權者及び債務者側の信認を回復する解決を含んでゐる）を前提條件とすると提案した。イタリー代表ベネドウチエ氏はイタリーが國際協調を再建し、不況を克服するために凡ゆる手段を執るべきことを述べ、國際通貨制度の統一が國際財政及び國際貿易の基礎とするものであると强調した。氏は管理通貨が經濟的國家主義を助長し今日の文明を否定した經濟的自足の方向を强めんとするものであると述べた。ベルギー代表フランキ氏は、商品及び資本の自由移動並に爲替の安定問題を力說した。日本代表津島氏は金本位を離脫した諸國が復歸するに必要な條件及び時期に關しては、これは關係各國のみに依

つて決定するべきでありと說き、金のアブノーマルな分配の行はれてゐることに注意を喚起し、これが再調整されない限り、金本位を離脫し、又はその金準備の大部分を喪失せる諸國は、金本位に復歸することを躊躇するであらうと說いた。印度代表サー・セシル・キツシュは物價下落が印度三億民衆に及ぼす影響を說き、物價引上げの爲めの通貨政策に贊成するとの意見を表示した。ハンガリー代表ニツクル氏は中央ヨーロツパの財政的復興の緊急なることを力說した。アルゼンチン代表プレビツシュ氏は原料品及び食料品を生產する債務國の不況の影響の甚大なることを强調し、國際商品價格の引上げを力說した。

ポーランド代表バランスキー氏は不況回復の爲めの手段として全世界貿易を取扱ふべき國際的クリアリング・ハウスの設立の必要を說き、管理通貨は國際貿易の自由移動と兩立し難いものであると主張した。ノールウェイ代表ヤン氏は會議失敗後の不況深刻なることに警告を發し、會議を成功せしむる爲めには割當制度及び禁止制度を撤廢することであつて、これ等は關稅よりも一層通商障碍をなしてゐると說いた。フインランド代表リツチ氏は國家主義的經濟政策の變更を行ふことはフインランドの如き小債務國にとつて特に必要であることを說いた。

かくて第二回專門家準備委員會に依つて起草された註釋付議題は理事會組織委員會に提出され、右組織委員會は一月五日の會合に於いてこれを承認し、超えて廿八日の聯盟理事會は經濟會議準備事業に關する理事會組織委員會の報告書を採擇し、會議議長として英首相マクドナルド氏を任命した。

(六) 華府豫備商議

會議開催の期日及びその他開會に必要な手續準備は一九三三年四月二十五日開會豫定の理事會組織委員會に於いて行ふ手筈になつてゐた處、この間米國ではルーズヴェルト氏が大統領に就任し、氏は列國協調の力に依つて國際經濟會議を成功に導き、かくて世界經濟の回復を計らんとする方針に鑑り、會議開催に先立ち、同會議の下打合をなす傍ら、軍縮問題についても了解を遂げんとする爲め四月六日付を以つて、先づ英首相マクドナルド氏に招請狀を發し、次いで日本、フランス、ドイツ、イタリー、支那、アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ、カナダの都合十一ケ國に招請狀を發し、代表者の派遣方を要請した。更に十一日付を以つてハル國務長官は右の招請に洩れた華府駐在の四十二ケ國の大公使に對し、ロンドン會議に先立ち意見の交換を行ひたき旨の通牒を一律に發送すると同時に各大公使には會議迄に日數が少ないから特に本國より代表者を招請して商議を行ふは極少數の國に限る外なく、それ以外の諸國は華府駐在の外交代表者を通じて商議するを最も有益と信ずる旨を附言する書簡を各國別に送付した。これに依つて英國のマクドナルド氏はバウンシタート外務次官、サー・レイス・ロス等を帶同渡米し、ルーズヴエルト氏と會見種々の問題を審議し、その結果共同聲明を發し、フランスよりはエリオ氏、ドイツはシヤハト氏、イタリーは藏相ギード・ユング氏、カナダはベネツト首相、メキシコはパニ藏相、支那は宋子文氏、夫々代表として華府に赴き商議を遂げ夫々

米國との間に共同聲明を行つた。日本は樞密顧問官石井子爵、日銀副總裁深井英五氏及び松平駐英大使は全權委員に、門野重九郎氏は顧問に任命され、商議を行つた。

米國政府のこの措置に依つて會議開催の氣運は促進され、斯くて四月二十九日ロンドンに於いてサイモン外相議長の下に理事會組織委員會が開會され、その結果、六月十二日を以つて國際經濟會議をロンドンに開催することに決定した。而して組織委員會に於いては米國政府が右委員會に提案せる關稅休日案、即ち、一、關稅休日實施期間は國際經濟會議の決定に待つ爲替制限、輸入割當を含む不當廉賣禁止等の制度に新變更を加へず、二、關稅休日期間は國際經濟會議の決定に待つが、米國政府としては、國際經濟會議に於いて成立せる協定が參加各國の批准を經るに至るまで關稅休日協定を實施することを希望する旨の提案について愼重審議したる結果、組織委員會に代表せらるゝ一切の國、即ち、日本、英國、ドイツ、ベルギー、米國、フランス、イタリー及びノールウェーの代表者は、五月十二日に至つて右の關稅休日の精神を承認し、六月十二日前及び經濟會議の繼續中現在國際通商を阻害しつゝある諸種の困難を增加せしむるが如き如何なる新しき措置をも執らざることを約し、且つ本會議に參加する一切の他の政府に對し、この約束をなさんことを切に要請す、但し諸國政府は會議に對する一ケ月の豫告を以つて一九三三年七月三十一日以後、何日にても右約束より脫退するの權利を保有することが出來る旨の決議を採擇した。

以上に依り一九三二年七月のローザンヌ會議の決議により聯盟に委托された國際經濟會議招集の計畫は聯盟理事會組織委員會、專門家準備委員會、聯盟財政經濟機關の周到なる準備及び米國政府の目覺しい協力を以つて愈々一九三三年六月十二日を期して英京ロンドンに於いて實現されんとしてゐるのである。

第二會議の註釋付議題

―專門家準備委員會報告書全文―

通貨經濟會議準備委員會議長より會議組織の爲めの理事會委員會議長に宛てたる書簡

予は玆に、專門家準備委員會がローザンヌ會議の決定に基き、國際聯盟理事會より受けたる指示に從つて作成せる通貨經濟會議の註釋付議題草案を回送するの光榮を有する。

準備委員會は委囑されたる任務を履行したるものと思惟する。然し乍ら、委員會は事情に鑑み後に於て補足的意見を提出するの權利を留保する。蓋しその可能性は一九三二年十一月二十四日付貴簡に於ても熟考せられて居たところである。

予は、この機會に於て國際商業會議所がその審議せる問題全體を收めたる假覺書を準備委員會に送付し來れることを貴下に通告する。右覺書は委員會の事實に對し有益なるものであつた。

一九三三年一月十九日　ジュネーヴ

專門家準備委員會議長

（署名）トリップ

國際通貨經濟會議專門家準備委員會報告書

第一部

一序言

專門家準備委員會は來るべき通貨經濟會議のための註釋付議題草案を準備すべき任務を命ぜられた。この專業を行ふに當つて吾人は國際聯盟理事會より付託された任務及びローザンヌ條約の最終議定書中に記錄せられた若干の豫備的討議を指針とした。賠償金支拂の緊急問題について遠大なる決定に達したこのローザンヌ會議は「現在の世界不況に對し責任あり且つ之を長引かす他の經濟的及び財政的困難を解決する方法を決定するため」世界會議を招集すべきことを國際聯盟に要請した。このローザンヌよりのメッセーヂが吾人の一般的受託事項を最も明瞭に指示したものであると思考する。

解決を要する問題に入る前に吾人はこの世界の直面せる情勢の重大なることについて注意を喚起したいと思ふ。失業は國際勞働局の最近の推定に依れば少くとも三千萬の勞働者を捲込んでゐるといはれてゐる。勞働者の家族やその他之に依據する者を含んで居ないこの尨大な合計ですらも恐らくは低く推定されてゐると云ふことが出來るであらう。斯の如き割合の失業より生ずる困苦と風俗壞亂の負擔は恐るべきものである。

金で表示された卸賣商品價格は一九二九年十月以降さつと三分の一方低落し、原料品價格は平均五〇パーセント乃至六〇パーセント低下した。十二月中旬ウイニペッグの小麥價格は過去四世紀間に如何なる原始的小麥市場でも記錄されなかつた最低水準にまで下落した。斯の如き價格低落は經濟組織に甚大なる障碍を生ぜしめた。即ち、これは生產の各種要素の報酬を調節から全く離脫せしめ、事業を一般に採算の採れぬものたらしめ、殆んど全世界の市場を破壞するに至つた。

農產物及びその他の原料品の世界ストツクは累積を續けてゐる。一九三一年の世界ストツク指數は一九二五年の倍となつた。莫大なる累積は斯の如く或る主要市場を脅かし且つ順調なる價格調節の進行を妨げてゐる。

工業生產は劇烈に縮減し、就中資本設備を生產する事業に於て甚だしかつた。これが深度は米國の鋼鐵工業の狀勢によつて示される。米國の鋼鐵工業は一九三二年末に於ては生產能力の僅か一〇パーセントを働かしてゐるに過ぎなかつた。

通貨の混亂によつて妨げられ、且つ多くの新しい政府の干涉によつて制限された商品の國際的移動は信じられない程低い水準にまで減少した。一九三二年第三四半期に於ける世界貿易の總額は一九二九年同期の約三分の一に過ぎなかつた。こゝ三年間の低落は繼續的であつた。

更に外國貿易に於ける商品の量は少くとも二五パーセント低落した如くであつた。即ち記錄上最大の低落であつた。價格の低落及び生產並びに貿易の數量に於ける低落の結果として、多くの國に於ける國民所得が低落したが、これは四〇パーセント以上と見積られてゐる。その結果政府の收入は甚しき縮減を蒙つたが、一方に於てその支出は何等之に相應する減少を示さなかつた。不可避的な結果として豫算不足の連續となり、これは或る場合は前例のない程の割合に達した。

現在自由且つ無統制の金本位貨幣制度を持續してゐる國は甚だ僅かである。世界各國の殆ど半數は金本位より離脫

し、約四十ケ國に於ては爲替統制が行はれてゐる。

通貨の混亂、價格の低落、貿易の萎縮は負債の廣汎且つ困難な問題を目立たせるに至つたが、これは殆ど總ての國でないとしても多くの國が直面した問題であつた。事態斯の如くである故、輸出貿易の總額が外債元利拂のみに必要な額以下に低落した國もある。

此等の事實は分解力が今まで經濟財政世界に齎らした極端を示すものである。これ以上の基礎の喪失は必ず最惡の兆を伴ふものである。幸ひ最近或る方面に於いては若干改善の徴候が現はれた。斯くて殆ど各國の證券市場は沈衰のあつたにも拘らず過去數ケ月間やゝ抵抗を示した。ローザンヌ後の僅かな回復の後に來つた沈滯の中にも證券市場は商品市場と異りて沈滯前に得た取得全部を失ふやうなことはなかつた。投資の危險を引受けた人々が今日の一層有利な金融狀態、技術的經濟の再調節及び信用回復を以つて、經濟狀勢改善のための純正な變更の可能性を與へるものであるとの解釋を下してゐることは事實である。

然し乍ら回復も若し廣汎な再建措置を伴はぬときは停止し且つ制限されるであらう。三ケ年に亘る世界的分離は事業の常態的遂行に多くの制限を課した。國際貿易の領域に於ては、禁止、割當、清算協定、爲替制限—最も廣く用ゐられた統制形態の若干のみを掲げれば—は企業及び個人の努力を抑壓した。此等の方法は防禦的な意圖から又多くの場合通貨及び財政の不可避的事態に强制されて事實上の經濟戰爭狀態にまで發展した。この緊急狀態が存在したのは單に貿易の領域のみではなかつた。國際金融及び通貨關係の困難な方面に於ても、世界資本市場に於ても、自由な國際的協力は國家利益保護のため目論まれた複雜且つ煩瑣なる規則にその地位を讓つた。若し充分にして且つ耐久的な回復が實現せられるならば、この國家經濟間に行はれつゝある軋轢は解決せられる筈である。

この目的のため採らるべき方法は、近く各國がロンドン會議で直面しなければならぬ問題を構成して居る。本質に於て、必要なプログラムは經濟軍縮に關するものである。經濟的和協への運動によつて、ローザンヌで休戰が結ばれた。ロンドン會議は平和條約を起草しなければならない。この危急の企圖が失敗すれば、全世界を國家自給の理想の採用に陷入らしめるに至るであらう。而してかゝる理想は確かに經濟的發展に逆ふものである。斯の如き道を選擇するときは國際財政の全機構をその根底より動搖せしめ、生活水準は低落し、且つ吾人の今日知つてゐるが如き社會組織は最早殘存すること困難となるであらう。此等の發展は、若し起るものとすれば、不可避的な自然律の結果ではなくして、政治的及び經濟的の國際秩序の必要なる保證を案出すべき人類の意思と理性の失敗の結果である。政府の責任は明瞭であり且つ免れ得ざるものである。

二　會議の一般プログラム

各國政府が着手する必要があると吾人が考へる再建のプログラムは後に掲げてある。

各國政府間の債務の問題は吾人の任務ではなかつたので、このプログラム中には含めてゐない。然し乍ら吾人はこの問題が解決されねばならぬ、且つ亦これが解決は斯かる支拂が財政、經濟及び通貨の安定に及ぼす妨害的影響に關する世界の懸念を救ふであらうといふことは本質的な事柄であるとの意見を有する。斯の如き解決又は斯の如き解決の確定的な見込がある迄は、此等の債務は經濟上及び財政上の再建にとつて越へ難き檣壁となるであらう。かゝるが故に吾人は此の問題に關する商議の速かなる再開と首尾よき結果に對して最大の重要性を置くものである。

會議の主要問題は一九三二年七月十五日のローザンヌ決議にもある如く次の通りである。

(イ)　財政問題

通貨及び信用政策
爲替上の困難
物價水準
資本の移動

（ロ）經濟問題

特に左の事項に留意したる生産及び貿易交換の改善されたる狀態

關稅政策
輸出入の禁止及び制限、割當及びその他の貿易障壁
生産者協定

此等の問題の審議を開始するに先立つて、問題の各種の要素間の密接なる相互關係を強調する必要がある。吾人の判斷では、斷片的な方法で實質的な發展をなすことは不可能であると考へる。「一瞬」（ニップリング・ポリシー）政策はこの不況を解決しないであらう。吾人は、世界の各政府が全面的な共同的行動によつて廣汎な解決を達成する決心をしなければならぬと信ずるものである。經濟關係の分野に於ける行動は主として金融及び財政的行動に依據してゐる。又この逆も云ひ得る。この二つの分野に於いて進展せんとするのであれば、何れの分野に於ける共同的手段も重要である。吾人は大體に於いてローザンヌ決議に揭げられた順序を守る一方、詳細な分類方法に特別の重要性を附するものである。

共同的行動の必要を強調するに當り、吾人は會議開催前に何事も達成され得ぬことを提議せんと欲するものではない。反對に會議の成功は、其の間に於いて參加政府が勇氣を以つて豫備的商議に入るその勇氣に依據するところ甚だ

大である。必然的に複雜且つ多邊的な會議の審議に於ける實際に於いての一般的成功の見込は、若し會議までの數ケ月間に豫備的商議に依つて相互讓歩の道が開かれるに至るならば、甚だしく濃厚となるであらう。

政府が考慮しなければならない主要問題は次の如く之を要約することが出來る。

一、通貨及び信用政策の分野では、金本位を廢棄した諸國が如才なく加はり得る有効な國際金本位の復活がその對照でなければならぬ。勿論各國政府は斯の如き本位制を受諾し得る時期及び條件を自由に決定するやうにされねばならぬ故、吾人は最も細心の準備を以つてこれをなす事を得且つ、亦なされるべきであると提案する。附屬書が明白に示す如く、國際的金本位の復歸が實際に可能となる前に滿たされねばならない多くの經濟的條件並びに財政的條件が存在する。加之、斯の如き金本位の回復が新たなる決壑に陷るのを避けるため有効な防衛手段を設けることが必要であらう。國際聯盟のゴールド・デレゲーションの報告書中に提案された勸告に從つて、中央銀行の協力を得て將來に於ける物價水準のより大なる安定を確かならしめるため、手段を執り得るや否やの問題を考察しなければならない。

二、近年に於ける商品價格の前例なき低落は生産費と物價との間の不均衡を次第に大なるものとなし、すべての負債及び確定費用の實際の負擔を甚だしく增大せしめ、事業を益々不利となし、その結果世界を通じて失業者の繼續的且つ不幸なる增加を齎らした。世界の物價水準が幾分でも上昇することは誠に望ましいことであり、且つこれは世界的回復の最初の前徵であらう。會議は勿論この物價の低落を防止する一切の可能性を探究せんと欲するであらう。金融狀態の許す場合、事業の健全な發展を助長するため目論まれた低金利の一般政策の繼續及びその發展を考慮すべきことが方法の一つでなければならぬ。

同時に特に大ストックが市場を苦しめて居る若干の原料品の場合に於て、輸出又は生産の統制によつてより良き物價水準が得られぬか否かの問題も考察される必要がある。斯の如き處置は小麥の場合に於て特に重要なるものであらう。蓋し小麥耕作は人類の大部分の生計を表示してゐるからである。

勿論斯の如き手段によつて得られるべき物價の騰貴は、結局は、現在の制限の撤廢と財政上の信用の回復より來たる貿易の一般的改善によつてのみ維持され得るであらう。

三、爲替制限の撤廢は世界回復の本質的條件である。この目的のため、關係國政府はその豫算の安定とその經濟組織の安定を確保するに必要な國內的措置を執らねばならない。然し乍ら或る場合に於ては、何時でも回收し得る多額の短期外債がある限り、これ等の努力は、充分ではなからうし、又或る場合には長期外債の利拂ですら大なる困難を生ずることがある。此等の困難には注意深い取扱ひが必要である。目的は外國投資市場の信用を回復することであらねばならないし、且つ之は將來の物價水準に依據するところ甚だ大である。

若しこれ等の點について適當な處置が講ぜられるならば債權國の市場がやがて投資作用を再開する地位に置かれることを望み得るであらう。然し國際的信認が一般に破壞されてゐるに鑑み、その過程は遲々たるものであらう。財政的信認の回復及び國際的信用の常態的流動の再開には自由交易の恢復が必須であるが故、政府はその過程を早めることが出來ぬか否かを考察しなければならない。これを爲すには現在固定化せる資源を活潑に流動せしめ、且つ援助を必要とする國に對しては適當な條件の下に安定信用を與へるに必要な若干の方法を講ぜねばならぬ。

四、最後に國際貿易にはより大なる自由が與へられねばならぬ。現在の不況の最も意義ある特徴の一つは世界貿易價額に於けるのみならず、數量に於いても生じたる低落であることは既に指摘したところである。この低落は近年貿易に課せられた多種多樣の制限によつて一部生じたものであり、これによつて強められたことは確かである。各國は輸入に制限を課することによつてその經濟を防禦しやうとするが、これは結局その輸出を縮減することになる。すべての國は賣らうとして買はうとしない。斯の如き政策は不可避的に國際貿易を益々痲痺せしめるものである。政府は商品の常態的交換を再び始めねばならない。

第一に、不況の結果として課せられた緊急措置—禁止、割當等—の漸進的な弛緩、出來る限り速かにして完全な廢止を確實にするため凡ゆる努力がなされねばならぬ。同時に政府としては最近の經濟的傾向が過度の關稅に反映する限りに於て之を再考することが必要であり、且つ將來に於ける關稅政策の調節及び安定のため了解に達することも亦必要である。此の方面に於ける行動は通貨の安定と密接な關係を有する。何故なれば國際的經濟組織の基調の上に立つに非らずして國際金融制度を維持することは不可能であるからである。大債權國はこの點に於て特別の責任を有してゐる。

以上が會議で取扱はれる問題の概略である。

其等の解決に對する詳細な提案を包含し、且つ之に含まれた技術上の困難を指示した註釋付議題は第二部に之を收めた。

このプログラムを作成するに當つて、吾人は現在の不況に對する且つ亦全世界を甚だ惱まして居る失業に對する効果的且つ耐久的匡救を發見せんとする希望によつて支配された事實を强調したいと思ふ。吾人はこの分野に於ける部分的な匡救丈けでは成功しないであらうと信ずるものである。世界的再建の完全なプログラムこそ必要なるものであ

つて、これを出來得る限り速かに實行し、斯くて現在回復に向つて働き掛けてゐる力を强めなければならない。玆に於いて吾人は斯の如きプログラムを提出した。尤もこのプログラムの採擇が直ちに世界を目下苦しみつゝある困難から救ひ得るのであるといふ印象を與へることを吾人は欲しない。然し若し政府が之を實行する用意があり、且つ亦會議の範圍外に橫たはる政治問題を解決する用意があるならば、信用と繁榮が必ずや回復され得ることを吾人は確信するものである。

三　議　題

一、通貨及び信用政策
二、物價
三、資本移動の復活
四、國際貿易の制限
五、關稅及び協定政策
六、生産及び貿易の組織

第二部　議題の註釋

一　通貨及び信用政策

ローザンヌ會議は通貨が健全な基礎の下に回復することの必要に就き特に强調したが、この點に關しては滿足なる國際的通貨制度の回復が最重要なことは明かである。世界的に受諾し得る他の國際的通貨制度の缺除してゐるに鑑み、世界會議は自由なる金本位制度回復の成功の條件が如何にして達成し得らるゝかに就き考慮しなければならぬであらう。吾人の見解に依れば、以下に於いて充分に論議すべき根本的條件中物價及び生産費間の均衡の回復、及び將來に於ては世界の價額測定の正しく有すべき相當程度の物價安定の如き是である。

或る國が金本位に復歸するに可能なる時期及び斯かる復歸が安全に行はれ得る爲替平價は該國の事情と同樣に諸外國の事情に必然的に依據するのであつて、これ等の問題は各國の當局者に依つてのみ個々に決定されるのである。

以下に於て吾人は會議の通貨問題に關する事業を容易ならしむと見らる、一般的な提案を示さんとする。これ等提案中の或るものは完全なる共同的行動に依つてのみ實行され得べく、他方或るものは國家の個別的努力を必要としてゐることが判るであらう。

（一）　自由なる國際金本位回復の可能なる爲めの條件

（イ）吾人は緒言中に於て既に示せる點、即ち目下係爭中の大政治問題の解決は信認の回復に寄與すべく、これ無くして金本位に復歸せんとする決定を行ふには多大の賭賭を伴ふに至るであらうことに就き强調せんとするものである。

（ロ）第二に、目下不充分な準備を持つ諸國をして、滿足なる準備を有する地位に至らしむる爲め諸種の手段が講ぜ

られねばならない。

(i) この點に關して諸國政府間の債務解決は特に價値あるものであらう

(ii) 商品及び勞務移動の相當程度の自由の回復

(iii) 外國爲替市場及び資本移動に於ける自由の回復

(ハ) 將來に於ける金本位制の一層良好なる運用を確保する爲めの手段に關しては一般の了解がなければならない。この種の了解確保の成功は、曾に多數諸國の輿論に對する强力なる影響の一要因たるのみならず、個々の國家に對し、健全なる通貨及び經濟政策を遂行する限り、必要なる準備を獲得し且つこれを維持する地位に止まり得る事實に就いて確證を與ふるであらう。

(ニ) 適當なる國內的手段が講ぜられざる限り、如何に緊要なる國際的手段と雖も常態的經濟狀勢を回復することは出來ない。故に各國は左記の事柄に關する國內的均衡を達成するに必要なる手段を執り得る用意を有する必要がある。

(i) 單に國家本來の豫算のみならず、官有企業（鐵道、等）及び地方當局の豫算收支の均衡を保つべきこと、

(ii) 國內の健全なる貨幣及び資本市場を創設し、且つこれを維持し、又凡ゆる犧牲を拂つて政府の不足を補ふ爲めの紙幣流通のインフレーション的增大を避くることが必要なるべきこと、

(iii) 國內的經濟に對し充分なる柔靱性を與ふる必要あること、これ無くしては如何に發達せる國際的貨幣標準も正しく運用することが出來ないのである。

吾人は或る諸國が自由なる金本位制を設定すれば他の多數國をして同樣の行動を執るに至らしむべきを以つて、かゝる國は實際手引國であると考へる」。

金本位制より離脫せる諸國が、金價格の動きに未だ幾分不安定が見らるゝ時、適當なる爲替率の下に金本位制に復歸することの如何に困難なるかは吾人の熟知せる處である。過度に高い爲替率と同樣過度に低い爲替率の下に於いて金本位制に復歸することは曾に國內的見地のみならず國際的見地より觀ても重大なる不利益を齎らすことは最近十ケ年の經驗が示してゐる。他方、爲替變動の繼續が金價格水準に影響を與へずに濟むものでなく、又時としては金本位國に於ける物價の回復促進を企圖せる通貨及び經濟政策を阻害するに至る。このデイレンマに當面しては、國際的貨幣制度の再建を容易ならしむべき一般的回復を齎らす爲め、近き將來に於て遂行すべき最良の政策の如何なるやに就き考慮することが必要の樣である。

(二) 金本位制の斯かる一般的回復の以前に執らるべき通貨政策

各異つた國々に於て如何なる特定的手段を執るべきかに就き考慮することは必要であらう。

(イ) 自由なる金本位制度並びに潤澤なる貨幣準備を有する諸國

(i) 短期市場に於ける低金利を特徵とする自由なる信用政策並びに兌換及びその他實行し得べき凡ゆる方法に依る長期金利の引下げを遂行すること、

(ii) 市況並びに中央銀行法規が許す範圍內に於て、多大の信用供給の設定を企圖せる公開市場取引（オープン・マーケット・オペレーション）を維持すること、

(iii) 金を自由に流出せしむること、

(iv) 健全なる外國投資を容易ならしめる爲め、外國へ向つての資本移動に能ふ限り大なる自由を許與すること、

(ロ) 金本位制より離脫せる諸國

(i) 通貨の對外價値を國內均衡再建に必要なる點以下に下落せしめ、以つて國際貿易に於ける一時的利益を獲得せんとする諸國間の競爭を避ける爲めに努力を講ずべきこと。

(ii) 現下の狀勢に於ては、爲替相場は常に投機的運動に依り攪亂さるゝ傾向があるが、これは國際貿易に對し不利である。新平價採用以前の期間に於ては、該通貨統制を行ふ當局は、その資源の許す限りこれを以つて、外國通貨の賣買に依る投機的影響に基く爲替の日々の變動を安定せしめることが得策である。斯かる手段の成功は他の市場の協力に依つて强められるであらう。」

(ハ) 金本位なると否とに拘らず爲替制限を採用せる諸國

(i) これ等の制限は出來得る限り速かに全廢することが望ましい。然しながら如何にしてもこの終局の目的に直ちに到達し得ないことは明かである。斯かる場合に於ては先づ外國貿易に對する制限を弛め且つ撤廢せねばならない。但し資本移動に關しては暫時これ等の制限を維持する必要があるであらう。(この問題全體は三、の(一)に於て更に詳細に言及されてゐる。)

(ii) 通貨の對外價値の下落せる場合に於て、斯かる弛緩は必然的に現行平價を廢棄せしめることがあるであらう多數諸國に於て爲替制限はそれ自身の目的を破壞してゐる樣である。蓋し、公定爲替相場が經濟的相場より高水準に維持されて居れば、常に總ての輸入業者に對しては一種の輸出稅が課せられるからである。制限を漸次的に弛めんとする周到なる政策が遂行さるゝ時、勿論豫算の均衡を齎らし且つインフレーション的傾向を防止せんとする必要が最重要なものであらうが、通貨に對する國內的信認を維持し得ることは經驗に徵して明かである。斯かる場合に於て、これ等諸國、國際聯盟經濟機關及び國際決濟銀行間に密接なる關係を保ち、以つて各國の場合の適宜なる政策を案出しこれを適用することは特に貴重なことゝ思はれる。

巨額の外債を、特に短期契約の下に有する諸國の場合に於ては、これ等諸國の政府が現行通貨政策を改正する地位に至る前に債務問題を解決することが必要である。吾人はこの問題を後に取扱ふこととする。

(三) 金本位の運用

國際的金本位制の回復に贊意を表せる如何なる宣言も、同時に近代的條件の下に於ける該制度の正しき運用に對する根本的原理を指示すべきことは重要である。

吾人は、通貨政策を決定するに際し何等かの方法に於いて中央銀行の行動の自由を制限し且つこれが責任を輕減するが如き措置を講ずべきであると提案する意圖はない。次の記述は吾人の是認せるゴールド・デレゲーションの報告書に全然合致せるものである。該報告書は又國際決濟銀行理事會に依つても是認された。諸國政府は會議に於て最後的決定をなす前に、これ等の問題に關し夫々の中央銀行と協議を行ふ機會を得らるゝことと信ずる。」

(イ) 政府と中央銀行間の關係

吾人は、會議が中央銀行を政治的影響から獨立させ得るが如き通貨組織の重要性を强調せんことを提案したい。又諸國政府がその經濟及び財政政策中に於て、中央銀行の責任履行に際しての困難を增大せしむることを避くべしとの提案も又重要であると考へる。」

(ロ) 貨幣準備

近代の傾向は中央銀行に金を集中せんとしてゐる。大戰前は貨幣用金總ストックの四〇パーセント以上が流通金

或は、民間銀行保有金であつたが、現在に於ては中央銀行の手に在らざる金は僅か九パーセントに過ぎない。吾人は、この進歩は中央銀行の勢力並びに行動の自由を增大する傾向あるものとして欣ふべきものと考へる。現在にては、對外勘定の不均衡に基づく外國よりの支拂要求に充當する爲めに金準備が第一に必要とされてゐるのである。同時に多數國の今日の法規は多額の金を國際的用途に使用し得ざることゝしてゐる事實も認めねばならない。吾人は、中央銀行準備の一層效果的なる使用を許可する爲め以下の手段を——一般の信認を何等落すことなくして——執り得るものと信ずるのである。

(1)準備率の引下げ——過去數ケ年の經驗に依れば、多くの中央銀行の法規中の準備規程が緊急の場合の對外支拂に當てる準備の使用を許すに充分な彈力性を與へてゐなかつたことを明かに示してゐる。

一國より他國へ急速に移動し得る短期資金の增大は國際收支に對する餘分の負擔となるであらう。

更に、何等かの理由に依り國家經濟が柔靱性を失つた場合は、喪失された均衡を回復するには一層長期間を要し、この間大量の金を輸出せねばならぬであらう。

吾人は會議が、中央銀行の第一次準備規程に一層大なる彈力性を與へ、斯くて特に準備を國際收支の變動充當に充分使用せしめ得ることの必要を强調すべきことを提案する。

若し金の最低法定所要額（若しくは金及び外國爲替の）が在來の三三パーセント若しくは四〇パーセント以下に實質的に引下げられるならば、一大進歩が示されるであらう。對外決濟に使用し得る餘剩（マージン）——現實保有と最低法定額との差額を示す——は斯くしてかなり增大するであらう。然しながら會議は最低所要準備が、限られた資源を有する諸國に依り紙幣並びに信用の增大の口實に用ひられてはならないことを特に强調すべきである。蓋し斯かる場合自由餘剩は喪失され、改革の目的——關係中央銀行の地位を强大化すること——は達成せられぬであらう。

(2)金爲替本位——法定準備所要額中に外國爲替を包含せしめてゐる諸國以外に、殆んど總ての諸國の中央銀行は金輸出に依るよりも更に直接且つ迅速に爲替を左右し得る爲めに、その金保有を短期在外資産を以つて補足してゐる。或る場合に於ては中央銀行は亦夫々の國內金融市場を左右する爲めにこれ等の資産を用ひてゐる。

この組織は近年實施されたが、巨額の爲替保有を維持してゐた場合は特にその運用上重大な缺點を暴露したのであつた。これ等期間中の例外的な場合は、疑ひも無く特殊市場に於ける對外バランスの不當な蓄積を齎らした。吾人は、これ等の缺點が、一部分は金本位制それ自身の一層良好なる運用に依り、又一部分は、一層統一され且つ有效なる管理を受くべき組織を齎らす特殊なる改良に依つて矯正することが出來ると考へる。吾人は、この外國爲替バランスの組織が若し正しく管理されてゐれば、多數諸國の國際的本位への復歸を早め、高度に發達せる資本市場を持たない諸國の恒久的財政整備の本質的特徵を形成するであらうとの意見を有してゐる。中央銀行に於ける外國爲替保有は當該通貨發行の中央銀行に依つて、又はこれを通じ、或ひは國際決濟銀行に依つて買入れることが非常に望ましい。このことは中央銀行が他の中央銀行のその市場に於ける凡ゆる操作に關する完全なる知識を有すべき義務があるとの理由に依つて一層重要であると考へる。更に外國爲替バランスを用ふる各中央銀行は、對外投資の危險に對し安全を期する爲め凡ゆる必要な措置を講ずべきことが重要である。

(3)その他の金節約方法——小單位の銀行券の流通する諸國に於ては、これ等小紙幣は回收され且つ適度に補助貨幣に依つて取代はらるべきである。補助貨幣は紙幣流通の減少に依り金準備の梗塞を或る程度輕減するであらう。

更に各國に於ける清算方法を改良せしむることも可能であらう。租稅及び給料の支拂、大規模の小口取引、一

地方より他地方への貨幣の輸送は小切手、郵便支拂又はその他振替に依つて行ふことが出來るであらうし、又何等法規の無い場合と雖も、政府及び市當局が租稅、公共事業等の支拂ひに小切手を受け入れれば、これは多くの先例を作ることとなるであらう。

（4）貨幣準備の分布―世界の貨幣用金の殆んど八〇パーセントが五ケ國に集中されてゐると云ふ現下の異常なる金の狀勢は單一なる要因に依つて說明し得られるものでなく、國際收支の多くの要素に影響を與へた深刻な不均衡の一徵候と見做さるべきである。匡救手段を考慮するに當つて、原因の多樣性を斟酌せねばならない。現下の異常なる狀勢の比較的永續的改善を得る爲めには、商品の移動を一層自由ならしめ且つ外國債務決濟の爲めの金輸送に依據しない樣にすることが必要であらう。

本書の前節に於て、吾人は中央銀行の最低準備所要額が引下げらるべきことを提案し、又或る諸國はその法定準備中に外國爲替を包含すべしとの意見を表明した。世界に於ける不均等なる金分布に關聯しての困難は、或る程度までこれ等の手段に依つて緩和されるであらうが、勿論これ等のみでは充分でないのである。

充分なる準備を有せざる國が金本位に復歸する際は、新平價は國際收支の好調と矛盾せず、且つ不當なる努力無しに適當なる準備を吸引するが如きものでなければならない。

或る場合に於ては、巨額の貨幣準備國に投資された在外資本の回收に依りこの狀勢は自動的に調整されるであらう。この際重要なことは、被投資國の輿論が斯かる場合の金流出は國際收支に於ける不均衡を齎らさざるのみか寧ろ信認の一般的回復の徵候なることを充分理解せねばならぬことである。信用制限に依つて金流出を阻止せんとすることは曾に金の再分布を後らせるのみか、更にデフレーション的傾向を持つであらう。

國際的信用作用に依り、現在準備の不足せる諸國に於て適當な準備設定の過程を豫期し得るか否やに關し疑問がある。斯かる作用は、準備を强大ならしめんとする中央銀行の繼續的金需要に依り外國爲替市場に加へられた長期梗塞を除去することがあるであらう。（三の(三)參照）

（八）信用政策に於ける中央銀行の協力

諸中央銀行をしてその政策樹立に際し、國內的並びに國際的兩樣の考慮をなさしむべきこれ等諸銀行間の緊密なる關係維持の重要性を會議が强調せんと欲してゐることは論を俟たない。一方、これ等銀行が夫々その市場に對し執つた措置に對する責任は輕減さるべきでないが、同時にこれ等銀行間の繼續的協議は各中心地に於いて遂行された政策の調和を助け、又外國の補助があつた場合個々の銀行が强力となるのを阻止することが出來るであらう。

國際決濟銀行は諸中央銀行の新たな一代理店であつて、曾に接觸を旺ならしむることに依つてのみならず、共同的行動の機關として著しく重要な役割を演じ得る筈である。尙ほこの役割に關しては本書中數度述べられてある。この點に關し吾人は、國際決濟銀行理事會が一九三二年七月十一日の會合に於て滿場一致で採擇せる決議の第五に注意を喚起する。該理事會は一九三二年發表の國際聯盟ゴールド・デレゲーション最終報告書の結論に多大の同意を有する旨を聲明したが、この結論は該理事會に依り、將來實際的適用を見るべき貨幣原則の達成に際しての出發點となるべきものと考へられたのであつた。

吾人は、特にゴールド・デレゲーション報告書に述べられた如き金の購買力の不當なる變動を防止せんとする目的達成に鑑み、右聲明並びに諸中央銀行間の協議の遂行に大なる重要性を置くものである。吾人はゴールド・デレゲーションと同樣に國際間の了解並びに協力を基礎として行動を講ずべきものなることを確信してゐる。金本位制

の一般的回復の前途並びに將來に於ける金本位制の良好なる運用は、大部分この分野に於ける發展に依據するものの如くである。

（四）銀

一九二一年より一九二九年に亘り比較的安定を保つてゐた金通貨を以つてする銀價は、その後三年を出でずして突如五割以上の下落を示した。この急激なる下落の原因は、大體に於いて一般物價水準に及ぼしたと同一のものであり、從つて特殊な場合に於ける世界不況の範圍を示すものと云ひ得べきことは疑ひ無い。然しながら、この下降傾向を促進せる或る特殊な要因も見出し得るのであつて、これ等は既に不況が始まる以前から或る程度まで働いてゐたのであつた。即ち銀の通貨性喪失、補助貨幣中の銀含有量の減少、並びに餘剩ストックの處分等是である。

吾人は銀價引上げを目的として近年論ぜられた幾多の提案を考究したが、以下にこれ等に關する吾人の見解を述べることゝする。

（i）或る形式の複本位制度を採用すべきことが提案された。

吾人は、金價値と銀價値との間の一定關係を假定せる複本位制は、世界の最重要諸國が斯かる措置に同意して初めて安全に實施さるべきものなることを指摘したい。現在世界を通じ承認され得べき唯一の國際的通貨本位は金本位制なる爲め、複本位制の採用案は實施不可能なものと看做さねばならない。

（ii）發券銀行がその法定準備中に多量の銀を所有することを許可すべきであると提案された。

如何なる形式の複本位制も採用不可能であると假定すれば、國際收支の決濟をなすに當り中央銀行が銀を受取る場合何等定まつた價格が無い爲め、中央銀行の金屬準備中に多量を包含することも適當でない。

（iii）又銀價吊上げの目的を以つて政府が措置を講ずべきことが提出された。

右に關しては吾人は本報告書に於て既に述べたる點即ち小單位の紙幣が流通せる諸國に於ては小紙幣を回收し且つ適宜に補助貨幣と取代へ得るであらうとの事實に言及したい。而して吾人は、會議がこの點に關し如何なる範圍まで補助貨幣としての銀の使用を擴張し得るかに就き研究すべきであると考へる。政府の銀ストックの消却が如何に望ましい場合であつても、市場の不必要な混亂を避くるが如き方法を以つて消却を行ふべきことが重要である。

會議は生產者並びに通貨當局者に依る銀の統制に改良の餘地ありや否や、又若しあるとすれば如何なる方法を以つてなさるべきかに就いても又考慮を拂ふべきである。銀の新たなる工業的用途の擴大問題も又周到なる考慮の價値あるものであると思ふ。

銀を使用しつゝある諸國との、特に支那との通商關係の見地よりすれば、貿易利益は斯かる銀價の騰貴に依つてではなく、商品物價の一般的水準の引上げに依り最も報いられるであらう。この水準を引上ぐる傾向を有し且つ順次にその安定すべき措置は銀價に好都合なる結果を齎らすものと見做さるべく、又一般に歡迎さるゝであらう。」

二　物　價

（一）物價と生產費用の不均衡

最近數年間の物價下落は多くの困難を醸し出したが、貨幣並に經濟分野に於ける進展を可能ならしむる爲めに、何等かの方法を以つてこれらの困難を克服しなければならぬ。

第一に、債務の負擔は現實の富を以つてすれば著しく增大して居り、それで債務者に對しその債務履行を愈々困難とせしめ、又は契約の破棄を避け難いものとした。國際債務に關しては、恐らく全貨幣機構に危險な反響を伴なふべ

き特殊な書換問題が起つてゐる。

第二に、概して生産費は物價よりも緩漫に低落する、このことは、企業より利潤を奪ふ傾向があり、その結果は、失業の增大に依つて明白となれる如く生産の攪亂となり、縮減となる。假令、失業救濟が與へられるにしても、所得の低減はやがて大衆の手にある購買力を縮減するであらう。且つ販賣の制限は、工業設備の健全な擴張——その維持すらも——を不必要なものとせしめ、而して新規投資に關する活動を阻止し、その結果資本財生産に從事する勞働者に對し特に重大な失業を齎らすのみならず、貯蓄を遊在せしむる傾向を生ずる。

第三に、物價の下落は、商品の全部門に對し同一步調を以つて進まなかつた。多くの理由の爲めに製品價格は原料品價格に比して緩漫に下落する傾向がある、而して小賣物價が卸賣物價よりも一層抵抗の强いのは一般に知られた事實である。現不況の特徵は、資本設備に必要なる或種商品價格に對し、再調整を容易たらしむべき下落を阻止するといふ若干國に現はれた傾向である。この傾向は回復を遲延せしめ、又、短期及び長期利率が低廉であつたにしても、新資本企業への誘致を失はしむるに至つた。或場合投資財價格に於けるこの相對的硬直性の理由は、投資財がカルテル及びその他獨占的結合に依つて他商品よりも一般に、一層强く統制されて來たからであると考へられる。

物價下落に加重せる生産の減退は、世界に於ける若干の最大國の國民貨幣所得を、三年以前の六〇%以下にまで減少せしめた。第一次生産品の輸出に依據せる諸國にあつては、この生産品の金價格は、多くの場合、從前の價格の三分の一、四分の一、乃至はそれ以下にすら下落した。右諸國の通貨價値の低減は、或程度國內的困難を緩和したが、然し世界の急激な物價下落は、右諸國の對外的地位に對し、特にその對外債務負擔の實質的增大に依つて不幸な影響を與へた。

加之、諸國政府の大問題たる困難な豫算問題——特に失業救濟、その他社會的用途の爲めの下附が經費に加はるので——が起つて來る。國家並に地方當局の歲入が收縮せる國民所得より徵せられねばならぬ時、租稅率は極度に大きなものとなり、或點を過ぐれば、遂に商業並に工業に對し重大な沈滯的影響を與へずには措かぬであらう。

(二) 均衡回復の方法

(イ) 生産費及び價格間の失はれた均衡を回復する一方法は、明かに生産費用を低減するに在る。原則としてこれは、貨幣に於ける賃銀を引下げずしては不可能であらう。最近若干國に於いて、二〇乃至二五%に近い範圍までこの種の可成の低減が遂行された。然しながらかゝる低減を遂行し得る可能性は個々の國に依つて相異るものであり、且つ各國のこの上の低減は益々增大せる抵抗に逢着するといふ事が知られた。

これらの低減が、賃銀及び物價（特に生産過程の各段階に於ける）の相異る部門間にある從來の不調整を如何なる範圍まで矯正するであらうか、又、この方法を以つて更に良好な相關關係が如何なる程度まで回復されるであらうかは、演繹的には答ふる事の困難な一未決問題である。然しながら債務負擔にして輕減することがないならば、多くの困難な問題が生み出されるであらう。

(ロ) 均衡は、物價の上騰に依つても同じく回復されるであらう。

(i) 物價を上騰せしむる一方法は供給を限定するにある。この問題に關しては本書六に於いて論及されてゐる。

(ii) 自由なる金本位制を有し、且つ巨額の貨幣準備を有する國は、低廉な短期利率及び或場合には公開市場取引（オープン・マーケット・オペレーション）を含む自由なる信用政策を遂行することも（一、の(二)のイ）に指示せる如く）可能なるかに考へられる。且つ又實行し得る限り借換手段若しくはその他の措置を以つて長期利率の引下げもなさるべきである。

復興金融會社を通じて採られたる政策と共に、一九三二年春米國聯邦準備銀行の行へる公開市場取引（オープン・マーケット・オペレーション）が信用の縮減並に通貨の貯藏を阻止し、又それらの手段が五億弗以上に上る過分の準備を民間銀行に創出し、以つて金融機構内の信認回復を助けたのであると觀るは當を得たものであらう。

若干の中央銀行は、各自國市場に於いて自ら率先して實行するといふ方法に依つて、貯蓄銀行及び類似機關をして預金率を調整せしむるを得しめ、及び同時に抵當貸附並にその他長期債務の利率低下を可能ならしめた。

（iii）自由信用政策が物價に對し望ましき影響を及ぼし得る爲めには、信用需要の起るべきことが必要である。第一に、商品に對する自然發生的な需要を期待すべき理由がないでもない。例へば不況期間、多くの會社はその設備擴張を手控へしのみならず、修理までも繰延べて來た。然しこの延滯はその儘に濟ませるわけには行かないのであつて、そこでこの分野に於いて可成の潛在需要が累積されてゐるといふことは考へ得られるのである。多くの會社は過去數ケ年間、この目的の爲め各自の減價勘定の上に金融的準備をなし來つた。消費者にあつてすら衣服、家具、自動車等の如き比較的耐久的な商品に關しては大體同樣な狀態にあると云ひ得るであらう。

政府並にその他當局が、市場よりの借入融通に依る公共費の擴張計畫を以つて一般大衆の購買力を積極的に增大すべきであるとの提言は屢々なされる處である。若しかゝる政策にして合理的な限度を超えるならば、又若しこれが結果に於いて政府信用を損傷するならば、借款借換は妨げられ、且つ長期利率の遞低下は延せしめられるであらう。

吾人の現實需要の增加を期待する處は、一般財政並に經濟機構に於ける信認增大の成果に對すると同樣極めて多大である。若し政治並に貨幣當局が究極的改善の希望を呈示する政策實行に劣力しつゝあることが判るならば、大衆は常態的な經濟發展を取戻し以つて直ちに呼應するであらうと吾人は信ずる。本報告書中に概述せる政策の一般的採用は——健全な基礎の上におかれたる通貨の回復、財政的復興、商品取引上の更に大なる自由及びその實際的適用の證跡を示す若干の直接的手段、それらを目指しつゝある——この信認回復への決定的段階であることを吾人は敢へて提言せんとするものである。

（iv）最後に健全なる國際投資の回復は國內資本供給に於いて現定されてゐる諸國に購買力を與へるのであつて、この回復こそ物價に對し有効な影響を及ぼすであらうことを指摘するには贅言を要しないであらう」。

三　資本移動の復活

正常狀態への復歸は特に國際資本移動の復活に懸つてゐるであらう。信認の回復せる曉には資本が自由に移動し得る爲に今日かゝる復活を妨げてゐる障碍が取除かれることが最も肝要である。既に檢討されたる爲替の不安定は別として、資本移動に對し無數に存する障碍の中に、外國爲替管理及び或場合には現存債務負擔が在る。

（一）外國爲替制限の撤廢

物價の下落並に外國貿易の減退に依つて激化せしめられた多數諸國の貸借勘定の逆調は、對外信用の手段を以つて最早や均衡再建の不可能となれる場合には、それら諸國をして自國の通貨安定を放棄するか、然らざれば外國通貨を以つて輸出入均衡を確保する人爲的手段として爲替制限を設定するか何れかを撰ぶことを餘儀なくせしめた。若干國はこの兩制度を併せ採用すらもしてゐる。近來拘束なきインフレーションの惡結果に惱める多數諸國は、爲替制限を撰ぶに至り、かくして自國通貨の名目平價を維持し來つた。かゝる統制は、これら諸國をして自國資本の輸出並に外國信用の引揚げを多少は防止し、若くは制限するに成功せしめたが、然しこの結果は單に新投資に對して扉を閉すこ

とに終つたのである。必ずしも必要とは考へられない輸入品に對し、外國通貨に依る支拂を拒否し、以つて國際收支を改善する爲めにこの外國爲替制限は屢々採られてゐるのである。然し長い眼を以つてすれば、この調整は國際收支改善に就いて豫期せる結果を生じなかつた。蓋し各國よりの輸出は同樣な外國の通貨制限、若くは防衛手段として急遽として設けられた管理的障壁に遭遇するからである。

かくして、爲替制限及び屢々取結ばれた清算協定は、資本の循環に對して殆んど打超え難き障碍をなし、且つ國際貿易減退の一主要原因となつた。正常狀態への復歸はそれらの消滅を豫想し得るのであつて、これには各當事國に於ける國際收支均衡の恒久的回復を條件としてゐるのである。

國際收支均衡の回復に備ふる爲めに、又若干國の發券銀行の金屬準備を強靱ならしむることに依つて恒久性を確保する爲めに、上述せる諸政策は根本的に重要である。これらの政策を執るに先だちて、必ずしも凡ゆる場合諸政府の一致を期待する必要はないといふ事實を強調しておくのは無駄ではなからう。寧ろ各國に於いて正常狀態の回復に關して猶豫なく努力が試みらるべきことが肝要である。

(二) 現存負債

上述の諸政策が全部採られたとしても、短期預金の大量的引揚げの怖れの爲め、及び長期債務履行より生ずる過重負擔の爲めに國際收支の恒久的均衡が回復され得ないといふことが或はあるかも知れぬ。この場合は關係諸國間に於いて外國債務に關して協定がなされねばならぬであらう。

債權諸國の遂行する政策は結局に於いて、債務諸國をして商品及び勞務の形態を以つてその債務を果さしむる狀態に至らしむるであらうと云ふ事實を吾人はこゝで力說し度いと思ふ。

又、正常狀態の回復は、信認の恢復に依つて齎らさるべきものなること、及びこれに關しては現存契約の尊重が必須要因なることを强調したいのである。唯、豫期し得ざる事情の結果として、債務諸國の全力を以つてして尙契約遂行が不可能となり來れる場合にのみ、債權、債務國數れもの利益の爲めに、その狀態の可能性に照らして當事國間に債務の調整を行ひ得るのである。

(1) 短期債務

諸國の短期債務の現行規定は、資金引揚停止協定、爲替制限及び書換モラトリアムに依つて、その性質上、暫定的の手段たるに過ぎない。若し引き續き適用されるならば、かゝる手段は恐慌を長引かせ、且つかゝる狀態の實相を露はす時期を遷延せしむることに依つてそれが恐慌の强度を增大する傾向を持つ。善良なる債務者と不良なる債務者を同一立場に置くの危險を呈し、又かくして善良なる債務者の信用を破碎し勝ちなる現行制度を可及的速かに廢除し、且つ個々の場合につきその狀況を參酌する處の決定的解決法を以つて取換へらるべしとなす理由は實にこれに存する。この調整は眞の通商上の受諾を凡ゆる形態の制度より能ふ限り速かに解放するの効果を有すべきことが肝要である。貿易はかくして正常なる通路を利用することに依つて回復し得るであらう。

この問題の解決は、元來債權者及び債務者自身の關係事項である。然しながらこの問題に對して何等かの解決が見出される事は政府にとつても重大である、蓋し、これが當該國の貨幣並に通商政策に影響することは疑ふべくもないからである。爲替制限除去の目的は、書換問題より生ずる通貨に對する危險が掃蕩され、而して信認が恢復した時に始めて達し得られる。

(2) 長期債務

これら長期債務の場合にあつては、その負擔は現今の物價水準の爲めに、國際貸借の均衡とは兩立し得ざる程に加重されてゐるので、債務者と債券所有者間に協定がなさるべきであらう。然し國際貸借均衡が確保され、正常狀態が回復されるならば始めて滿足すべき解決に達するであらうといふことが、短期債務の問題と同樣、この問題にとつても要件である。

かゝる解決は關係當事者間の共同努力の中に見出されなければならぬ。或場合、債券所有者は既に協同團體を形成してゐるその他の場合にあつてもかゝる團體が作られることは有益であらう。且つ各國の協同團體は相互に接觸を保たねばならぬ。發券機關はこれに關して債券所有者にその善き業務を藉し與ふる用意があつて然るべきである。必要ならば、債務、債權者間の直接協定を容易ならしむる爲めに、兩當事者に對し調停を行ふところの一般より認められた地位あり資格ある人の名簿を作成するのもよからう。

吾人は亦、この分野に於いても凡ゆる場合に一律的な解決はないといふ事を指摘しておきたいのである。

(三) 資本移動

全世界を通じての資本移動の復活は、——換言すれば、國際金融の再建は——常態的信用の道筋を通じて實現さるべきである。この復活を助長する爲めに、特殊な信用機關の創設を期待してもよいであらう。世界狀勢が再び常態に復するや、信用は直ちに過去と同樣に作用し始めるであらうことに何等の疑はない。それは通例の方法を以つて要求され、投與され或は拒否されるであらう。手許にある信用は消滅してしまつたのではないといふことを注意しなければならぬ。却つて潤澤な供給が存するのであるが、然し前述の理由に依つて使用されないのである。然し過去の經驗に鑑みて、短期信用の運並に移動に關する情報の交換を奬勵するは望ましいことであらう。

同時に、これを促進する爲め國際間の組織的行動が執られなければ、投資の復活は遲れるであらう。若干の目論見が諸處に於いて檢討せられ來つた。

本委員會に通告された提案中に、ストレーザ會議に於いて考究された通貨常態資金の創設なるものがある。

上記の凡ゆる勸告が適用されるにしても、責任ある公當局は爲替取引の自由の再興を尙躊躇するかも知れないといふことは事實有り得るであらう。が、その場合外部よりの僅の援助でさへも公當局の信認並に公衆の信認回復の助けとなるのである。

かゝる資金の創設の目的は通貨の常態化を容易ならしむるに在るに鑑み、それが管理に當つては如何なる政治的影響をも避くるの望ましきを以つて、この資金管理には國際決濟銀行が最も適切なる機關と考へらる。

長期間停止してゐた金融機械の再運轉の爲め必要となれるこの特別援助の觀念は、本會議對議中更に發展した。國際信用機關の創設を以つて援助さるべきであるとの提議がなされたが、この機關は發券銀行若くは民間資源よりその資金を得べきであり、何れの場合にあつても、通貨常態資金の場合に於いて必要なる如く、政府の支持を俟つは云ふまでもない。

この種の機關は——これが目的は現在の遊資を運轉せしむるにある——云ふまでもなく、健全なる狀態の下でのみ新規信用を授與し、且つインフレーションを防止するために嚴格な監視を行ふであらう。これは上記の舊信用（「凍結」信用）を償却はしないであらう。この機關が凡ゆる政治的影響に煩はされざること、又國際決濟銀行と聯絡を保ち且つそれが管理の下にあるべきは勿論である。この意圖が諸政府の認むる處とならば、この問題は愈々完全に進む

であらうと考へる。

資本移動を促進せしむる更に一の方法として、國際的規模に於ける公共事業計畫が、本委員會に提出されてゐる。吾人は、公共事業が近き將來に於いて相當程度國際的に金融を受け得られないと考へるのである。昨年は對外債務の履行に關聯して生ずる未曾有の過剩借入の危險及び爲替困難が露はれた。これとは別問題であるが、今や諸政府は多方面に於いて拒否せねばならぬ、且つ緊縮せねばならぬ非常に多くの要求を受けつゝあるので、この種の新豫算の編成に著手する前には極めて愼重な考慮が必要である。

然しながら、投資國政府が或種の保障を與ふることに依つて、この目的の爲めに資本入手の機會を作らんとするならば、提案された事業の開始は、最良の計畫がその必要とする資金獲得を困難とする時に於いても、これに依つて疑もなく進捗せしめられるであらうことを認める。云ふまでもなく特に今日の狀態にあつては、健全なる財政的原理は資本費用の支拂に必要なる國內並に、外國通貨の生產的なるを充分に保證する處のかゝる公共事業のみが資金を供給さるべきである事を要求してゐるのである。

四　國際貿易上の制限

國際貿易上の制限は、禁止、或は割當或は特許の何れの形態にあるを問はず、近年非常に廣汎的となり、且つ極めて多數に上れるが爲め、今や國際貿易に際して殆んど打超え難き障壁を成してゐる。それらは國際貿易に於いて未曾有の減退を齎らし、且つ完全なる痲痺に陷れんとしてゐる。

それらの嚴酷にして且つ屢々專制的なる性質に依り、それらの商業取引の上に及ぼす生硬な統制に依り、又それらの國際經濟關係の中に齎らせる不確實性と不安定性とに依つて、それら制限策は國內市場の防衞並に保護手段となされるのが常ではあるが、屢々經濟戰の實際の武器たる觀を呈してゐるのである。

この制限制度の擴大は、制限法の適用さるゝ商品に關しては通商條約の規定を無效ならしむる事に依り、條約より生ずる利益を消滅せしむる傾向がある。

關稅と共に、又これに加つて增大せるこれら諸手段の撤廢は、世界經濟をより常態に復歸せしめんとし、又は通商が實際的に云へば關稅のみによつて影響された數年前の狀態に戻さうとする見地から觀れば、最も緊急な問題を構成するものである。

（一）　經濟的原因とその影響

吾人は此等の制限手段の發展に導いた事情及び例外的窮乏の重大性を認識しなければならぬ。

個々の國及び各種生產物に特有な狀態に觸れないでも——此等につい述べることは餘りに行き過ぎる故——此等の手段の採擇に導いた原因を次の如く概括することが出來る。

第一に、多くの國は財政上及び金融上の考慮から此等の手段を執るに至つた。此等の國は斯の如き制限を以つて國際貸借の不振の結果その通貨の價値低落を防止するに即時役立つ方法と看做して居る。これは大債務國に於て特にそうである。資本の國際移動の事實上の停止及び、貿易外輸出（インヴィジブル）の可なりの減少は、これ等の國をしてその經濟活動を著しく沈下せしめてまでも貿易尻改善の人爲的手段としてその輸入を制限せしめるの餘儀なきに至らしめた。

更に若干の重要農產物（穀物、家畜等）の價格下落は斯の如き生產物の輸出によつてのみ輸入を支拂ひ、且つ外國債

務を履行し得る國に最も甚しかつた。然し、それは輸出國でなく、此等商品の生産國である國の政策にも反響した。前者の國々は外國貿易尻が急激に低下したのを見て、その貸借尻を改善するため、特に製品の輸入を防止する制限を執つた。後者の國々は、國内價格が世界價格の低落に巻き込まれるのを防ぐため、農産物輸入の禁止又は割當による制限手段に訴へた。

又若干の制限が特に原料品の上に課せられたが、之は生産者間の協定がないためか、斯の如き協定の締結を促進するためか乃至はその機能を可能ならしめるためであつた。

同様の制限が製品に適用された。然し乍ら主なる一般的原因の一つは外國市場を制限する傾向が斷えず增大してゐることゝ、比較的物價の高い且つ安定せる通貨を維持せる諸國に對し通貨下落國又は輸出促進手段を執る國よりの製品が流入して來ることである。

各國の輸入分野に置かれた障碍は得意市場から、新しい國へ商品を轉ぜしめるの餘儀なきに至らしめたが、これは後者の國々に不利益なる結果を齎らした。

各國は原則として制限政策に斷乎として反對したが、然し各國は同樣の手段を採用することによつて自國の輸出に執つた手段に對し報復せざるを得なかつた。特に各國が禁止制度の一度設定されるや、これを關稅引下げの交涉手段として使用せることを見た時に於いて特にそうであつた。

以上の概略はこれ等制限を何等正當視せんとするものではない。兎に角、これを採用するに至つた原因を指示することが望ましいやうである。それは貿易に對するこれ等重大な障碍を取除かんとする最も有効な方法はその原因を非難するにあるからである。

制限は單に一時的に有効であつたにに過ぎないことを述べなければならぬ。從つて此等は有害な結果を生ずる。何故ならば輸入制限は結局輸出の減退、時には一層大なる減退を見るに至るからである。斯くて不況の影響を減少せしむる爲め各國が採用した此等の手段は、反對に狀勢を惡化せしめ、現存の困難を長引かせる危險を生ずるに至つた。物價の良好なる均衡が制限の撤廢を容易ならしめることは事實であるが、同時に此等の制限はそれ自体に於いて、物價の引上げ及びその安定を齎らす經濟力の効果を可成減退せしめてゐることを認めねばならない。

(二) 爲替制限、清算協定等

最近數年間に、外國爲替統制の種々の手段が貿易制限制度と並行して執られたため事態が惡化して來た。

此等手段は本質的には通貨及び財政の領域（三の(一)外國爲替制限廢止參照）に入る。然し殆んど凡ゆる場合これ等は國際決濟を制限することによつて、商品交換に最も重大な障碍の一つを成して居る。

爲替制限は又多くの清算協定、補償協定、物々交換協定及び類似のものを採用するやうになる。斯の如き協定の目的は本來、現行の制限があるに拘らず貿易を繼續せしめ樣とするにあるが、かゝる協定は爾來廣汎に適用されるやうになつた。これ等協定は時には貿易を人爲的道程に置き、これ等協定を使用する國の生產者に人爲的利益を與へ、且つ各國債權者間の累積並に現在ある債務の履行に當り差別を齎らすに至るのである。

これ等の清算及び補償協定は國際通商及び財政關係に純然たる變務的性質を與へる傾向ある故、特に分裂的な影響を與へた。若し常態が回復されるならば、これ等協定は速かに廢棄されねばならない。

(三) 間接保護主義

前記の如き國際貿易の制限の他に、一見他の目的を有し乍ら輸入の障害をなす若干の規定がある。輸入品の原産地標記添付義務に關する措置、家畜及び植物檢度の分野に於ける制限、並にその他間接保護主義の部門に入る諸種の手段はこの性質を有するものである。

會議は出來得る限り速かに衡平なる解決を確保する方法で、此等各種の問題を取扱ふ取極を講ぜねばならない。

(四) 制限撤廢の可能性

國際貿易は此等新しき障碍が取除かれ、且つ再びその自然の水路を流れることが出來ぬ中は充分回復しないであらう。

吾人は制限の迅速且つ全體的撤廢が困難であることを輕視しない。

異つた經濟情勢に於てではあるが——多邊的條約の方法によつて輸出入の禁止、制限を撤廢する企てが過去數年間に於いて、特に國際聯盟の主唱の下に行はれたことを吾人は知悉してゐる。

長い間の愼重な準備の後、一九二七年十一月八日一條約が調印された。同條約は一時的例外を認める一方、この一般的廢止を實現することが企てられた。然しこれは一部は此等の例外のため、一部は加入を必要とされた若干國間の關係から生じた特殊事情に因るものである。更に本條約及び數個の通商條約に含まれて居る「破局（カタストロフ）」條項（重大利益の保護に關するもの）は屢々凡ゆる種類の制限を承認するやうに解釋されて來た。從つて若しそれが除去され得ぬならば、適當に定められ、且つ嚴格に制限された場合にのみ限らるべきである。

從前に於いて當面せる困難を回想することは、今日の如き狀勢が更に一層重大且つ複雜して來た時に於いては、恐らくは餘り元氣付にはならない。然しこの點については次の如く二三意見を述べて見やう。

（イ）第一に、事態を匡救せんとする努力が實際に必要且つ緊急に見えるのは、正にこの事態が捨て置き難くなつて來たからである。現在制限は殆んど國際貿易全體に影響を及ぼし、且つ亦今日尙繼續して居る貿易の減退に甚大なる妨害を與へてゐる。

（ロ）第二に、一九二七年條約は制限及び禁止の問題を獨立問題として取扱つてゐるが、直接又は間接の原因である經濟事情を修正しやうとする手段に關係がなかつたことは注目すべきことである。

他方、財政上及び通貨上の方法と同じく經濟上の手段を包含する組織的措置（政府間及びその他の外債の決濟、各國の財政情勢の改善、通貨の安定、物價の良好なる均衡等を含む）が執られ得るならば、常態への復歸、國際貿易に對する各種形態の制限の消滅は之を期待することが出來るであらう。斯の如き措置は舊來行はれた手段、即ち交易の狀態水準を密接ならしむる爲めに、自主的又は双務的手段に依る割當制度の擴大、又關稅調整及び生產機關の協定等に依據する可能性を阻むものではない。若しかゝる行動がある場合に於いて、全ての通商制限の漸進的撤廢に必要なるに於いては尤もである。

故に吾人は國際貿易の制限禁止、割當、爲替制限を除去する行動が出來得る限り速かに執られ、且つ現在の經濟混亂の他の原因が緩和され、又は除去された時にさらに一層廣汎に續けられることの必要を一致を以つて確認するものである。

制限のこの撤廢が今度は事態に非常なる影響を與へ、且つ他の困難の除去を有效に助けることの事實を無視してはならぬ。若し多くの國がその輸出を增加することが出來るならば、右諸國は大量の外國生產品を購入することが出來

るであらう。財政上の方面で必要な一切の行動とは別にして、大市場を開拓することは債務國がその國際貸借に關して直面せる困難を大いに緩和するであらう。」

五　關稅及び協定政策

過去に於いて多くの國が執つた關稅政策は近年に至つて甚だしく惡化して來つた。この傾向は世界狀勢の混亂に依るところ大であつた。關稅政策及び協定政策に關しては、輸入制限の場合に於ける如く、會議は現存慣行を修正し、且つ一層自由なる方法の採用を確實ならしめねばならない。」

此の方面に於ける積極的行動が重要なる支持を受けることは確かである。農產品たると工業品たるとを問はず、その產物の大半を世界市場に處分することを餘儀なくせる諸國は關稅障壁の引上げを阻止し、且つその引下げを確保するに最も大なる利害關係を有するのである。若し債務國が商品及び勞務の輸出によつてその債務を支拂ふことを得、又債權國が此等の方法によつて債務國が支拂ふ能力を維持するやうにその經濟政策を樹立するならば、世界の經濟狀勢に於ける改善は容易であらう。此等の債權國は債務國の支拂を可能ならしめるやうにその財政々策及び商業政策を順應せしめる場合にのみその元利子の徵集を期待し得るのである。

現下の工業狀勢の不安定、對外決濟の困難、及び現在の國內秩序を危くする如き過度の輸入の可能等のため、現存關稅障壁の引下げを嫌忌する國のあることは疑ない。」一切の關稅引下げは引續いて行はれる段階を通じて實行さるべきは勿論であつて、これは出來得る限り一齊に行はるべきである。若し他の國が反對の政策を固執するならば如何なる國も眞に自由なる關稅政策を採用し又は之を維持するに同意しないであらう。然し若し世界繁榮の狀態が回復さるべきであるとするならば、すべての國が貿易に對する現在の障壁を一齊に引下げることは眞に望ましい。

關稅政策が獨立して取扱はれ得ないことは明白である。貿易のより大なる自由へ效果的且つ持續的に復歸することは、財政及び貨幣狀態の一般的且つ耐久的改善を隨伴せざる限り望み得ぬことは、恰も國際貿易がその主なる障碍より解放されぬ限り財政及び貨幣狀勢の恒久的改善を望み得ぬと同じである。

A　關稅政策

會議の目的は、關稅政策に關する限り、關稅引下げのための一般協定に到達し、且つ將來に於いて一層緩和せる關稅政策を維持することでなければならぬ。

（一）關稅引上の停止

此の方面に於ける最初の努力として、吾人は關稅及び其他の貿易に對する障碍縮減の協定の調印を得る間、豫備的措置として「關稅休日」を締結すべきことを提案する。斯の如き休日は、若し之が確保され且つ一般的に效果あるものとされ得るならば、少なからず價値あるものであらう。然し乍ら成功を收むるには、かゝる提案は即時の行動を執るに有利な條件の下に於いて提出されねばならない。

關稅引上を阻止するがために既に次の二方法が執られた。

（イ）關稅休日――國際聯盟經濟委員會によつて一九二九年に提案されたるが如き（書類 C. 531. M. 185. 1929. II）

亦一九三二年六月十八日ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ間に締結された經濟的障壁引下國際條約第一條中に揭げられた如き、嚴格なる意味でいふ所謂關稅休日。オーキー條約として知られるこの條約によれば、前記三國は條約調印の日より關稅を引上げぬこと、及び當事國間又は當事國と通商條約を有する他の諸國に對して新しい保護關稅を

設けぬことを約定して居る。

（ロ）一層彈力性ある制度。一九三〇年三月二十四日のジュネーヴ通商協定（書類 C. 208. M. 96. 1930. II）及びベルギー、オランダ、スカンヂナヴィア諸國間に締結されたオスロー協定の基礎となるもの。若干の例外はあるが、此等二協定は關稅引上を禁止して居らず、各締約國が協定を締結したるにも拘らず、他の締約國が前者を脅かすが如き關稅引上をなす場合の協定破棄の權利を與へてゐるに止まつてゐる。

若し關稅休日が完全なる形態で充分速かに締結され得るならば、將來に於ける關稅の引上を防止する最も有効の方法であることは明かである。然し乍ら若し關稅休日が關稅を現在の水準で安定せしめ、又は如何に變則的とはいへ現在の狀勢を固定する如き結果に終るならば、如何なる關稅休日も有効なるどころか、反つて有害であることを指摘しなければならない。

如何なる場合に於ても關稅引上の停止に關する協定案は、若しそれが單に關稅政策の分野にのみ制限され、且亦國際貿易に對する他の障碍の惡化が止まないならば、終局に於いてこの協定が撤廢されるのに鑑み、効果なきことは確かである。同時に新しい障碍を生ぜしめない約定も必要であらう。

（二）關稅引下げ

關稅の一般引下げを齎らすには二つの方法、即ち比率引下制度及び一律水準引下制度があり、その得失は國際聯盟經濟委員會によつて詳細に研究し盡された。

吾人は、會議がこれ等二方法を併用して考察しなければならないとの意見を有してゐる。然し乍ら一律な機械的方式によつて關稅の一般引下を確保せんとする企ては、少なからぬ困難を生ぜしめるであらうといふことは明確に感知して置かねばならない。然しオーキー協定は比率引下制度を設けて居るといふ意味に於いて、又その引下が或る水準までにのみ義務的であるとされてゐる故、右協定はこれに關する前例を成すものである。この方法は一方に於いて關稅水準引下げの努力を示して居るに拘らず、各國の關稅水準間の現存の相違を除去して居ないことは注目さるべきであらう。

（三）關稅問題の特殊的局面

（イ）農産物

關稅引上を防止し、又は將來に於いて關稅の引下ぐべき方法を研究するに當つては、農産物問題に對して特殊の考察をなすことが必要であらう。委員中、本問題は若干國の經濟的及び社會的狀勢に影響を與へ、且つ複雜した性質の問題を生ずるものであることを强調したものがあつた。又他の委員は或る主要消費國によつて行はれた極端な農業保護が重要農産物の世界價格を低落せしめ、斯くてヨーロッパ及びヨーロッパ以外の生産國の購買力を甚だしく低下せしめ、且つ工業國の生産品を吸收する能力を甚だしく減少せしめるに重大なる素因となつたと主張した。

（ロ）從量關稅

國內市場と世界市場の執れを問はず商品價格に生じた暴落を考慮に入れるためには、價格の騰貴せる時に決定した從量稅を改正することが可能であるかどうか、又どの範圍まで行はれ得るかを考慮することも又望ましい。

（ハ）例外

又關稅の引下げ又は安定のための多邊的協定に關聯して、——例へば收入（所得）關稅の場合に於いて——若干の例外が許さるべきであるかどうかを考慮することをも望ましいであらう」。

（ニ）附加稅及び手數料

或る場合に於いて、行政的、統計的又は其他の性質の附加的又は手數料が輸入品に課せられる事實、及び或る時は斯の如き稅が關稅の幾分の引上に等しい事實に注意が拂はれた。斯の如き稅は、關稅の引下げ又は安定を有效ならしめんとする手段中に於いて考慮せらるべきであると提案された」。

（ホ）統一關稅品目

若し統一關稅品目（この草案は既に聯盟經濟委員會主催の下に專門家小委員會によつて準備され、各政府に送付されてある）を速かに實行することが可能であるならば、これが關稅事項に於ける國際的行動の或る實質的な困難を減ぜしめることは疑なきところであり、從つて會議はこの分野に於いて進行中の事業に對し各國政府の注意を喚起し、各國が出來得る限り聯盟理事會の定むる手續に從つて之に好意ある注意を與へるであらうとの希望を表明するであらう。然し乍ら關稅引下げが結局は恐らく長い過程を取るであらうと思はれる統一品目の採擇まで延期される樣なことがあつてはならないことは明かである。

（四）手續方法

關稅引下げは次の方法によつて行はれ得るであらう」。

（イ）會議の一般協定

（ロ）一團の政府間の共同的協定

（ハ）二國間の商議

（ニ）個々の政府に依る自主的行動

各國が有すべき目的は以上指示したる如く、その關稅引下げ及び一層緩和せる關稅の採用である。勿論此等の目的は獨自的に又は二國間の商議によつても達し得られる。然し乍ら此方面に於ける行動の價値を輕んずることなくしては、今日の狀勢の下にてはこの道に於ける進步は期待し得られない。但し各國が實質的な經濟的重要性を有する他の大多數國と同一步調で進んでゐると云ふ確信があれば別である。この確信を各國に與へるには一個乃至は數個の國際協定が必要である。

國際會議が望むべき目的は、明かに出來得る限り廣汎且つ完全な機構に於ける協定の締結である。その理想は一切の國が加入國たるべき協定である。

然し乍ら若し普遍的協定が實行不能であるにしても、當該國間に締結され、且つ他の一切の國の加入に對して公開された共同的協定の可能が殘されて居る。斯の如き協定は限定された範圍に於ける關稅の引下げを決定し、又關稅引下げについて從はるべき原則を概略的に決定するであらう。尙此等の原則の適用は二國間の協定に殘されやう。

共同的協定の締結は第三國の權利の問題を生ずるが、この問題は次項で論議されて居る。

吾人は、手續の問題が主たる重要性に非ざることを指摘するに同意する。重要なる點は出來得る限り廣汎なる基礎に立つて關稅障壁及び其他の貿易に對する障碍を引下げる目的を以つて一切の國がその努力を結合することである。

B 最惠國條款

吾人は、常態に於ては無條件且つ無制限の最惠國條款が、國家間の通商關係の基礎を形成すべきものであると考へる。從つて吾人は會議が兎も角も最惠國條款の範圍に關して協定に到達すべきことを勸告する。之に關しては經濟委員會が一九二九年及び一九三一年作成した最惠國條款に關する報告書を參照すべきである。

同時に亦次の如く最惠國條款の適用に關する一層重要なる問題に關しても協定に達することが望ましい。即ち關稅割當、關稅の過度の特殊化、ダンピング及びダンピング防止手段、商品圖繭、「類似」生產品、並に通貨に關する一切の制限が廢止される時までの爲替制限、補償、清算協定是れである。

是れについては、必要と思惟されるやうな條款に對する例外に關する協定に達することも亦望ましいであらう。恒久的例外及び暫定的例外との間に區別を設けねばならぬ。

(イ) 恒久的例外

最惠國條款に對する若干の恒久的例外は通商條約中では既に普通のことである。(國境取引、關稅同盟等)然し乍ら特に共同協定から生じた權利に關して、他の恒久的例外が許さるべきや否やの問題に愼重な注意を拂はねばならない。各方面で强く主張された提案は、國家は最惠國條款に對する例外を許すべきであり、これによつて多邊的協定より生じた利益を締結國及び任意的に對等の利益を許與する如き國に制限しなければならぬといふのである。この提案(これは若干の義務條約中で採用されてゐる)が最も注意深く研究されねばならぬことは確かである。この提案を支持して次のやうな議論が行はれてゐる。即ち、この種の例外が無いときは、共同的條約の締結はこの上もない困難を生ずることになる。何となれば、斯の如き事情にあつては最惠國條款の適用は條約の棄權にプレミアムを與へることになるからであるといふのである。然し一方に於いては、各國の事情が相當に相違してゐること、從つて多くの場合各國が後になつてその規定が適用されるかも知れないところの完全な事項も知らず、又その適用の結果自國に生じ得べき結果も知らぬ時には各國は多邊的協定に加入することが出來ないことを記憶しなければならない。更に共處には相互的に相反した國家群の形成を惹起し、斯くて今や緩和せんと努力してゐる害を更に惡化せしめる危險があらう。

最後に第三國の權利侵犯を除くため注意を拂はねばならぬといふことが力說された。

如何なる場合に於いても、此等の例外は次の如き條件に從はねばならぬ。即ち此の種の協定は利害關係を有する一切の國の加入のため公開さるべきものであること、及びその目的は一般の利益と一致しなければならぬことである。この目的のため考慮される條件の中では、此等の協定が國際聯盟又は聯盟に依據する機關の主唱の下に締結されねばならぬとの條件についても述べなければならない。更に此等の協定は最惠國の權利を有する諸國間の國際貿易にとつて新しき障碍となつてはならない。最後に「共同的協定」は參加國の數に關して若干の條件と一致する時に決定された看做し得るに過ぎない。

會議は本問題の全體に對して一切の利益と調和する解決を發見するに努めるべきである。

(ロ) 暫定的例外

會議は又現在の事情に於て、最惠國條款を餘りに硬く固執することは、或る場合には經濟的發展の道程に困難を生ずる危險——これは暫定的例外を許すことによつて除き得るであらう——がありはしないかどうかを考慮しなければならない。

吾人は、然し乍ら、この事項に於ては最大の愼重さが必要であり、又何等かの一般的結論を引出すことは困難且つ危險なことであらうといふことを感知する。個々の場合については愼重に之に注意し、第三國に對する一切の差別を除くべきである。

之に關しては、ダニウブ沿岸諸國が若干の購入國と締結した、穀物の一定量に關して特別の利益を許與するといふ特別協定に對して注目しなければならない。

委員會の委員の大部分は會議が更に廣汎な取極の方法により小麥市場の復活を害することなく、又他國の利益を損ふことなく前記協定の實施を許し、且つストレーザ會議の勸告に効力を與へる最惠國條款の暫定的例外を許與する可能性を調査すべきであると主張した。

然し乍ら委員中には、以上述べたことに類似した一切の特惠手段は他の穀物生産國にとつて害となるであらうと信じたものもあつた。此等すべての國の農業狀態は非常に切迫してゐる。右の中の若干諸國の爲め特別の手段が執られることは考へ得らるゝところであるが、斯の如き手段は他國の利益を害してはならない。然し乍らそれは可能であるとは思はれない。自國で充分生産しない國の穀物を吸集する能力を注意するときは、直接又は間接若干の國から購入する量に於て特惠方法によつて得たる一切の改善は、後者が比較的低廉なる價格で生産物を提供し得るため、世界市場が相當の價格低落を蒙る時は他の生産國に於けると同等の程度の購入にまで減少するであらう。結論に於て此等の委員は最惠國條款の一切の例外は暫定的であるとはいへ、奬勵すべからざる惡例であると考へてゐる。

此等の議論の正否について論ずることを欲しない他の委員は、ダニウブ沿岸諸國で購入される穀物の量の增加問題は正當なる水準への價格引上の問題よりも小さい問題である。更に斯の如く再增加した量は輸入國の極く小さい消費率を示してゐるに過ぎないであらうとの意見を持してゐる。

六　生産及び貿易の組織

吾人の中或る者は、國際貿易のより大なる自由は現下の不況の唯一の匡救ではないこと、不況は生産及び分配の甚だしき混亂を示したこと、又この點に關しては政府の共同的行動が破産に脅かされた經濟組織の回復に必要であることを感じた。

吾人は、生産及び貿易の選ばれた分野に於ける各國政府の共同的行動は、既に生産者の若干の階級が試みた努力を容易ならしめ且つ之を調整することに於ても、或は過度に偏狹な國家的考慮によつて生じた干渉の一般經濟情勢に及ぼす不幸な結果を緩和するに於ても共に有効なものであらうとの見解を採るものである。

（一）經濟協定

現在の不況は國際經濟協定を試金石とした。その中の或るものは消失し、健固なるものはその基礎を保持し、他方或る新しい協定が事件の壓迫の爲めに生れた。

疑もなく若干の場合に於いては經濟協定は少くとも一時的ではあるが、價格を維持し且つ之を安定せんとした。右協定は混亂の最中に於いて秩序の要素を提示し、安全の島と云ひ得るものを構成した。又若干の生産物及び若干の國の場合、紛爭及び報復の防止、關稅引上の撤廢に有効に貢獻した。

一方之に反對して、それ等が排除せる競爭の結果を全體としての經濟組織に、特にそれ等に直接依據せるカルテル化されざる工業に移すものであると主張されてゐる。又それらは現存狀勢を固定せしめ、且つ經濟傾向の自然發展とは反對に進みつゝあるといふことで非難されてゐる。

然しながら經濟協定は生産並に貿易の極めて重要なる一要素となり來つたので、諸政府にとつてはその國内並に對外經濟政策に於いてこれらを考慮の外に置くことは不可能となつてゐる。

經濟政策に關し、政府の執る可き態度を吾人は云々せんとするのではない。概して國際經濟協定はその形成が關係生産者の發議と自由なる商議に任ぜられたならば、一層成功の機會は多いと吾人は思惟する。生産者に對し、それら

は工業組織の既に發達せる一段階を示すものである。

然しながら若干の委員は、諸政府はこれら協定に關してその執るべき態度を商議する爲め、來る可き會議の機會を有効に捉ふべきであると思惟する。特に若干重要生産品の生産並に貿易の組織を確立するに政府の干渉を必要とする場合にあつては、又就中今日の如く生産者が自己の生産品の生産並に配給を自ら統制すべき狀態にあらざる場合にあつては、かゝる論議は協定の締結を容易たらしめるであらう。

小麥の場合に於ける政府間の協定の望ましきことは、以上の論據より主張せられてゐる」。

(二) 小　麥

政府間の協定に依つて小麥の生産並に輸出の統制問題は、數年來國際論議の主題であつた。この問題はジュネーヴ、パリ、ローマ及びロンドン、更に最近ストレーザに於いて調査せられた。

研究された凡ての提案の中、ロンドンに於いて提出されたものが特に吾人の注意を惹いた。その時、輸出限定の制度のみを適用することが提案された。或ものは尙ほこの提案にのみ固執してゐるが、今や若干のものは播種面積の制限協定と相俟つてなさるべきであるとなしてゐる。吾人はアルゼンチン政府よりの甚だ興味ある提案に接したが、これは需要に對し適宜に供給を調整せしめ得なかつた爲め推積された異常なるストックを漸次消化する一手段として、主要輸出國に於ける播種面積の縮減及び輸入國に於けるその制限に關するものである。

この提案を扱ふに當つては、如何なる實際的困難が存在しやうとも、本會議は現狀勢の重大性に鑑み、過去の會議の敎訓を考慮し、且つ政府と協力す可き資格ある專門的團體を招請して、愼重なる檢討を遂げるであらう。

(三) その他の生産品

販賣並に生産が或程度まで政府に依つて統制されてゐる若干商品、特に木材及び石炭の場合にあつても亦國際協定が熟考されてゐる。

木材に關しては一九三二年四月、ジュネーヴに於いて專門家の會合が開かれ、つゞいて六月ウインに於いて國際會議が開催されたが、この時五生産國を（オーストリア、ポーランド、チエツコスロヴアキア、ルーマニア、ユーゴスラヴイア）代表する常設木材委員會が構成された。これら諸國よりの總輸出の制限に關し商議が續けられ、又輸入諸國との協定が取り結ばれつゝある。

石炭に關しては、國際聯盟經濟委員會の提唱に於いて、一九二九年以來、專門家が數回ジュネーヴに於いて會合した。炭坑主側の主張する國際的機關創設の提案は、一九三〇年一月開かれたる最後の會合以來何等の發展をも見ないやうである。

以上孰れの場合にあつても、政府の行動は恐らく從來生産者の到達し得なかつた協定の締結に導くであらうと本會議は思惟する。何れにしても恐慌の有効なる解決ならんが爲めには、かゝる行動の目的は啻に生産國の利益に合致するのみならず、亦消費國の利益をも保障すべきであらう。

(四) 運　輸

考慮されたる協定中、本會議は海、陸及び河川運輸に關する協定を結ぶ可能性なきや否を確むるべき努力をなすであらう。これは運輸組織の經濟狀態を改善し、同時に運輸の或種形式にあつては今日國家豫算上大なる負擔となつてゐる費用を著しく輕減するであらう。

船舶の場合に於いては、直接乃至間接の自國商船に對する補助金及び自國造船のプレミアムに關し緊急問題が起つ

てゐる。この政策は明かに現存世界貿易の必要とせる以上遙かに大なる噸數の創出及び維持をなさしむるに與つて力あつた。爲めに多數諸國に於いて船舶は繁榮を助けずして却つて國民經濟の負擔となるに至つた。

吾人は最近國際商業會議所に於いて開かれたる船舶所有者の會合に於ける意見に同意するものである。即ち、非經濟的なる政府の補助政策が續けらるゝ限り、船舶工業に於いて健全なる狀態を取戻すことは不可能である。この過度の干渉政策は諸政府間の協定に依つて防止せらるゝ事が必要である。同時に舊船舶の廢棄、現存船舶の利用、及び新船舶を見合はせることに關して協定の可能性が考慮されるであらう。

同樣に空輸の場合に於いても、政府若しくは公團體より授與さるゝ補助金は運輸會社の受領高の相當な割合を占めてゐる。この分野に於いても船舶に於けると同樣、競爭を特に激烈なものとせしめる。

鐵道運輸の場合に於いては、兎も角もヨーロッパ大陸に於いて、鐵道關稅の手段に依る國民經濟利益の間接的保護に對し、明確な限界をおくべき協定に達する可能性なきや否やを確むる努力がなさるる可きである。

最後に、國際貿易に於ける更に大なる自由に向かつて本會議に依つてなさるべき進歩は、河川及び道路に依る國際運輸に關し、當然に一層自由なる政策の採用を導くであらう。蓋し運輸のこれら二方法の經濟的重要性は不斷に增大しつゝあるからである。

× × ×

通貨並に經濟會議が、個々の問題に就いて徹底的論議をなすべき立場にないことは云ふまでもない。然し、若しいづれかの政府が生產品若しくは義務履行に關する協定に就いて商議せんと欲するならば、その意圖を遲滯なく通告するのを得策と考へる。さすれば國際聯盟の理事會組織委員會、或は經濟委員會、或は交通々過委員會をして、かゝる協定の締結が可能なるや否や、及び如何なる條件を以つて締結され得るやを遲滯なく考慮するため、主要關係國を代表する專門家を招集するを得しめるであらう。

附錄

專門家準備委員會委員氏名

議長 トリップ氏 (M. Leonardus J. A. Trip) アムステルダム・オランダ銀行總裁

A 政府より任命されたる專門家

ドイツ エチ・イー・ポッセ氏 (M. H. E. Posse) ドイツ經濟省局長

ウキルヘルム・ボツケ氏 (M. Wilhelm Vocke) ライヒスバンク理事會理事

ベルギー エミール・フランキー氏 (M. Emile Francqui) 國務大臣、前藏省

ヴイ・ヴアン・ランゲオーヴ氏 (M. V. Van Langehove) ベルギー外務次官

英國 サー・フレデリツク・ダヴリユー・レイス・ロス (Sir Frederick W.Leith-Ross) 商務省最高經濟顧問

サー・フレデリツク・フイリツプス (Sir Frederick Phillips) 大藏次官

支那 テイー・ワイ・ロー氏 (M. T. Y. Lo) デンマルク駐在公使

米國 エドマンド・イー・デイ氏 (Mr. Edmund E. Day) ロツクフエラー財團、社會科學部々長

ジョン・エチ・ウキリアムス氏 (Jhon H. Williams) ハーバート大學經濟學教授

フランス　シヤール・リスト氏 (M. Charles Rist) 法科大學教授、フランス銀行名譽副總裁

ジュアン・バルマンテイエ氏 (M. Jean Parmenttier) 大藏省名譽局長

補佐員　ポール・エルベル氏 (M. Paul Elbel) 商務省通商協定局長

印度　サー・セシル・キツシュ氏 (Sir Cecil Kisch) ロンドン、印度局財政顧問

イタリー　アルベルト・ベネデウス氏 (M. Alberto Beneduce) 公共事業全國信用協會總裁

チセツペ・タシナリ氏 (M. Giuseppe Tassinari) 農業聯合會總裁

補佐員　ガルネリ氏 (M. G. Guarneri) 株式會社協會理事長

日本　河合博之氏　在ワルソー、全權公使

津島義一氏　財務官

B　理事會に依り任命された專門家

(1)　財政問題

レオン・バランスキー氏 (M. Leon Baranski) ポーランド銀行總裁

ジヤン・ムシー氏 (M. Jean Musy) スキス聯邦參事官、財政及び關稅聯邦局長

リスト・リツチ氏 (M. Rist Ryti) フインランド銀行總裁

(2)　經濟問題

ヤン・ドウボラチエツク氏 (M. Jan Dvoracek) チエコスロヴアキア前商相、ジヴノステンスカ銀行總裁

アルフレツド・ド・ニツケル氏 (M. Alfred de Nickl) ハンガリー特命全權公使、外務省通商條約局長

ラウル・プレビシ氏 (M.Raul Prebsch) 前大藏省次官、アルゼンチン國立銀行役員

C　國際決濟銀行の任命せる專門家

トリプ氏 (Leonardus J. A. Trip)　オランダ銀行總裁

レオン・フレーザー氏 (M. Leon Fraser) 米國、國際決濟銀行副總裁

D　理事會組織委員會の承認を得て準備委員會の招請せる專門家

ヤン氏 (M. G. Jahn) ノールウエー、通貨及び爲替委員會委員長

左の國際諸團體が準備委員會の活動に參與した。

一、國際勞働機關

代表者　ヴアイゲルト氏 (M. Weigert) 勞働省局長

ニルステツド氏 (M. Oersted) 北歐四ケ國屬主聯合會事務局々長　國際勞働局理事會副議長

ジユオー氏 (M. Jouhaux) 勞働組合聯合會書記長　國際勞働局理事

二、萬國農事協會

代表者　ド・ミケリス氏 (M. de Michelis) 大使、イタリー上院議員、萬國農事協會々長

第三　最近の國際經濟狀勢に關する覺書

第三　最近の國際經濟狀勢に關する覺書

序　言

本篇は國際聯盟の蒐集せる資料及び統計に基き、聯盟財政及び經濟情報部が最近の世界經濟狀勢並に經濟回復を目指せる主要政策を簡單な形に纒めたるもので、ロンドンの國際通貨經濟會議の準備調書の一つとして作成されたものである。本篇に含まれてゐる項目は次の如くである。

一、最近の國際經濟狀勢

（一）生　産
（二）商品のストック
（三）商品價格
（四）國際貿易
（五）失　業
（六）株式市場

二、不況克服策

（一）通貨安定維持の爲め執られたる諸政策
（二）金本位制の廢棄
（三）借替措置

(A) 英　國
(B) フランス

三、不況克服の爲め執られたる國際的行動
(一) ローザンヌ會議
(二) ローザンヌ會議に依つて起された行動
(三) 貿易制限の分野に於ける行動
(四) 整理恐慌を阻止し且つ物價上騰を助成する諸政策
(A) 整理恐慌
(B) 米國に於けるリフレーション政策
(C) ドイツの新經濟政策
(D) 物價水準上昇の爲めなされたる金融的活動の世界狀況

一　最近の國際經濟狀勢

(一) 生　産

世界生産は、農産食料品及び原料品を除けば、一九三一年及び一九三二年第一四半期に於いて空前の低水準に落ちた。

世界全體としての農業生産物は、東部ヨーロッパ及び米國の凶作にも拘らず、比較的良好に維持されて來、又されつゝあり、且つ重要生産品の場合には增加すらもしてゐる。北半球に於ける一九三二年穀物收穫の最近の推算は、四種の主要作物の生産が一九三一年及び一九二六—三〇年平均に對比して次の如くであることを示してゐる。

一九三二年の北半球の穀物生産推算（註一）

	一九三一年の百分率	一九二六—三〇年の百分率
小麥	一〇一・一%	一〇一・七%
大麥	一一八・〇〃	一〇三・七〃
ライ麥	一二一・八〃	一〇七・七〃
オート麥	一一二・二〃	一〇二・二〃

ストレーザ會議の爲めに蒐集せられた統計は、ヨーロッパ小麥輸出國の多くの、特にダニューヴ諸國の凶作を示してゐる。（註二）次のヨーロッパ諸國は一九三二年の小麥收穫に於いて相當な減少を示してゐる。（註三）

註一　Bulletin Mensuel de Statistique Agricole et Commerciale, September 1932. Pages 604 and 606. この算定はソヴイエットロシア及び南半球の生産國を含まず。
註二　" Preference for the Cereals of Central and Eastern Europe " Hors Série. No. 55.
註三　Bulletin op cit.

國	一九二六—三〇年平均（單位百萬キンタル）	一九三一年	一九三二年
ブルガリア	一一・九	一六・七	一四・七
ハンガリー	二二・三	一九・七	一五・九
ポーランド	一七・五	二二・六	一五・二

ルーマニア	三〇・一	三六・八
ユーゴースラヴィア	二二・一	二六・九
ソヴイエット・ロシア		一七・六

ソヴイエット・ロシアに關しては、明確な公統計は未だ手許にない。萬國農事協會は九月に次の如く報告してゐる（註一）。「ロシアが今年輸出し得る小麥量はこの前の輸出季節に於けるよりも少ないであらうと信ぜられる」。他方、多數の西部ヨーロッパ諸國に於ける豐作に加ふるに、小麥生産の著しい擴張が行はれた。次の表はこの增加の量並に重要性を明示するであらう。小麥耕作面積は、一九二六―三〇年平均よりすれば相當に增加してゐる。例へばドイツに於ける三四・八%、スペインの三・七%、フランスの一・四%の如きこれである。

（註一）前揭書六〇一頁參照、ロシアの小麥狀態の概觀及び生產並に輸出の大體の豫想に就いては V. P Timoshenko "Agricultural Russia and the Wheat Problem", Food Research Institute, Stanford Univeresity, September 1932, especially ch. XVI 參照

	一九二六―三〇年平均	一九三一年	一九三二年
	（百萬キンタル）		
ドイツ	三三・七	五〇・七	四二・三
オーストリア	三・二	三・五	三・〇
ベルギー	四・〇	四・一	三・八
スペイン	三八・九	四九・二	三七・六

フランス	七三・七	七一・九	九〇・二
英國及びウエールス	一二・九	九・八	一一・一
ギリシア	三・二	三・三	五・〇
イタリー	六〇・七	六六・五	七二・四
リツアニア	一・四	一・九	二・二
オランダ	一・七	一・八	三・六
ポルトガル	二・八	三・五	四・九
スエーデン	四・七	四・九	七・〇
チエツコスロヴアキア	一三・四	一一・二	一四・六

この爲めに、東部ヨーロッパの凶作にも拘らず、ヨーロッパの總小麥生産は、差引して再び增加した。一九二六―三〇年間の年平均生産は三億六千六十萬キンタルであつた。一九三一年及び一九三二年の數字は夫々三億八千五百七十萬キンタル及び四億四百五十萬キンタルである。（ロシアの生産を除く）。

世界の殘餘國に於ける生產高の膨脹傾向にも亦考慮を拂はねばならぬ。北半球（ヨーロッパを除く）の主要なる收穫を次に要略する。

	一九二六―三〇年平均	一九三一年	一九三二年
	（單位百萬キンタル）		

カナダ				一一八・六
米國				二三三・八
印度				九〇・四
日本				八・一
アルゼリア				八・一
モロッコ				七・五

米國に於ける收穫減少が特に、異常に莫大なカナダの收穫に依つて相殺された事が判るであらう。

來季の小麥に關する南半球よりの資料は、アルゼンチン及びオーストラリアに於いて收穫增加の豫想を示してゐる。されば、一九三二年の米國及び東部ヨーロッパの凶作にも拘らず、統計資料は生産が從前以上に上つた事を指示してゐる。この事は又その他の穀物收穫の減少の爲めでもない。實際この覺書の第一表に示せる通り、總收穫はその他の主要作物の場合よりも更に增加さへもしてゐる。

工業生産が農業よりも一層著しく低下した事は次表に示す通りである。

工業生産の一般指數（一九二八年＝一〇〇）

國	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三一年七月	一九三二年七月
ドイツ	一〇一・四	八三・六	六九・一	七一・七	五四・五
カナダ	一一一・六	九四・九	八〇・二	八〇・二	六三・一

國	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三一年七月	一九三二年七月
米國	一〇七・二	八六・五	七三・〇	七三・九	五二・三
フランス	一〇九・四	一一〇・二	九七・九	九六・九	七二・四
日本	一一三・七	一〇六・七	一〇五・一	一一一・八	一〇〇・三（六月）
ポーランド	九九・七	八一・八	六九・三	七一・五	五四・一
英國	一〇六・〇	九七・九	八九・〇	八七・三	八九・二
ソヴイエット・ロシア	一二三・四	一五一・八	一七七・五	一五九・〇	一七三・四（四月）
スエーデン	一〇〇・九	九七・二	八六・一	八八・〇	六八・五

（註一）第二四半期

唯、註解の必要があるのは、資料の容易に入手し得る國で、九月迄に、生産減退の止まりつゝある明白な徴候の見られたのは、特に金本位制廢棄後、織物工業に活況を呈した日本及び同じく金本位制を廢棄せる英國及びスエーデンに於てのみであるといふ事である。

生産の收縮は、資本設備財を生産する重工業に於いて特に激烈であつた。鋼鐵の世界生産は一九三二年七月には未だ減退しつゝあつたが、八月に於いては多少回復の徴が見られる。一九三一年世界生産の約八五%を生産せる主要十一ケ國は、前月と比較して〇・五%の上昇を、又一九三一年及び一九二九年同月に比して夫々三五%及び七〇%の減退を示してゐる。

米國に於いては、最大唯一の鋼鐵生産業者に於いて甚しいものがあり、即ち、七月の日日生産高は、一九〇四年一月以來の最低に達し、八月の率は更に約三〇%の減退を示してゐる。生産能力はアメリカ鐵及び鋼鐵協會の（The Ame-

rican Iron and Steel Institute) 算定に依ると一九三一年十二月三十一日には、一九三〇年末に於けるよりは多少増大してゐる。而して八月の生産はその生産能力の僅に一四・二六を現はすに過ぎず、一九二九年八月の實際生産高の一七%程もない。然しながら九月末には使用せられた生産能力に於いて約一七・五%の上昇があり、そして、ユー・エス・ステイール・コーポレーションの不足註文はこの十七ケ月間の中、始めて多少見直して來た。

ヨーロッパに於ける生産高は、米國よりは減退が少いやうである。然し八月に於けるドイツの生産高は、一九二九年八月の生産高の三〇%まで、又英國は同じく四八%にまで減退した。フランスの生産高も亦減退してゐる、即ち一九三二年八月の數字は一九三一年同月の七三・五%及び一九二九年同月の五七%である。

八月中の米國に於ける鐵及び鋼鐵生産の多少の上昇轉向に加ふるに有望な小賣業の報告、鐵道貨物の増加（四週間續けて増加せる鐵道貨物はそれに續く九月三日乃至十日の週間に一〇%減少したが九月十日乃至十七日の週間には更に一七%の上昇）、電力の賣上増加及び建築並に設計契約の實質的増加があつた。これら諸々の兆候を綜合すれば、明白に一層有望な景況が九月に於ける米國及びカナダの市場報告に見られた。

八月並に九月初頭の米國及びカナダに於けるこの有望な市況は、ヨーロッパ主要工業國の大部分にも差し響いた。七月のドイツの生産指數は未だ下降してゐたが、然し、八月の失業は減少してをり、これは改善を反映するものであらう。（註一）フランスの生産指數は、七月中、冶金、織物、採鑛工業、皮革及び自動車に於いて改善を示したが、全工業の平均は低下してゐる。八月に於いては、冶金、採鋼工業及び自動車の指數は低下し、皮革工業の指數は不變であり、織物の夫は上昇してゐる。八月の一般指數も亦上昇してゐる。イタリー、ベルギー、オランダ及びその他諸國にあつては、生産減退率が七月乃至八月に於いて阻止されてゐるといふ幾多の證跡がある。英國に於いては、ザ・ボード・オブ・トレード・ヂヤアナル (The Borad of Trade Journal) の發表せる重要工業の月次統計は事業界の何等の回復をも指示してゐない。手許にある統計を要約すれば次の如くなる。

註一 Wochenbericht des Instituts fur Konjunkturforschung 14th September 1632.

英國若干工業に於ける生産月次指數（一九二四年＝一〇〇）

	一九三一年 八月	一九三一年 六月	七月	八月
石炭	七二・四	七五・三	六七・五	六八・六
銑鐵	四五・三	五一・一	四八・一	四二・六
粗鋼鐵	五二・三	五七・二	六四・二	五二・九
人絹	一七四・〇	二九六・〇	二七一・〇	
電力	一四九・〇	一六二・〇	一五九・〇	一六〇・〇

英國は輸出貿易に依據する處大きいが、それは激化せる貿易制限に當面して八月には更に減退し、一方織物工業には大ストライキがあつた。然し、オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチンの如き同國海外市場の改善され、安定化せる狀態は、特に原料品價格の著しい騰貴を見たことゝて、恐らく近い將來には、同國の輸出を刺戟することであらう。國際貿易に對する障碍の絶えざる增大に依つて生産事業界の回復に明白な限界が置かれてゐるといふことは

密接な連關を有する通商分野に於いては特に重大である。上記の諸國の場合に於いてはかゝる障碍が比較的少ないといふことが、國際貿易並に生産の漸次的回復を容易ならしめてゐる。

(二) 商品のストック

本年中頃に於いては、重要な原料品ストックは最早や增大せず、且つ多少減少すらもしたことが明白である。これは錫、ゴム、砂糖、小麥、珈琲及び茶に於いて見られる(註一)。或國に於いては、特に米國では、政府並に民間に依つて、當分の間ストックを市場に出さないでおくといふ發議がなされてゐる。例へば八月末、復興金融會社 (The Reconstruction Finance Corporation) は、棉花組合並に棉花安定組合が一九三三年迄彼等の棉花を保有し得る爲めに五千萬弗の貸付を認可した。

かゝる運動の一層大なる役割は原生産者から工業家へストックを置き換へることにあるやうに思はれる。ヨーロッパでは原毛が堆積しつゝあり(註二)、米國では精糖が增大しつゝある一方、米國及びカナダの粗糖ストックは減少しつゝある。シンガポールに於けるゴムのストックは、一九三二年一月の六萬噸から七月の二萬四千噸にまで、ロンドンでは同じく、十二萬五千噸から十萬六千噸まで減少したが、他方米國のストックは三十二萬三千噸から三十四萬四千噸まで增加した。生ゴムの工業消費は米國に於いては一九三二年第一四半期から第二四半期までに八萬六千から九萬四千噸まで、英國では一萬四千九百噸から二萬三千噸まで增加し、一方米國に於けるタイヤの引渡しは三月の二百四十萬から六月の八百三十萬に、又內部チューブの引渡しは二百十五萬から七百四十萬個にまで一躍增加した。

後に引用せる貿易統計は原生産者から工業使用者へのストックの移動の跡を明示するやうである。然し、購買力の同復に基礎を置いた消費の確實な一般的增加に就いては、何等の信ずべき指示を見る事は出來ない。

(註一) Economisch—Statistich Kwartaalbericht, 20n July, 1933, Page XLIII.
(註二) The Wool Record and Textile World, September. 1932. page 507.

(三) 商品價格

最近の物價運動は、特に若干投機的商品の夫は、少くとも九月半ばの米國市場の激烈な下落までは可成一般的な上昇傾向の爲めに、又卸賣物價の實質的に上騰する一方小賣物價が堅實に維持された爲めに、刺戟されてゐた。農產品及び原料品價格は完成品價格とは別個に上騰した爲めに回復に對する嚴酷な障碍をなしてゐた價格不同の部分的な消滅があつたのである。

最近の卸賣物價の月次指數は次の如く同一の基準を以つて割出されてゐる。星印を附したのは金本位を維持せる諸國である。

卸賣物價指數 (一九二九年平均＝一〇〇)

	一九三〇年						一九三一年					
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月
★ドイツ	九一	八一	七三	七三	七二	七一	七〇	七〇	七〇	—	—	—
アルゼンチン	九六	九二	九五	九五	九五	九四	九三	九三	—	—	—	—
オーストラリア	八九	七九	七八	八〇	七九	七八	七七	七七	—	—	—	—
★ベルギー	八七	七三	六五	六五	六四	六三	六二	六〇	六〇	六二	六三	六三

| | | |

六月廿九日	九七・四	九九・三	八〇・五	八六・四	九一・五	八八・一
七月廿七日	九九・五	一〇三・五	八四・一	八八・三	九一・三	八八・一
八月廿四日	一〇二・五	一一一・八	八九・三	八九・八	八九・〇	八七・一
九月七日	一〇七・一	一二〇・二	九四・七	九一・七	八九・〇	八七・九
九月十四日	—	—	—	九一・二	—	八七・六
九月廿一日	一〇六・〇	一一七・四	八九・六	九〇・五	八九・七	八七・一
九月廿八日	—	—	—	九〇・二	—	八七・二
十月五日	一〇四・六	一一五・三	八五・七	—	—	—

フイナンシヤル・タイムスの最近の算定は、二十四種原料品のスターリング價格が、九月初頭までの物價曲線の低い波から一八%上昇し、一方、完成品價格の同期間の上昇は二%に過ぎなかつたことを示してゐる。物價不同を除去するかゝる運動は重大な意味がある。

エコノミスト誌の總指數（一七二七年＝一〇〇）は、スターリング價格の上騰が穀物及び肉類の下落に依つて局限されてゐる事を示してゐる。

一九三二年

	六月二十九日	九月七日	九月廿一日
穀物及び肉類	六八・九	六六・七	六六・六
その他食料品	五七・六	六四・四	六四・四
織物	四三・七	五五・〇	五二・四
鑛物	六七・四	七八・〇	七六・一
雜物	五八・四	六二・〇	六二・五
平均	五八・八	六四・七	六四・〇

（四）國際貿易

一九三二年上半期に於ける世界貿易收縮の詳細は國際聯盟單行覺書（C. P. Conf. E. E. 2）に載せられてゐる。包含された諸國（世界貿易價額の約九〇%を表はす）の輸入は、一九二九年同期間の數字に對し、價額に於いて四一・四%に減退し、輸出は四〇・四%にまで下つてゐる。これは不況が世界貿易組織を如何に攪亂せしめたかを大體指示するものである。然し、現はれてゐる數字の充分な意味を了解し得る爲めには、更に詳細な研究を以つて補足することが必要である。

この減退は主要な地理的地域に於いて、又國際貿易に入り込む諸種商品に於いて、不均等に配分されてゐる。次表は地理的分布を概略せるものである。

一九二九年上半期に對する一九三二年同期間に於ける世界貿易價格の百分率（%）

	特別貿易（商品のみ） 輸入	輸出
ヨーロッパ（二十六ケ國）	四五・二	四四・五

北　　米（二ケ國）	三三・四	三二・一
ラテン・アメリカ（七ケ國）	二九・二	四〇・六
アフリカ（三ケ國）	四八・六	五一・三
アジア（八ケ國）	四一・二	三四・六
太洋洲（二ケ國）	二七・〇	四二・〇

右の表は、充分な資料が缺けてゐる爲めに固より概略であり、不完全なものであるが、然し、一般減退が各諸國に不均等に加へられた事を知るには充分である。ヨーロッパ諸國を一括すれば、他の多くの諸國程には激烈には減少してゐない。然し、これら大陸別の間に存する大きな相違並に國内指數の更に詳細な檢討は、ラテン・アメリカ及び太洋洲に於ける輸入及び輸出減退の間の著しい相違に依つて明示された結論を裏書するであらう。

債務國は、大部分農業、原料生産地域であるが、それら諸國は資本輸入の杜絶並に貿易條件を更に惡化せしめた原料品價格の比較的甚大な下落の爲めに大打撃を蒙つた。且つ金本位制を廢棄せる諸國は、概してその輸入が輸出よりも急速に縮減して行つた。然し國際貿易は制限政策を以つて非常に妨げられて居り、又個々の國を扱ふ場合には極めて多くの斟酌すべき特殊事情が存在するので、概評することは困難である。自由競爭的貿易關係の殆んど完全なる崩壊は實に現今狀勢の最も著しい樣相の一である。貿易及び生産は、今日の如く、國際貿易の大部分が、不斷に變轉する統制及び管理の下にある時に、價格比較の基礎に立つ競爭過程に依つては最早や調整される事は不可能である。故に一般經濟理論に基いて、次表に表はれた區々の運動に就いての全般的な解說は出來ないのである。

一九二九年上半期と對比せる一九三二年同期間に於けるヨーロッパ諸國の貿易（%）

（特別貿易、商品のみ）　（價額、米貨弗）

國	輸入	輸出
英	四五・〇	三八・七
ドイツ	三五・〇	四七・四
フランス	五〇・一	四〇・九
オランダ	五一・五	四四・四
イタリー	三八・三	四四・八
ベルギー	四八・七	四九・八
チエコスロヴアキア	四〇・一	四〇・一
スペイン	三五・四	四〇・六
スイス（地金を含む）	六九・四	四一・三
スエーデン	四七・七	三九・九
オーストリア	四七・九	三六・三
デンマルク	五一・六	四九・三
ソヴイエット・ロシア	一〇三・五	六七・九

ポーランド	二六・二	四四・〇
アイルランド自由國	六〇・七	五三・九
ノールウエー	四五・六	五二・八
ハンガリー	三一・一	三八・一
フインランド	二六・四	五五・八
ギリシア	四三・七	三一・三
ユーゴースラヴイア	三八・一	四六・二
ルーマニア	三七・九	七四・一

その他若干重要國の貿易統計は次表に要略されてゐる。

一九二九年上半期と對比せる一九三二年同期間に於ける若干國の國際貿易（%）

（特別貿易、商品のみ）　（價額、米貨弗）

	輸入	輸出
米國	三三・四	三一・八
カナダ	三一・九	三四・一
アルゼンチン	二五・五	三六・〇
ブラジル	二四・九	四二・二
チリ	一四・七	一五・八
ペルー	二四・八	三〇・四
印度	三八・二	二九・七
日本	四七・二	四〇・八
英領マレー	三一・九	二五・三
オーストラリア	二三・四	四二・七
ニュージーランド	三三・三	三八・〇
南阿	三九・四	四一・三

若干國にあつては、例へば金本位制の廢棄及びその結果の通貨の價値低減、若しくは（印度の如き）金塊の賣却の如き特別な出來事の影響は、上記の表に於いてその跡を探索する事が可能であるが、一方、以上の如き要因には關係なき貿易減退の不規則性の著しいものがあつた。

この事は、交易された現實價額の下落に加ふるに、建設された組織に可成の攪亂があつた事を強く暗示してゐる。手許にある資料は、特殊市場に於ける攪亂の非常な變化を示してゐる。これは一部分は不均等な物價下落角度が、物價間の關係を歪める事に依つて齎らされたのであるが然し大部分は故意の妨害にも亦由來するのである。

現不況期の顯著な一特徴は、物價變動の破壞的影響から國内工業（及び貿易收支）を保護する爲めに執られた故意の手段が曾て見ざる程度に迄及んだ事である。最近の商業政策の主要局面を論じた單行覺書が國際聯盟に依り作成さ

れてゐる(註一)一九三一年六月より一九三二年七月に亘り諸國に依り課せられたる國際貿易に對する障碍に關する概要作表は"World Economic Survey 1631-2."の附錄として出されてゐる。この運動が今日尙自由に行はれてゐる事は今日までのその補遺を報ずる次の表に依つて判るであらう。

註一 "The Evolution of Commercial Policy Since the Summer of 1931"

國際貿易並に國際收支に影響を及ぼせる一九三二年六月三十日以降に於いて執られたる主要諸政策の摘要

	七月	八月	九月	十月一日—十日
1 金本位制の廢棄若くは金輸出禁止				
2 外國爲替管理		トルコ		
3 輸出奬勵金	リツアニア ポーランド		ポーランド (減少)	
4 輸入税、領事手數料等々 イ一般增加(全項目)		ポーランド (一九三三年八月效力發生)	オランダ(註一)	
ロ個別項目に對する增加	ブラジル	オーストリア	エヂプト	チエコスロヴアキア

	七月	八月	九月	十月一日—十日
	キユーバ	ベルギー	フインランド	フインランド
	エヂプト	チエコスロヴアキア	フランス	
	エストニア	支那	ドイツ	
	フランス	エストニア	印度支那	
	ハンガリー	印度	イタリー	
	イタリー	イタリー	オランダ	
	アイルランド自由國	アイルランド自由國	ポーランド	
	ラトヴイア	メキシコ	ルーマニア	
	ノールウエー	パラグワイ	スペイン	
	パレスティン	ペルー	スキス	
	スエーデン	ルーマニア	英國	
	スキス	スキス		
	英國	ユーゴスラヴイア		
	米國			
5 輸入割當若くは	オーストリア	オーストリア	ベルギー	ベルギー

	七月	八月	九月	十月一日—十日
特許制度	ベルギー	ベルギー	フランス(註二)チリ	
	フランス	チエコスロヴアキア	印度支那	オランダ
	ハンガリー	フランス	トルコ	
	スヰス	オランダ	スヰス	
		ポーランド		
		スヰス		
6 製粉統制		ベルギー		
		ルクセンブルグ		
7 輸入獨占	チエコスロヴアキア	ユーゴスラヴイア		
		エストニア		
8 輸入禁止	イタリー	オーストリア	英國	
	ポーランド			
	トルコ			
9 對外公債務	オーストリア			
のモラトリアム	(讓渡モラトリアム)			
10 對外商業債務	オーストリア			
のモラトリアム	(讓渡モラトリアム)			

(註一) 一般增加は豫算に見越されてある
(註二) 部分的廢止

この狀勢を見れば、最近のオーストラリアに於ける關稅低下の珍らしい例を除けば、保護的な自主政策が相變らず强い力を以つて遂行されてゐるといつても過言ではない。

幾分は物價の下落にも由るであらうが、國際貿易に對する多種の障碍は、世界貿易價額の絕えざる收縮を招いた。國際收支の均衡を保つことはかゝる貿易價額の收縮の爲めに愈々困難となつて來た。然しこの目前の問題に加ふるに明白に現はれないその他の重大な影響がある。競爭手段に依る整理の自然的な過程及び生產の再調整は大部分阻まれ、かくして不況は著しく長引くであらう。建設せられた貿易の通路は次第々々に完全に閉塞せられ、通商關係は破壞せられ、而して再び築き上げるには時日を要するであらう。關稅の變更、特許制度の改正或は統制策の修正の頻發は費用の點で忽ち影響を蒙る貿易企業に新たな危險を附加するものである。確定利子は一時的狀勢に適合する爲め課せられた制限の爲めに急速に膨大し、そしてその次はこれらの制限を除去する爲めの企てが、やがて新たな混亂と損失を惹起するであらう。

然しながら、最近數ケ月に於いて、物價上騰傾向と明白な關聯を有する國際貿易運動が生產增加の道を拓きつゝあ

る兆が見られる。若干國の最近の貿易統計は原料品の輸入増加への明かな傾向を示してゐる。かくて一九三一年七月より八月に亘り英國の棉花輸入は價額に於いて（價格に於ける二〇%の増加を含み）四五%増加し、一方未製皮革の輸入は四一%、又非鐵鑛物は六二%増加した、原料品輸入の價額低下が九月に於ける僅少な物價軟弱と時を同じうした事は重要である。ドイツの食料品輸入は、八月に一八%、而して製造品は一六%減退した。然し原料品は良好に維持された。フランスに於いては一九三一年同期間の經驗とは反對に原料品の八月輸入は七月に比して數量に於いて明白な増加傾向を示してゐる。羊毛、綿、アルミニユームの場合はさうではなかつたが、然し生糸の輸入は三千九百メトリック・キンタルから四千五百メトリック・キンタルに、銑鐵は一萬九千から三萬七千メトリック・キンタルに鐵及び鋼鐵は十二萬九千から十四萬二千に、銅は七萬八千から八萬六千に、鉛は九萬八千から十一萬五千に、錫は六千六百から八千四百に、ニッケルは二千五百から五千八百に、皮革は三萬五千から四萬二千に、ゴムは三萬六千から五萬六千に、又木材は百三十一萬六千から百三十八萬四千へと各メトリック・キンタルを以つて増加した。鐵、鋼鐵及び錫を除いて、右の何れも一九三一年の同期間に増加してゐるものはない。スキスに於いても同じく、生糸、羊毛ゴム、銅及び鉛の輸入數量は可成増加した。かゝる運動は此季節に於いては、殊に八月は休業月であるから、常態的なものではなく、特に一九三一年八月の大減退と、對照して著しいものがある。夫自身を暗示するこの影響力は、生産並に貿易の秋季の回復に對する豫想が、製造國へ原料品の可成の移動を齎らすことを、一九三二年八月には充分有望と考へしめた事である。九月に於ける物價の下落はこの運動を頓座せしめた。

以上の數字は、一九三二年の工業界の經濟狀勢が恐らく前年よりも一層健全なものなること、及びその回復の可能性が一層確實と思はれるといふことを暗示するこの覺書の隨所に載せられた諸々の材料を裏書してゐる。然しながら、かゝる回復の爲めの不可缺條件は、貿易の自由、及び回復に對する政治的心理的障碍を除去すべき各國政府に依る積極的な活動である。

（五）失　業

消費の増加若しくは小賣物價上騰の明かな徴候は未だ現はれてゐない。購買力は未だ低く、夏季にも拘らず失業は非常に大きい。

失業統計は諸國によつて原則及び完全性に於いて非常に異り、又極めて區々に作成されてゐるので、國際的の比較は不可能である。然し、それら數字の趨勢は、失業が、最近數ケ月場所によつては幾分減少したところもあるが、概して一年前よりも激化したことを極めて明白に示してゐる。

次表は入手し得た最近の數字を要約せるものである。

國内失業統計　（單位千人）

國	一九三一年			一九三二年		
	六月	七月	八月	六月	七月	八月	九月
ドイツ(5)毎週の記錄による失業者	三・九五四	三・九九〇	四・二一五	五・四七六	五・三九二	五・二二四	五・一〇〇
ベルギー(2)全部的失業者	六四		七一	一五七	一六九	一六六	

フランス(5) 救濟享受者	三六	三六	三八	二三二	二六三	二六三	二五九
アイルランド(5) 就業希望者	二二	二二	二三	七一	七九	七七	八三
イタリー(6) 毎週の記錄による失業者	五七四	六三八	六九三	九〇五	九三一	九四六	—
ニユージーランド(5) 〃	四五	五八	五〇	五四	五五	—	—
オランダ(2) 〃	六〇	六九	七〇	一四〇	一六一	一六一	—
ポーランド(5) 〃	二七五	二五五	二四六	二六四	二一八	一九一	—
英國(1) 〃	二、〇三七	二、〇七四	二、一四三	二、三五八	二、一八五	二、二一六	—
スヱーデン(4)	四六	四六	四九	七九	七七	—	—
チエコスロヴアキア(5) 〃	二二〇	二一一	二一五	四六七	四五三	四五九	—

(1) 强制失業保險統計
(2) 民間失業保險統計
(3) 勞働組合資金報告
(4) 勞働組合報告
(5) 勞働紹介所統計
(6) 諸種見積り

ドイツに於いては勞働紹介所統計は二月末の失業者六百十二萬八千四百二十九人から、八月末の五百二十二萬三千八百十人にまで減少してゐる。然し、八月末の勞働組合報告は、尙、公統計よりはその減少を非常に小さく、全部的失業者約四四%、部分的失業者二三%と示してゐる。何處にも回復の兆は殆んど見えない。

米國に於いては、失業ではなく、就業の測定が手許にあるが、その就業指數（一九二六年＝一〇〇）は急速に低下してゐる。それは一九三一年六月に七三・四、七月に七一・七であつたものが、一九三二年六月及び七月には五七・五及び五五・二に低下し、八月になつて五六・〇にまで回復してゐる。カナダの失業も亦この夏の季節的改善は殆んどなく尨大なものである。以上の及びその他諸國の完全な統計は一九三二年九月國際聯盟統計月報に載せられてゐる。

（六）株式市場

主要金融中心地に於ける株式市場は一九三二年六月末以來上向きである。株式の上騰はニユーヨークで最も著しく、二十種の代表的鐵道株及び三十種の工業株のドー・ジョーンス平均價格は、七月八日の一三・二三（從來の最低記錄）並に四一・二二（一九〇三年十二月以來の最低）より、九月十五日の三一・二八並に六七・九四にまで騰つた。それらは一時は（九月三日）三九・二七並に七九・九五にまで騰つた。九月十四日に市場は激烈な崩壞を來し、續いて下落があつたが、七月以來增進せる部分は維持され、而して九月後半にあつては上騰運動の兆が現はれてゐる。

フランスの株式取引公指數は七月及び八月に於いて一層堅實な上騰を示してゐる。その統計は次の如くである。

一九三二年	確定利廻り フランス株	不定利廻り フランス株	外國價額
六月	八五・二	二二七	一七一
七月	八七・四	二三四	二〇〇
八月	八八・六	二四一	二六六

ドイツの株式取引指數も亦上昇動向を示し、公債よりも株に於いて著しい。卽ち次の如くである。

	株	公債
一九三一年 六月	四九・七〇	六〇・四三
七月	四九・九二	六一・一五
八月	五二・二二	六三・一七
八月廿八日—九月三日	五六・六七	六三・六二

英國の株式市場も亦極めて堅實である。借替處置の影響に依つて公債は著しく上水準に昇り、株もこの上騰に與つた。インヴエスターズ・クロニックル（The Investors' Chronicle）は最近數ケ月の次の如き運動を示してゐる。

（市場價額、一九三一年＝一〇〇）

	一九三一年 五月	六月	七月	八月	九月
一流株	一〇五・八	一〇七・三	一一六・七	一一五・五	一一七・三
事業株	七二・八	七四・〇	八三・八	八九・一	九二・五
投機株	四三・九	四三・七	五〇・五	五八・四	六三・五

513126

二 不況克服策

現不況に際して諸國或は國際的に執られた諸方策の以下の要約に於いては、大規模な國家的活動を必要とした諸政策にのみ注意が向けられてゐる。然し、一致行動の更に明細な諸政策を述ぶるに先だち、次の事實を強調すべきであらう。卽ち、現不況の間、特に後期に於いて、個人事業は經濟に於いて撓ゆまざる、且つ成功的な努力をなした。卽ち費用の縮減及び更に有效な組織これである。回復に對する障碍として一般に認められてゐる商品價格に比して割高な生産費水準、及びかゝる生産費の著しい非伸縮性は、多くの事業に於いて大體克服せられた。その爲めに多くの重要な工業に於いては利潤の可能性は非常に大きくなつて來た。これはそれだけで、事業界の信認を回復し株式價格、原料品の購入及び商品價格の上昇運動を助長するに充分であるべきである。この個人的努力は凡ゆる國に於いて行はれてゐるが、然し或場合には利率及び賃銀を低減する爲め政府の干渉が用ひられてゐる。

以下に述べられる諸政策は、貿易收支を改善し若しくは國內通貨安定を保つ爲めに各國に依つて執られた、或見地よりして防衛行動として述べられるものから、不況克服を目的とせる積極的な政策にまで亙つてゐる。前者の例としては外國爲替管理の諸形態が擧げられるであらう。第二の中には借款借替及びリフレーション政策の如き方策が含まれる。金本位制からの離脫といふ多數國の行動がこれら二種の中間に位する。これは故意に計畫されたのではないが、デフレーションの重壓からそれらの諸國に或匡救策を供したのである。

（一）　通貨安定維持の爲め執られたる諸政策

國際聯盟「一九三一―三二年世界經濟概觀」(World Economic Survey, 1931-2)統計附錄第五表に一九三一年九月以降國際貿易に課せられた多種の制限策が表式にして要約せられてある。この表は凡ての制限策を包含せるものではなく、且つ特に諸種の現行「清算協定」(clearing agre ments) は省略されてゐる。一種、或はその他の貿易制限策を課してゐる諸國の名前を並べるだけに四頁を費してゐる。外國爲替管理の爲め發表された現行制限策は、貿易制限策の一手段に過ぎないものであるが、國際決濟銀行に依つて蒐集せられ、優に一冊の本をなしてゐる。

これら防衛策に關する狀勢は、一九三二年五月ビクター・キーンベック博士 (Dr. Kienböck) が、國際決濟銀行への建白書（註一）に要約せるものと、それ以來大した變化はない。聯盟事務局經濟關係部に依る續刊調書に於いて、諸種の通商條約、清算協定、物々交換協定、特許、割當制度、爲替管理が要約されてゐる。ストレーザ會議の爲め準備されたそれら調書の最近のものは、最近課せられた外國貿易の主要制限策を便宜に要約し且つ通貨經濟會議準備委員會のために作られる別の覺書に依つて補足されるであらう。

（註一）"The Application of Foreign Exchange Restrictions and their Effect on Gemeral Economic Conditions" 一九三二年五月十日國際決濟銀行に關與せる中央銀行代表者會合に提出せるものならん。

（二）　金本位制の廢棄

一九三一年九月及びそれに續く數ケ月の間に大多數國の金本位制廢棄を引きおこした事態は、貿易制限並に金融逼迫を更に激化する重要且つ有力な原因となつた。金價格の下降傾向は加速度的となり、物價の國際的均衡は愈々攪亂され、且つ貿易並に爲替制限は倍加された。かゝる事態は恐らく、執れにしても避け難きものであらう。債務支拂の重壓は非常な力を加へ、而して一九三二年半ばには、廣汎な不履行の餘儀なき事が明白となつた。かゝる不履行に至るまでには、負債義務を遂行せんとする努力は必然に貿易制限の增大に導いた。英國及びその他諸國が金本位制を廢棄せる時に、スターリング若しくはスエーデン・クローナの如き通貨を以つてなされた凡ての債務は救はれ、そしてこの事實が續く困難を多少輕減したと云ひ得るであらう。金を離脫せる諸國に於いては、多くの場合、國內通貨の名目に於ける物價下落が、阻止され若しくは上騰した。豫算及び財政改革の重要な諸政策及び英國の場合には借替處置が國內狀勢を改善した。然し他方、金價格の益々激しい下落、爲替相場の變動及び增大せる貿易制限は一時國際狀勢を甚しく惡化せしめた。外國爲替のみならず、諸國間に於ける物價水準並に輸出費用間の關係は激しく變動し、且つ更に不安定なものとなり、同時に、國際貿易の通路は次第に狹められて行つた。

財政委員會金委員會はその最終報告書（一九三二年五月）に於いて、「可及的速かな國際的金本位制への復歸」（註一）を勸告してゐる。この勸告は、爾來一般的原則として財政委員會並に國際決濟銀行の是認する處となつた。右兩機關の決議は前記「世界經濟概觀」に再錄されてゐる。

（註一）Report of the Gold Delegation of the Einancial Committee, page, 74-83,

(三)　借替措置

(A)　英　　國

工業が重課稅並に高率長期利子負擔の輕減に依つて匡救されるに當つて、高利率の下にある內國債の尨大な存在は資本再建に對し、一障碍であることが以前から認められてゐた。新企業の爲めの資本發行並に外國投資の再始も亦概して長期利率の低下に依據するのである。

一九三一年六月三十日、藏相に依つて二十億八千六百九十七萬七千磅の五分利付戰時公債の三・五分利付公債への借替が布告され、英國政府は第一回の大規模な借替措置に着手した。改善への道は豫算の均衡に依つて拓かれた。政府の信認は强められ、ロンドンへの顯著な資本復歸が起り、而して國際勘定に於ける英國の狀勢は改善された。金はロンドンへ逆流し始め英蘭銀行はその割引率を六月三十日の二%にまで徐々に引き下げた。

この借替計畫は好評を以て迎へられ、而して第一期に於いて、借替措置を承諾せる公債所有者に對し割戻金が支拂はれたが、この期間の終了に當つて（八月一日）、借替總額は十八億八千五百萬磅であつた。更に十月の第一週に發表された最終結果は、總額十九億二千萬磅であり、十二月一日現金を以つて買戻さるべきであつた總額の僅か八%を殘したに過ぎない。故にこの措置は疑ふべくもなく大成功であり、かくて十二月一日が支拂日となつてゐる拂戻しを賄ふに何等大した困難の懸念されることはなかつた。

英國大藏省の純利得は、輸入稅の輕減を差引いて、年々二千三百萬磅と見積られてゐる。然し一九三三―三四年の財政年度迄はこれは現はれないであらう。

この發表の直接の影響はその他の英國政府證券の價格を約三・五分基準の高水準にまで上げた事であつた。英領土並に外國證券もこの上騰に與り、又一流商業證券にも廣く及んだ。借替措置期間、大藏省、英蘭銀行及び發行團の間の協定に依り、新資本發行は起されなかつた。この協定の部分的解消が九月一日發表され、續いて十月一日以後は更に廣く解消された。外國發行及び引受、若しくは現存發行の任意拂戻しに對し新たに現金を以て應募すべきことを勸誘する發行に對しては未だ制限が加へられてゐる。他方、信託證券に伍する發行は、時期並に額に關し、英蘭銀行と豫め協議したる後始めて行はれる事になつてゐる。この有利な條件を利用した最初の借手はオーストラリア政府であつて、同政府は、ニュー・サウス・ウエルス五・七五分利付公債千二百萬磅を四・五分利の基準を以てせる短期聯邦公債に借替へた。十月に入るや商業發行が續いてなされ、而して商業借替及び新資本發行に依つて長期利率の引下が一般に行はれることが期待されてゐる。住宅組合及び其他機關は既にその供託率を引下げ、長期利率は一般に低下する傾向がある。短期利率及び割引率は低水準に止まり、且つ短期信用は潤澤である故に二分の割引率ですら數週間は市場で取引されなかつた。英國政府財政は三十年來の低利率を以つて短期融通を行ひ得たといふ事實に依つて著しく改善された。十月十一日大藏省は期間三年乃至六年の二分利付國債一億五千萬磅を發行し、主として十二月一日滿期の四・五分利付一億四千三十萬磅の決濟に當てた。この發行引受は好況を示し一流證券の價格は近き將來に於いて同樣な處置の行はれるのを見越して急激に騰貴した。

財政的回復を助勢するため低利及び低割引率の持續を主張する英國の强い意見の所持者は、七月のオッタワ會議に

於ける藏相の聲明に依つて重要な支持を得た。而して通貨並に財政問題に關するオッタワ會議委員會の報告書はかゝる低金利政策に贊成の意を表してゐる。この報告書は英國諸代表並に英自治領によつて調印された。

（B）フランス

借替措置はフランスに於いても亦一九三二年九月十八日（一九三二年九月二十九日 "Le Temps" 參照）通過せる法案に依つて認められた。これは五分利、六分利及び七分利付の公債並に藏券より成る總額八百六十億フランであつた。借替は四・五分利を以つてなされ、國家の利子の總節約額は年々約十億フランに上る。

事情は英國とは多少異つてゐた。フランス通貨は尨大な金準備を以つて極めて强靱であり、又短期信用相場はロンドンよりも以前から低水準にあつたが、國家財政の均衡に關しては多少の懸念があつた。この處置は六日間で完了した。然しながら成功は最初から確實であり、九月二十二日の「ル・タン」紙は、拂戻要求は僅少であり、一方所有者の借替總額は既に莫大なることを告げた。最終結果の暫定的數字は、八百十億フランが直接四・五分付の新公債に借替へられたこと及び二十億フランによる新應募は、四十億フランの現金買戻しの半分を埋合せたことを示してゐる。故に正味拂ひ戻さるべき割合は二・五%に過ぎなかつた。

英國及びフランスに於けるかゝる非常に重要な借替の成功は、疑もなく他の諸國に於ける同樣な措置に導くであらうし、又かくして一般的な利率の低下を容易ならしめるであらう。例へばイタリーの全金融機關の預金率が十月一日から引下げられるであらうと公表された。チエコスロヴアキアに於いても同樣な利率引下げの協定がなされた。

この利率の低下から得た著しい利益は、第一に、政府の債務履行費用の減少に應じて租稅輕減の可能性が與へられた事並に、卽時ではないが、將來に於いて當に租稅の負擔のみならず、資本費用に依つて表はされてゐる生產費も亦商業企業全般に亘つて輕減されるであらうことである。

（四）整理恐慌を阻止し且つ物價上騰を助成する諸政策

（A）整理恐慌

一九三一年九月の廣汎な金本位制廢棄後は、金價格の平均水準は更に激烈に低下し、そして金融機關の整理を惹起した深刻な恐慌が多數諸國に起り、特に米國に於いて著しかつた。概して外國貿易及び財政支拂に制限を加へることに依つて金本位制を維持せる國に於いては、これら制限策は一層强化せしめられた。その他の金本位國では强烈なデフレーションが行はれた。その恐慌は米國では非常に激烈であつたので危機に瀕した諸機關、特に銀行救濟のために復興金融會社（Reconstruction Finance Corporation）を通じて新たなる手段が講ぜられた。同時に聯邦準備銀行に信用の創設に當つて更に廣大な權力を與へる樣に米國銀行法は修正された。これが爲めに執つた諸政策及び成功を收めたる政策については前揭「世界經濟概觀」中に要約されてゐる。その後の資料に依れば、恐慌が過ぎ去つた事を示してゐる。銀行及びその他の破產はその數を減じ、聯邦準備銀行に依つて再割引された額は一九三二年一月末の八億九千九百萬弗から九月八日の四億二千萬弗にまで減少し、聯邦準備銀行に對する加盟銀行のバランスは二月末の十八億四千九百萬弗から、九月八日の二十一億四千二百萬弗にまで上つた。

（B）米國に於けるリフレーション政策

一九三二年春以來、緩漫な金融狀態が世界の主要金融市場に擴まつた。中央銀行利率はフランスでは一九三一年十月九日以來二・五%、スキスは一月二十二日以來二%、オランダは四月十八日以來二・五%、米國は一九三二年六月二十二日以來二・五%及び英國は六月三十日以來二%である。最近の顯著な引下げは九月二十一日のドイツの率であつて、ライヒス・バンクは國際決濟銀行の承認を經てその率を五%から四%に引下げた。

金融緩漫は、投資、生産及び物價騰貴を刺戟する爲めの積極政策に依つて補はれた。かゝるリフレーション政策は米國に最も顯著である。

米國に於ける聯邦準備銀行の大規模の公開市場政策は今は明らかに中絶してゐる。新銀行法の綜合的效果は、信用膨脹を煽るに充分な餘裕を生み出す事にあつた。紙幣發行に於ける利潤の開きも亦大となつたが、然し、今日までの處信用或は紙幣發行に於いて執れもさしたる增加は見られない。

聯邦準備銀行の「リフレーション」政策は、信用を直接、生産並に商業企業に向け、且つ就業を增加せんとする諸政策に依つて補足されてゐる。

七月二十一日フーヴアー大統領に依つて署名された緊急救濟及び建築法令第二百十節に依つて、聯邦準備局は非常時及び緊急なる事情にある期間、個人、商會若くは社團が他の金融機關から充分な信用融通を得難き場合に於いては、右に對し引受手形及び爲替手形を割引する權能を各準備銀行に附與した。

聯邦準備局は、凡ての聯邦準備銀行に、一九三二年八月一日より向ふ六ケ月間、この法令に從つて個人に對し割引する權能を與へた。

同法令は又通常の商業過程にあつては融通を受けることの不可能なる農業生産品の剩餘部分の外國市場に於ける賣捌に對し、融通する目的の爲め復興金融會社に貸出を行ふ權限を與へた。

復興金融會社は、亦米國に於いて生産された農業商品及び家畜の運搬並に組織立つた販賣のため融通せしむる目的を以つて善良なる諸機關に貸出をなす權限をも與へられてゐる。

復興金融會社は更に、二十二聯邦土地銀行地區中、右銀行が望ましいと考へる場所に、復興金融會社に依つて拂ひ込まるべき三百萬弗以上の拂込資本を有する地方農業信用會社を創設する權限を持つてゐる。

住宅及び貸付組合、貯蓄銀行、保險會社及び同樣な機關、又場合に依つては個人に住居家屋の第一抵當保證を以つて貸出をなす爲め、八個乃至十二個のホーム・ローン銀行（Home Loan Banks）が創設されることになつてゐる。資本は加入資格ある前記機關より應募されるか、或はこの方法が得られなければ、復興金融會社に依つてこの目的のため準備さるべき一億二千五百萬弗の財源の中から藏相に依つて應募されなければならぬ。

八月末商品金融會社（Commodities Finance Corporation）がニューヨークの一銀行團に依つて建設された。この會社に必要な財源は、この運動に加はる銀行に依つて應募さるべく、五千萬弗を起えざる範圍の發券に依つて作られるであらう。貸出は純粹の工業家なる原料品購入者に限りなさるべきことが明言せられてゐる。

緊急救濟法令は亦、困難な借入を救恤するため總額三億弗まで、州及び地方區に利用せしめる權限を復興金融會社に與へてゐる。又更に、橋梁、トンネル及び細民地域に於ける建築便益の如き公共或は半公共的な自力整理計畫の爲めに州及びその他政治機關並に民間會社に對する該會社の貸付を規定してゐる。

且つ又米國大藏省は直接公共事業の爲めに三億二千二百萬弗を準備することになつてゐる。

緊急救濟法案は、復興金融會社の總計の借入力を、その應募資本の外に、十五億弗から三十三億弗にまで增加せしめてゐる。

かゝる諸種の政策から生じた實際の效果を、費用の輕減、事業組織の改善或は事業界の信認復活より由來せる回復の結果から判別することは困難である。貯藏紙幣は再び流通にかへり、加盟銀行のバランスは增加し再割引は減少した。然しながら、加盟銀行の貸出及び投資に關する狀勢は八月末には、實質的には改善されなかつた。從來の投資については幾多の記錄があるが、貸出及び投資の總額は、一月末の二百一億七千八百萬弗から八月廿五日の百八十四億九千九百萬弗へと莫大な減少を示してゐる。

打ち續いた金融緩漫は著しい證券價格の改善を齎らしたものと思はれる。聯邦準備銀行は七月に政府證券の莫大な買上げを停止したがそれ以來聯邦準備銀行の保有高は約十八億五千弗に維持されてゐる。この多額の保有は、聯邦準備制度に有力な手段を與へ、若し將來、危險なインフレーション傾向が現はれる時にはこれを以つて再割引率を强めまた市場統制を行はしむるのである。

(C) ドイツの新經濟政策

八月二十九日ドイツ政府は新經濟政策の大綱を發表した。第一の項目は總額面十五億マルクの約束手形の發行である。右手形は一九三二年十月一日乃至一九三三年九月三十日に於いて次の割合を以つて納稅者に發行される—卽ち、賣上稅は五割、工業收益稅及び工業資產稅は夫々四割、地租は二割五分及び運輸稅は十割である。この約束手形は所得稅を除く一九三四—三八年の凡ての稅の納入に當つて年二割の割合で拂込に充てられる。若しこれが一九三四年以後の納稅に充てられる時は、額面に年四分の利子を加へて受け入れられるからこれは四分の利附である。

かゝる發行がどの程度まで信用膨脹を齎らすであらうかといふ事は、受領者に依りその手形の向けらるゝ用途に懸つてゐる。受領者がその手形を唯持つてゐるに止まるならば、それは資產として考へられ、彼の財政狀態に多少餘裕を與へるであらうが、然し勞働に對する新需要を促進せしめない。若し銀行への債務の支拂ひに用ふるならば、銀行の流動性は改善されるであらう。然し新信用の總量は銀行に依つてなされるこの新保證に據るのである。

この約束手形が受領者、銀行或は受領者からの購入者に依つて新たな貸出の保證として使用さるゝ時には信用膨脹が起るであらう。この膨脹がどの程度まで起り得るかといふ事は豫測し難い。小納稅者（五〇マルク以下）の救濟は一九三三年九月までは行はれないであらう。これは第一年目の發行總額を、恐らく十億マルク以下に減少せしめるであらう。發行手形の投資價額は、株式取引所に於て賣却される右手形の價格に依つて決定せられるであらう。而してこれに對して現在の利率を以つて多大の割引が行はれるであらうと豫期される。銀行は、その手形の賣却價額以下の安全な利鞘を以つて信用を與へるであらう。故に創設された新信用並に工業擴張に依つて、失業匡救に向け得る新信用總額は最高十五億マルクよりは遙かに少ないであらう。

政府の新經濟政策大綱の第二の部分は、雇主が新に傭ひ入れる勞働者の數に比例して、右雇主の稅を輕減することを規定してゐる。一年間使傭さるゝ新勞働者一人宛に對し稅輕減として四百マルクの約束手形を與へる。この目的のために見積られた總額は七億マルクで、百七十五萬の勞働者の再就業に備へるに足るものであるが、然し實際にこの

數字に達するかどうかは確實でない。

更に就業の增加を齎らすために、少くとも二五%以上の勞働者が新たに使はれる場合には、一週三十時間乃至四十時間の勞働に對し全ての勞働者の賃銀を五〇%低減することの認可を規定してゐる。この事は一二・五%の平均賃銀引下げを意味してゐる。これは亦、三十時間以下若しくは四十時間以上の勞働は雇主の負擔を重からしめるので、週四十時間を標準化する强い傾向をも意味するのである。

政府の調停官は、雇主がその標準を維持する事に依つて企業の存在が脅かされるゝと信ずる場合には、標準率以下に賃銀を引下ぐべき認可を雇主に與ふるの權限を附與されてゐる。

(D) 物價水準上昇の爲めなされたる金融的活動の世界狀況

これまでの諸章は、米國に於いて現行されてゐる積極的金融政策、英國並にフランスに行はれてゐる尨大な債務借替、ドイツで著手された新經濟政策及び長期並に短期信用に影響を及ぼす利率並に割引率の一般的低下運動を要約せるものである。現今の財政並に金融狀勢は明かに信用擴張及び物價上騰に好都合である。事業界の信認も亦改善を現はし、而して多數諸國に於いて永續的デフレーションが阻止される諸々の徵候が見られる。

されば、回復助長のため試みられた國內金融政策に現はれた國際的金融狀勢の影響を檢討する事は重要である。國際的狀勢に於ける二個の要因は、以下に更に詳細に論ぜられてゐるが玆で簡單に述べて置かう。二個の要因は孰れも國際收支調整の問題を中心となしてゐる。第一は、國際的債務の狀勢であつて、主要政府間の支拂に影響を與へたフーヴアー・モラトリアム、諸種のモラトリアム、短資據置協定及びその他政府及び多くの商業債務に影響する爲替制限

等に依つて一時的に調整されてゐる。

第二の國際的要因は、前述せる國際貿易上の多樣性並に錯雜性是であつて、これは金融並に財政的安定を回復すべき、又特に貿易の發展並に物價の上騰を齎らすべき國內政策を充分有效ならしめないものである。國際貿易の一層大なる自由が財政並に經濟回復に當つての必須條件である事實は最早や强調する必要はない。

市場がなければ生產は萎靡するであらうし、長期投資は刺戟されはしないであらう。或種の復興政策は、大國にして且つ經濟的に有力な諸國內に於いては可能であらう。然しその商品輸出のみならず、國外投資並に金融機關の安定性は一に自由貿易の復活に懸つてゐるのである。

以上の要因の外に、各國の物價水準及び生產費間につき既に著しく攪亂されてゐる國際均衡に及ぼす國內信用政策の影響に注意を拂はねばならぬ。物價水準の上昇を齎らす信用膨脹が、少くとも世界の最重要な債權國に於いて、同一步調を以つて行はれなければ更に大なる均衡攪亂が齎らされるであらう。個々の諸國の狀勢は非常に異つてゐる。强力な金準備を有する債權國は、物價上騰も、これが國內繁榮策を再興するものならば、物價水準の上昇が金を若干喪失せしめ且つ輸入に比較し輸出の萎靡を齎らすとしても、これを苦にしないであらう。既に金本位制を離脫せる國は、かゝる展開に對して一緩衝手段としてその外國爲替相場を利用するであらう。然し、當該國が正常な經濟力を持たぬ限りかゝる政策は明かに危險である。債務國は、他の諸國に於いて遂行さるゝ信用政策とは無關係に、金本位を離脫することなくして極度の信用膨脹策を行ふ事は出來ない。

今日不均衡な狀態にある國際的均衡の回復には債務國に於けるよりも債權國に於いて一層物價が上騰すべきか換言

せば債權國に於けるよりも債務國に於ける物價が下落すべきかの孰れかを必要とする。又、輸出に比して輸入の增大を認めるか、或は對外投資を增加するか、或は債務請求權を再調整するか、若しくは右の諸手段を綜合せしめるかに依り、國際收支が債權國に依つて匡正さるべき事は國際均衡の回復に必要である。物價水準を高め國際的財政債務の負擔を輕減せんとするリフレーション政策を有效ならしめんには債權國がイニシアテイーヴを執らねばならない。一方債務國は、國際勘定の狀態を匡正せんがためには、物價水準並に生產費の低下を計り又商品輸出の增大に凡ゆる努力を試みなければならぬ。國際的均衡の達成は又特に債權國の側に於ける自由通商政策を必要とする。

賃銀及び利子の如き各種の生產費に關し各國に著しい縮減のあつたことは指摘さるべきであらう。然しながら、低金利を工業並に商業に於いて自由に使用せしむる積極的政策は、長い間に先づ證券次いで商品價格を刺戟し、かゝる膨脹政策を遂行せぬ諸國の持續せる水準よりも高い水準に至らしめなければならない。この必然の結果は最初に短期資本を引きつけ、續いて商品の輸入を誘致し、而して他方、金の流出及び商品輸出の減少を惹起することであらう、或は金本位を離脫せる國ならば、爲替相場の下落を惹起するであらう。極度の膨脹政策を逐はずして、低物價水準並に生產費を維持せる諸國は金が流入し、かくて輸出價格に於いて有利となるであらう。而して短期バランスを外國に設定することが出來るであらう。

これに關聯して重要な事は、短期信用の莫大な量に依つて表はされてゐる通貨安定に對する危險に就いて力說さるべきことである。蓋し、現在に於いては、投機的利潤の豫想或は通貨不安定の虞れに依る逃避の孰れの場合に於いても短期信用は一の中心地より他の中心地へと急速に動きつゝあるのである。一九三二年五月國際決濟銀行はかゝる短期信用の總額を五百億スキス・フランと見積つた。而してこの狀勢に於ける困難を實際に知る爲めには、最近數ケ月に於ける大量の激烈な移動を想起すれば足りるであらう。

一九三二年に入るに及んでこの問題は或點確かに緩和された。金若しくは金爲替本位國に依つて國外に保有された短期信用バランスの大部分は本國に引揚げられ、而して國際的に脆弱な財政的地位にある諸國に殘された信用の多くのものは、爲替制限若しくは短資据置協定によつて管理せられてゐる。

現存の莫大な短期信用を長期投資に振替へる事は、重大且つ緊急な金融問題となつてゐる。莫大な額が一の金融中心地より他の中心地へと急速に動きつゝある以上、爲替並に通貨安定に對してかゝる移動の示す威嚇は決して閑却出來ないものである。

三　不況克服の爲め執られたる國際的行動

(一)　ローザンヌ會議

一九三二年六月十六日より七月九日までローザンヌに開催された國際會議は「バーゼル專門家の報告に於いて提起せられたる諸問題の最後的解決を協定し、及び現不況の原因となり、且つそれを長引かせるその他の經濟並に財政問題解決の爲め必要なる政策を協定する」爲めに招集せられた。(Final Act of the Lausanne Conference)

本會議はその第一回本會議に於いて、賠償並に戰債に關しこの會議に參與せる諸國になさるべき支拂は「本會議開催中」これが延期を整明するに決した。最終協定は「賠償は完全に行はるべきである」となした。それはドイツ政府

が總額三十億マルクの償還五分利公債を國際決濟銀行に引渡すべき事を明記してゐる。右公債は一九三五年七月九日までに渡すことになつてゐる。その以後に於いて、國際決濟銀行は「適當なる時機に、九〇%以下の割合では發行しないといふ條件の下に」一般に發行し得るであらう。國際決濟銀行が一九四七年七月九日迄に渡し得ない公債はこれを取消し得る。

右協定がドイツ、ベルギー、フランス、英國並に北部アイルランド、イタリー及び日本政府に依つて調印せらるれば直ちに、以上の諸國及び調印せるその他署名國の間に効力發生するであらう。一方會議の最初の日に賠償並に戰債の延期に關し、この協定は今後別な協定が批准されるまで、若しくは上記六ケ國の何れかゞ爾餘の諸國に對し批准せさるべき事を通告するまでこれを延長することになつた。

他の協定に依つて延期の同條件がドイツ以外の賠償金にも與へられた。

(二) ローザンヌ會議に依つて起された行動

ローザンヌに於ける賠償問題への集中は中部並に東部ヨーロッパの經濟及び財政狀勢に關する諸問題並に支拂延期さるべき一般金融並に財政狀勢に關する諸問題を惹起した。ローザンヌ會議で通過せる決議は次の事を規定してゐる

一委員會を任命し、その委員會は中部及び東部ヨーロッパ諸國の復興に必要なる諸政策に關する提案を、ヨーロッパ聯合調査委員會の次回の會合に於いて提出すべきこと、特に必要なるは、

(A) 右諸國の現在の財政的困難を克服し及び必要なる保證を與へて、現存爲替管理制度の漸進的褒除を可能ならしむる諸政策

(B) 右諸國の間及び右諸國と他の國家間に貿易活動を復活せしめ、又「第三國の權利」が留保さるゝといふ了解の下に低廉な穀物價格を以つて中部及び東部ヨーロッパの困難を克服すべき諸政策を立案すべきことが要求されてゐる。この決議に依り任命された委員會は一九三二年九月六日より同廿日までストレーザに於いて會合した。委員會の蒐集せる資料、その審議の報告及び最終勸告は通貨經濟會議準備委員會の利用し得られるものであらう。

ローザンヌ會議の最終決議は國際通貨經濟會議の招集を定めてゐる。この會議の招集は、ローザンヌに代表者を送つた諸國の要求に從つて、國際聯盟理事會に依つて行はれた。一九三二年七月十五日の會合に於いて、理事會は右の會議招集に同意し (Minutes of the 67th Session of the League Council.) 而して右會合に於いて採擇された決議に遵つて準備委員會が招集された。

(三) 貿易制限の分野に於ける行動

若干ヨーロッパ諸國に於ける外國爲替管理の修正若しくは撤去及びオーストラリアに於ける若干關稅品目の低減等の如き自主的行動は別として、貿易制限に關して注目すべき二個の重要な發展が見られる。更にそれがヨーロッパ內の自由貿易に關する限りに於いては、ストレーザ會議の審議をそれに附け加へねばなるまい。

第一の發展はローザンヌ會議の時發表されたオランダ及びベルギー政府の發議であつた。この二國間に調印された條約は前揭「世界經濟概觀」中に要約されてゐる。それは未だ批准されてゐず、他の諸國のこの條約への加入についても、或は他の通商條約中の最惠國條款に及ぼす關係に就いての研究に於いても未だ何等の進展も見てゐない。然し

ながら、オランダ、ベルギーのこの發表は、實際的可能性を表示するものとして意義あるものである。

この分野に於ける第二の發展は、七月二十一日から八月廿日のオッタワに於ける英帝國會議の成果であつた。閉會に當つて、英領土內特惠政策の强大を條件として、英本國と英自治領間に多數の協定の商議された事が發表された。右協定は英本國と自治領間（印度を含む）のみならず英植民地の貿易にも—不況以前は右貿易は世界總貿易の約三〇%を表はせるものであつた—影響を與へ、英帝國の貿易總量を動かすものとして、又この新協定が他の諸國の貿易に及ぼすその壓迫に於いても明かに重要である。

第四　國際商業政策の發展

第四　國際商業政策の發展

國際聯盟事務局經濟關係部ではロンドンに於て開催さるべき國際通貨經濟會議に對する準備調書として一九三一年夏以降現在に至るまでの國際商業政策に於ける發展、卽ち各國が自主的に執つた關稅政策、外國貿易統制、爲替管理手段、又條約に依つて締結せる諸種の協定、並びに現下の世界經濟不況、特に通商障碍打開の爲めに執られたる個々、若しくは集合的行動の概要を收めたる數個の覺書を作成した（以下は右覺書を骨子とせる記述である）。

緒　言

一九三〇年及び一九三一年にジュネーヴに於て行はれた關稅休日の基礎の上に建てんとした共同的經濟行動に關する國際會議の失敗は經濟危機が深刻なるに伴れて、斯かる企圖の實現を困難ならしむる障碍を愈々大ならしめた。物價の下落、工業活動の低下、外國購買力の減退、失業の增大、將來の不安、目下の緊急を要する諸問題等は各國政府をして出來得る限り自國生產者の國內市場の確保に努力せしむるに至つた。この運動は影響を蒙つた國に依つて最も甚だしく行はれ、右諸國はその保護的及び防衞的手段を緩めず、却つてこれが擴大强化に努力するに至つた。

（一）　一九三一年の始め以來，經濟狀勢は愈々惡化して來た。同時に最初中部及び東部ヨーロッパ諸國に限られてゐた

貨幣及び金融的困難に依つて影響を蒙つてゐた經濟狀勢は、その後英國の金本位の離脫に依つて他の諸國にまでこれが影響を及ぼした。斯かる狀勢に於て大多數の國は經濟的分野に於ける國際協力の觀念又は希望を拋棄し、益々經濟的國家主義を嚴にする方針を執るに至つた。鎖國的國民經濟組織の理論及び實際が斯くて再びこの混亂せる世界に入つて來た。凡ゆる種類の商品を以つて充滿せるヨーロッパは、今日に於て、凡ゆるものが不足を告げてゐた戰爭直後に於て執つたと同じ方法を採用しつゝある。この二つの對照は同じ結果を生むに至つた。

先づ最初、關稅的手段が主として執られた。ヨーロッパに於て自由主義的商業政策の擁護者を以つて自認する二國はその他の諸國と同じく保護關稅國の仲間に入るに至つた。卽ち英國は自國關稅を障壁を以て圍み、オランダは又その關稅率を著しく引上げた。通商條約に依つて固定せる爲めにその關稅率を增大することの不可能なる場合は、協定を以つて締約國が共同の同意に依り舊關稅率を解除し、改めてこれを引上げることが出來るのである。

然しながら關稅率は充分なる武器と見ることが出來ない。そこで輸入禁止制限——數年前かなりの困難を以つて國際貿易中より排除されるに至つた商品移動に當つての專斷的制限——が再び現はれて來た。割當制度は大規模の下に採用されて來たが、これは法外なる量を以つて、且つその商品價格が國內市場に於ける價格よりも著しく低下せる外國商品の流入を管理するに最も有效なる手段とされてゐる。この價格の相違は種々なる原因に依るが、主としてストック整理の絕對的必要なること、他の捌口の閉鎖、輸出の强制的奬勵、通貨價值の下落、及び相當價格に依る通貨維持の必要等に依るものである。

最後に外國爲替取引の管理は一九三一年の秋及びそれ以後數ケ國請國に依つて自國通貨價值の維持の爲めに採用されたがこれは直ちに國際貿易に不幸なる影響を及ぼした。

(二) 各國は凡ゆる强力なる障碍を以つて自國を保護するに苦心してゐるが、然し國家間の經濟的依存の要求から全然脫却することは出來なかつた。從つて、條約政策を根本的に無視することは不可能であつた。後述の如く過去一ケ年間に於て無數の協定が結れたが、これは各國が行つた孤立政策の手段の結果を斯かる方法に於て減殺してゐることを示すものである。

この極端な孤立主義は必然的に、一國の他の總ての國に對しての經濟的地位の不確實且つ不完全なる觀念に導くに至つた。諸國は貿易尻を個々の貿易尻に分割し、各國相互間の貿易を個々の勘定として見做すに至つた。各國は、一定國に賣つたもの以上買ふことを欲しなかつた。要するに各國は制限政策及び通商協定の結合を以つて極端なる爲替尻の樹立に努力した。斯くて清算制度及び物々交換制度が一國經濟活動中に於ての國家干涉を伴つて再び現はれて來た。然しながら、國際貿易の觀念に基礎を置く通商協定の必要に就ての經濟的必要が次第に痛感されて來た樣である。

一九三一年夏以後の商業政策の發展

(一) 自主政策

(A) 關稅率

(1) 殆んど總てのヨーロッパ諸國及びヨーロッパ外の多數の諸國は、一九三一年七月以降その程度の差はあるが關

税率を改正した。而してその總ての場合に於て——オーストラリアの場合は別として——關稅率は引上げられた。

ベルギー、イタリー、ラトヴィア、ノールウエイ、チリー、エジプト、スエーデン、ノールウエー、チエコスロヴアキア、ポーランド、スキス、ハンガリー、英國その他の諸國は附加關稅若しくは關稅に對する追加稅を課した。

所謂「南京錠」法令（Pandlock law）又はその他のこれに似た法律の未だ存在してゐない或る諸國に於ては、立法部への事後承認を條件として立法部は政府に對し、事態に鑑み必要なる時は、保護的手段として關稅率の引上げを行はしむる權限を與へた。この權限は關稅政策に從來見られなかつた處の彈力性を與へるに至つたが、然し他方國際貿易の不安を增大せしめた。

（2）關稅の分野に於て最も特記すべきことは、英國が總ての輸入に對し關稅を設定したことである。一九三一年十一月及び十二月に三個の緊急條例を以つて若干の製品に對し高率關稅を設定したが、これは右製品の輸入が異なる割合を以つて增大したと見做されたからであつた。これ等の措置は、極端に逆調となつてゐた貿易尻を回復するを目的としたのであつた。

一九三二年二月更に非必需的農產品の輸入に對し緊急條令が公布された。一九三二年三月一日これ等の部分的及び臨時的法令は全生產品に對する從價稅一〇%の一率基礎關稅に依つて取つて代られ、食料品及び原料品に對し僅かの例外が設けられたに過ぎなかつた。これ等の關稅は外國商品、植民地、保護領及び委任統治領の無稅品並びに自治領の生產品に對してのみ課せられた。その後四月に至つて小麥栽培の保護の爲めに一條令が公布され、五月には大部分の製品に對し五%乃至二三・五%の附加稅が、又五月及び六月には絹及び銑鐵に對し課稅が行はれ、最後に九月半ばに於て更に一層關稅率が增大するに至つた。

ヨーロツパの總ての諸國の輸出に影響を及ぼし、特にフランスに於て甚だしかつたこの保護關稅の設定に加ふるに英國政府は更に別な手段、卽ち金本位制の停止を行ふに至つたので、これは國際貿易に甚だしき影響を及ぼすに至つた。英國政府は一九三一年九月に於て金本位制の離脫を行つたがこれは必然的に不安及び整理の期間を伴ひ、而してヨーロツパ及びその他の諸國をして相繼いでこれと同じ措置を執らしむるに至つた。卽ちデンマルク、アイルランド自由國、ノールウエイ、ポルトガル、スエーデン、フインランド、ギリシア、オーストラリア、カナダ、エジプト、印度、日本等是である。

金本位制離脫は英國輸出を促進したけれども、然し各國に依つて執られた防衞的手段の爲めに一部分相殺された。例へばフランスは一九三一年十一月に於て通貨價値下落國より來る商品に對しての報復稅を適用した。然しながら通貨下落に依り他國の商品に比しての英國商品に與へられた特權は何等の措置を講ぜられてゐない市場に於ては全部若しくは一部分の利益を獲得し得た。英國の輸入に關しては、磅の下落は、謂はゞ金本位を維持する諸國から來る商品に對し一種の課稅を自動的に創設した。

保護主義の一般的强行及びそれに依る差別待遇の不安は、若干國をして防衞の武器を更に大ならしめた。斯くてドイツは一九三二年二月に增率關稅を採用し、これをドイツ政府と通商條約を締結してゐない諸國、若しくはドイツの輸入品に對し他の諸國の商品に許與せらるるところより不利なる待遇を與へてゐる諸國より來る輸出品に對し、必要に應じ全部若しくは一部分、右關稅を通用し得ることになつてゐる。かくして一九三三年二月に至りドイツは家畜、

肉類（生肉及び調製品）及びラードの關稅を可成引上げ、續いてその他農業生産品の關稅を引上げた。これはフランスとの一九二七年の通商協定に關せる若干稅率の破棄を意味した。かくてフランスは、ドイツとの貿易尻を回復せしめるために、若干のドイツ生産品に對し直ちに輸入割當を課した。最後に、ドイツ國産バタ及び脂肪を保護して、外國脂肪の消費を減少せしむるため、脂肪の輸入、製造及び取引に關し一九三三年三月二十四日更に一法令が發布された。

オーストリアは、金クラウン（この通貨を以つて關稅が決定されてゐる）のシルリング（この通貨を以つて關稅が實際に支拂はれてゐる）に對する新兌換率を設定することに依つて、全國關稅全體を約二五％引上げた。（他方、若干生産品、例へば小麥、ライ麥、珈琲、コンア等のオーストリアの輸入附加稅若くは輸入稅は輕減せられた）。

フランスは、次の諸國よりの輸入に際して、爲替差額を塡補するために附加稅を課し、若くはこれが修正を行つた。セイロン、支那、マレイ聯邦、香港、日本、ニュージーランド、南阿聯邦及びソヴイエット・ロシア。

一九三一年十二月ギリシアは、同國と通商協定を締結せざる諸國からの輸入品に適用する爲めに、從來の稅率の十倍に當る新關稅を採用した。更らに同國は一九三二年十二月初金ドラクマの換算率を紙幣ドラクマに變更し、これを以つて關稅率の支拂に充てんとしたが、これは同國の關稅を著しく自働的に引上げるに至つた。

一九三二年二月イタリーは、最惠國待遇を享受せざる諸國よりの輸入品に適用する爲めに、特に或る種商品に對し附加稅を設定した。

英國に於ては、最近の關稅條令は商務省及び大藏省をして英國に差別待遇をなす諸國より來る商品に課してゐる現行稅率に加ふるに、從價十割に至る附加稅を課せしむることの權限を與へてゐる。政府は既に一九三二年七月に於てこの權限を行使した。七月十五日以降アイルランド自由國より英國に輸入される商品に對し從價二割の特別關稅を課するに至つたが、これはアイルランド自由國が或る種の義務の遂行を停止したことに依つたものである。然るにこれに對し、アイルランド自由國は同國に輸入された若干の英國品に對し報復關稅を以つてこれに應じた。

超えて十月英國は更らに葡萄酒に對して關稅を引上げ、十一月九日にはアイルランド自由國に產出し、輸入される家畜及び酪乳製品に對し特別稅を課したが、これ等課稅の目的はアイルランドが英國に對し支拂中止をなせる土地年金價額に充てん爲めであつた。

然るに同日付を以つてアイルランド議會は英國製品三十六種品目に對し五〇％の從價稅の設定を承認した。

英國政府は十一月七日以後印度との特別協定に含まれたるものを除き、オッタワ協定に規定されたる關稅手段の適用を行つた。從つてこの結果海外より來る小麥、白玉蜀黍、バター、チーズ、鷄卵、練乳、果實、蜂蜜等の食料品に對し新規又は增率關稅が適用されるに至つた。然しながら右協定中に含まれた粗銅に關する課稅は未だ實行されてゐない。

アイルランド政府は九月十七日以降帝國特惠を享受することが出來なくなつたので、政府は或る種製品のアイルランド輸出業者に對し、英國への輸出に伴ふ關稅に相當する額を拂戻すことに決定した。

ベルギーは一九三三年二月、自動車の自由輸入に復舊したが、同時にこれの輸入稅を可成引上げた。

ヨーロッパ外に於いては、チリが同國通貨の價値低減を埋合せるために關稅を五〇％引上げた（一〇〇％以上の通

貨價値低減稅が同一の理由の下に既に課せられてゐた)。

アルゼンチンは一九三三年一月初頭現行中の輸出稅を廢止すると同時に一九三二年十二月三十一日を以つて終るべき一〇%の輸入附加稅を一九三三年十二月三十一日迄延期した。

米國は一九三二年九月初旬以來、ドイツ、ベルギー、イタリー、日本及びスエーデンから輸入される若干商品に對し米國のこれ等商品が右諸國に依つて增率關稅を以つて取扱はれてゐるとの理由に依り、報復關稅を設定してこれに報いた。

オツタワ協定は一九三二年十一月自治領に於て實行されるに至つた。

オーストラリアは一般稅目百四十項目に對し關稅を引上げ、その他英植民地の若干は帝國特惠を增大せしめるために夫々關稅の改正を行つた。メキシコ及びペルーに於ても關稅引上げが行はれ、他方支那は生絲に關し、エジプトは鷄卵に關し夫々輸出稅を廢止した。

(B) 外國貿易の調整

一九三一年の初頭に始まつた擾亂時を特徵づけたものは、關稅の引上げのみではなかつた。これが明かなる特徵は戰爭直後現れ、而して最早や再現せざることを望まれてゐた妨害及びその方法の復活に在つた。

これ等總ての方法は、外國商品に對し關稅率の如き相對的障碍、且つ理論的に克服し得る障碍ではなく、絕對的な實體的障碍を設くるに在つた。

これ等の方法は、外國商品を高價ならしむるのではなく、これを排斥し、若しくは一方的にこれが流入を制限するに在る。關稅率が「自由貿易」の絕對的理想に相反してゐるに對し、この方法は「通商の自由」を實質的に破壞せんとするものである。

これ等の禁止手段が完全に行はれてゐるか、又は許可制度、輸入割當、輸入管理、外國爲替管理等に依つて緩和されてゐるかは別問題として、財政及び通貨危機の勃發以來、右の方法は商業政策を支配するに至り、斯くて關稅政策は時代後れのプランとして引込められてしまつた。

特に緊急の危機に迫つてゐる諸國に於ては、これ等の手段は急速に且つ必然的に各國に向つて擴大されるに至つた。各國のこれが影響の相互依存性並びに類似性は斯く密接であるので、若し一國がその國と多量の貿易を維持してゐる諸國が同時に同じことを行ふことの保障を得られない限り、右一國のみがその發意に依つてこれ等禁止手段を廢止するならば、該國は重大なる危機に遭遇するに至るであらう。

依つて國際的協力が特に必要であり、今日の國際貿易の沈滯を導くに至つたこれ等總ての補足的障碍の廢止に努力を傾到すべきである。

(1) 輸入制度　一九三一年後半に於て、財政及び通貨擾亂の結果として若干國に於て外國品の大規模の輸入が行はれその價格は同國國內品價格の維持を脅かすに充分であつた。英國等の國に於ては、その國內市場の防衞手段として關稅を以つて對抗したが、他方他の國は關稅率が變轉常なき狀勢に直ちに應ずる樣な伸縮性を持つてゐないのみならず、關稅率を有效ならしむる爲めにはその水準を非常に高くしなければならなくなり、その結果國內

價格の騰貴を招來する虞があると考へてゐた。

物價昂騰政策の不利益を他の方法に依つて避ける希望の下に輸入の法外なる增加を阻止する爲めに、特定の割當て限度内に於てのみ許與することが望ましいと考へられた。斯くてフランスに於ては最初或る種の農產品の保護の爲めに採用された輸入割當制度は、その後益々廣範圍に適用され、遂に一九三二年七月末に於て、これは千百の關稅項目にまで及ぼさるるに至つた。この制度は直ちに擴まり、これが最初採用さるるに至つたとは全然別な理由の下に於て今や非常に異つた、且つ複雜な手續を以つて多數國に於て採用さるるに至つた。割當制度は屢々その他の貿易統制の措置、卽ち輸入管理爲替管理に關聯して用ひられてゐる。

この輸入割當制度と並行して屢々用ひられる手段に輸入許可制度がある。輸入許可制度が割當制度と異つてゐることとは輸入され得る商品分量に關し豫め定むべき限度の無いことであつて、これは行政官廳の裁量に依りて行はれ、卽ち輸入を監視し、輸入が過度に行はれると思つた場合には許可停止に依つて輸入を阻止し得るのである。

次のヨーロッパ諸國は輸入割當制度若しくは輸入許可制度を採用した。

トルコ　總ての輸入

オーストリア、スペイン、エストニア、フランス、ギリシア、ハンガリー、ポーランド、スキス、チエッコスヴアキア及びポルトガル　主要生產部門。最近フランス、スキス、オーストリア、ハンガリーの諸國輸入は割當制度を新商品にまで擴大した。

ベルギー、オランダ、デンマルク、英國、ルーマニア及びイタリー　一定數の商品。ギリシアに於いては大多數の生產品輸入は一九三三年二月十六日以降はギリシア生產品との交易に於いてのみ、且つギリシヤ銀行の許可を得た場合にのみ許されてゐる。

ブルガリアへの若干輸入品は國立銀行より發せらる特別認可を必要としてゐたが、最近その品目表に更に多數の商品が加へられた。

ヨーロッパ以外に於ては、右の如き制限がオーストラリア、ブラジル、及び日本に於て適用されてゐる。

一九三二年九月ドイツ政府は、農業助成の一プログラムを發表したが、これには野菜、果實、花卉、食用家畜、ベイコン、バター、木材等の若干農產品に對する輸入割當を採用した。ドイツ政府はこの割當制度を樹立するに當つてドイツの利益と、同國と通商條約を結べる諸國の利益とを融和するには商議の手段に依るであらうことを宣言したが、然しながら、外國の主要輸出諸國、特にスカンデイナヴイア、ベルギー、オランダ、及びイタリー等の諸國に於ては不安を痛切に感ずるに至つた。ドイツからはこの不安を緩和し取極を行ふ爲めに右諸國の首都に向け代表團が直ちに派遣された。ベルギーとは既に協定を締結するに成功したが、オランダとは了解を見出すに至らなかつた。

ドイツに於ては、輸入割當の企圖は產業界に於てこれがドイツ製品の外國輸出の報復手段を形成するとの理由の下に反對が行はれたが、他方農業はこの制度に未だ充分滿足せず、尙ほ一層廣範圍の特權の享受を要求してゐる。

割當制度の結果はフランスに於て大なる不滿を惹起したことに注意せねばならぬ。外國貿易の實質的低下、この貿易低下がフランスの諸港に與へた悲慘なる影響、割當の適用に當つての煩雜なる諸手續等は、割當制度の重大なる障碍を示した。或る方面に於ては國際貿易が常態的役割へ復歸すること、及び鎖國經濟主義の拋棄が唱導されてゐる。

（2）**管理及び輸入制限**　貿易の動きが總ての繊絞性及び安定を失ひ、且つその量及び方向が不規則となつた時に貿易統制の必要は前述せる手段よりも一層嚴格な手段の適用に移るのである。若干國に於ては、外國貿易は總ての商品又は若干の商品に就いて、政府の管理か若しくは政府が民間團體に委託せる管理かに置かれてゐる。ベルシアはソヴイエット・ロシアの例に做つて、完全なる貿易管理を實行し、ウルグアイ、エストニヤ、スエーデン、ラトヴイア、スキス、チエツコスロヴアキア、ブルガリア及びトルコ亦或る程度の生産品の輸入管理を行ふに至つた。輸入管理は時として輸入割當制度の適用と併用されることがある。チエツコスロヴアキアに於ては、政府公認の一同業組合は小麥、ライ麥及び精粉の外國貿易を管理し、これ等食料品の輸入割當を決定してゐる。同樣にスキスに於ては政府は各種の中央團體に對して一九三二年七月以降外國貿易機關の管理を委ねた。これ等團體に屬する輸入業者は關係國がスキス品を輸入する限度内に於てのみ外國品を輸入する認可を得ればよいのである。

國際貿易に關する制限の循環は若干國の採用せる輸入禁止に依つて完全に行はれた。即ちコロンビア、ラトヴイア、ポーランド、ギリシヤ、南阿、トルコ、スペイン及びポルトガル等は輸入禁止を行つてゐる。ルーマニアも若干商品に對し輸入禁止を行つてゐるが、然しこれ等はソヴイエット・ロシアの商品に對してのみ適用されてゐる。

（3）**輸出貿易の制限**　若干國に於て輸出貿易は統制の下に置かれてあるが、然しこれは非常に異つた目的の下に行はれ、且つ輸入貿易よりもその範圍は甚だしく狹い。若干商品の輸出は許可制度に依つて統制されてゐる。即ち、スペイン、ハンガリー、アイルランド自由國、ポーランド、ユーゴースラヴイア及びブラジルに於て然りである。デンマルクは一九三三年二月二十三日家畜及び肉類の輸入には輸出證明書の引渡しを必要としてゐる。ニュー・ジーランドに於ては總ての商品の輸出統制は他の國に課せられた輸入割當制度の結果である場合が屢々ある。即ち仕向國の輸入割當に於て、國内の生産者間にその合理的分前を確保せんが爲めに斯かる輸出統制が行はれるのである。

尙ルーマニアは一九三三年三月三十一日に於いて、改めて通告するまで對外債務支拂のため凡ゆる外國貿易を禁止した。

（C）外國爲替管理

物價の下落の直接的結果として增大せる債務の負擔の下に而して外國資本の巨額の引揚げの結果として、多數の債務國は國内資本の外國の逃避を避け自國通貨の爲替相場を維持し、不安なる金融狀勢に順應せん爲めに、外國爲替取引の監督及び制限に關し多少嚴重な措置を執らざるを得なかつた。非重要生産品の輸入業者に利用し得る外國爲替の額を減ずるに至つたこれ等の措置は、爲替管理國の輸入貿易を惡化し、これを破壞するに貢獻し、更に加ふるに供給國間に必然的に差別を齎らすに至つた。又一層惡いことには或る場合に於てこれ等は商業的債務の解決を不可能ならしめ、且つ困難なる商議を伴はしめるに至つた。(Report of the Economic Committee on its 38th Session) (Dec. C. 516 M. 255. 1932 II B)

現在まで爲替管理の手段に訴へた國は次の如きである。

アルゼンチン、オーストリア、ボリヴイア、ブラジル、ブルガリア、チリー、コロンビア、チエツコスロヴアキア、デンマルク、エクアドル、エストニア、ドイツ、ギリシヤ、ハンガリー、イタリー、日本、ラトヴイア、ニユージーランド、ニカラグア、ノールウエイ、ペルシア、ルーマニア、スペイン、トルコ、カルグアイ、ユーゴースラヴイア。

（二）協定政策

前述せる如き外國貿易の統制及び制限に關する各種の手段は、一九三一年七月以降の通商々議の積極的行動若しくは各種協定の締結を妨げるものではなかつた。今日の如き事態に於ては或は調整を行ふことが必要であり、且つ各國の經濟生活に必要な諸外國との通商關係の最低を規律することも亦必要である。前述せる如き諸手段の適用から生じて來る狀勢に順應する爲めの協定的通商政策を樹立することが勿論必要であり、これは斯くて新しい形態の協定をだんだんすに至つた。

（A）通商協定

一九三一年夏以降、約四十の通商協定が調印された。これ等總ての協定は一般的に見れば第一義的重要性は有してゐないが、何れも最惠國條款を挿入し、短期間に亘つての取極をなしてゐる。更に廢棄に關する規定を設けてゐるがその期間は大體三ケ月程度のものである。從つてこれ等協定は戰後の通商協定の性質を帶びてゐる。

（1）一九三二年五月二十八日ドイツ、ソヴイエット・ロシア間に締結された條約は、ソヴイエット・ロシアの經濟的機構並びに支拂の條件の異つてゐる點に於て例外的なものである。

他の特別協定の部類はオーストリア、ドイツ及びフランスが中央及び東部ヨーロッパの若干國と締結せる條約に於て見られる。これ等の協定に於ては、最惠國條款の存するに拘らず、中部及び東部ヨーロッパ諸國の農產品に對し特殊なる便益を供與してゐる。調印された協定には次の如きものがある。

（イ）一九三一年七月十五日のオーストラリア＝ユーゴースラヴイア協定に基き、ユーゴースラヴイア小麥の割當が低い稅率を以つてオーストリアに入り得る。

（ロ）一九三一年七月十八日のドイツ＝ハンガリー協定及び一九三二年六月二十五日のドイツ＝ブルガリア協定前者は關稅及びその他の條項を收め、ハンガリー小麥に對し特惠稅率を供與してゐる。（然しこの協定は國際小麥貿易に利害を有する關係諸國の反對の爲めに未だ効力の發生を見ない。後者の協定は一方に於てブルガリア農產品に對し比較的廣汎な特惠制度を與へ、他方ドイツの若干工業品に對する特惠を與へてゐる。ドイツは又ルーマニアとの間に一協定を締結したが、これに依つてルーマニア玉蜀黍は、ドイツに入る場合ドイツ關稅四割の減額を享受することになつてゐる。この協定は然しながら若干の第三國の反對の爲めに未だその効力を見ない）。

（ハ）一九三一年九月二十六日のフランス＝ハンガリー協定、一九三一年十月七日のフランス＝ユーゴースラヴイア及びルーマニアの小麥の一定割當のフランス輸入に關する協定、一九三二年一月五日のフランス＝ルーマニア協定。これ等の協定に於て、ハンガリー、ユーゴースラヴイアの小麥の一定割當のフランス輸入に當つて、その關稅率の一定の拂戻しを約束してゐる。

この種協定はオッタワ會議に於て締結した特惠的取極を含めて居り、而して一九三二年十月二十五日ソヴイエット・ロシア＝ベルシア間の協定に依れば、ベルシアはこれに依つてロシア品の一定割當の輸入を行ひ、斯くしてベルシアが輸入する他の諸國に比しロシアに對し優勢なる地位を供與してゐる。

（2）他方又最惠國條款の範圍を制限し、又は既與の關稅讓歩を廢棄せる條約も無くはなかつた。例へば、一九三

二年四月四日のフランス＝イタリーの假條約及び一九三二年三月十五日のイタリー＝スペイン通商航海條約に依れば最惠國條款は兩締約國の相互貿易に眞に重要なる若干生産品の輸入の場合に於てのみ適用されるとされてゐる。同樣に現行條約の追加議定書―ヨーロッパ諸國間に於て斯かる議定書は既に十八締約されたが―は曩の條約に於て引下げられ若しくは安定された關稅率を廢棄し、改めて締約國をして右稅率の引上げを容易ならしめた。前述のフランス＝イタリー假條約はフランスへのイタリー商品の輸入並びにイタリーへのフランス商品の輸入に關する一切の固定化せる關稅率を相互に廢棄し合つてゐる。

最後に輸入割當若しくは輸入制限手段の適用の統制に關する條約がある。これ等はフランスとチエッコスロヴアキア、米國、ベルギー、スヰス及びポーランドとの間に、ベルギーとドイツとの間に、ドイツとポーランドとの間に、ラトヴイアとリツアニアとの間に夫々締結された。

（3）通商協定の締結に關する商議は目下多數の國に於て進捗してゐる。フランスと米國との間の商議に就いては特別な注意を拂ふ必要がある。之等兩國の關稅制度の相違の結果として種々の困難が發生してゐる。フランス商業政策の方針は一九三二年八月フランス經濟審議會が（Le Conseil national économique）フランス政府に提出せる報告書中に於て現在效力の發生してゐる主要協定の改訂を勸告し、且つ佛獨協定は特にフランスの對獨貿易兒の惡化に基き、改訂の必要を力說してゐる事實に依つて明かである。フランス經濟審議會は更に最惠國條款の行使に制限を加ふべきことを勸告した。

（4）協定政策の分野に於て特記すべきは、英國とソヴイエット間の一九三〇年四月十六日の暫定通商協定に關し英國政府が一九三二年十月十七日廢棄したことである。この廢棄はオッタワに於けるカナダとの協定に基けるもので、卽ち政府の援助に依つてその價額の極端に低い外國品の輸入を防遏する權限を商務省に與へたものであつて、斯かる商品の無制限に英國に入ることは、カナダ商品に對し許與された特惠を害するものであると云ふに在る。ソヴイエットとの該條約は同國に對し最惠國條款を許與してゐるので、條約は個々の手段を執ることを阻止してゐる。右條約は一九三三年四月十七日を以つて終了することになつてゐるが、英國政府はこれが廢棄に當りモスコー政府に對し新通商條約の設定の爲めに出來る限り速かに商議を開始せんことを要求した。

（5）一九三三年の狀勢　一九三三年に入つてからも貿易統制の爲めの諸政府間の商議は相當活潑に續けられて來た。而し結ばれた協定は全て、概して暫定的性質を有してゐる。それらは、强固にして永續的な基礎の上に國際關係を樹立せんとする條約といはんより寧ろ妥協案である。

ドイツは漸次その協定輸入稅を破棄しつゝある。例へば、一九三二年十二月二十八日フランスと締結せる通商協定追加條項第五條に認められたる權利を利用して、二月十二日（卽ち該追加條項の發力效生後僅々數日に於いて）若干農產物及び工業品に關し三月一日を期し同國關稅自由の回復を要求した。ドイツがこの關稅自由を如何に利用したか又フランスがこれに如何に應酬したかは上述せる通りである。フランス政府は直ちに、若干のドイツ商品に對して輸入割當等を課し、且つその關稅引上に必要なる措置を執つた。

引上が實施されるゝに至れば、割當は撤去せられるであらう。

ドイツは、その農產品關稅を引上げ得る爲めに、二月十五日のドイツ＝スエーデン間協定の滿期に當つて、スエー

デンに對し若干の關稅讓歩を更新しなかつた。ドイツの決意は當然に、スエーデンに依つてドイツに對する無條件的最惠國待遇の授與の拒否となつた。ドイツは更に、ユーゴスラヴイアとの通商協定廢棄の意思を通告した。從つてこれは三月五日效力を喪失した。この日以來ドイツは若干のユーゴスラヴイア農產品に對して一般關稅を適用し、一方ユーゴスラヴイアはドイツの輸入品に對し最高關稅を課してゐる。

アルゼンチンは他の諸國に許與してゐる關稅特權をドイツに對しては拒否してゐるので、同國商品はドイツへの輸入に當つて高率の關稅を課せられてゐる。ドイツは一月十八日、ウルグアイと最惠國條款を含む通商條約を締結した。ドイツは亦、スペインとの一九二六年の通商條約を補足する協定に二月十八日調印したがこれは互惠關稅讓歩を規定するものである。而して三月一日カナダとの妥協案を更新して九ケ月間協定を締結したが、これに依りカナダの生產品はドイツに於いて最惠國待遇を享け、又ドイツ生產品は中間關稅の下にカナダには入つてゐる。

英國が六ケ月以前に破棄を豫告せるアングロ＝ルシア通商條約は四月十八日を以つて消滅するであらう。四月五日下院を通過せる法案は四月十八日を期し、ソヴイエット・ロシア商品の全部若しくは一部の輸入を禁止する權限を英國政府に與へてゐる。

フランスは二月にフインランドとの協定に、更に三月スエーデンとの協定に調印した。これに依り締約國は相互に互惠關稅の利益を與へてゐる。その他政策の中、フランスは右の二ケ國よりの輸入商品に對し通貨價値低減に對する附加稅を廢止してゐる。

その他協定の中、一九三三年當初二三ケ月間に締結されたものを擧げて見やう。

(イ) 一月に於けるスキスとルーマニア間の協定。スキスの若干の代表的生產品のルーマニアへの輸入に對して讓歩を規定する一方、スキスには入るルーマニア生產品の待遇は、二ケ國政府に依つて締結さるべき特別協定に於いて限定されることになつてゐる。

(ロ) 一八六三年の舊條約に替つて、オランダとベルギー・ルクセンブルグ經濟聯合間に二月に於いて締結されたる通商條約。新條約の期限は五ケ年であつて、その後は六ケ月の豫告を以つて解約することが出來る。これは無條件且つ無制限的最惠國條款を包含してゐるが、然し聯盟經濟委員會が留保に對して提案せる方針の下に、多邊的經濟條約より生ずる特惠に關しては留保が附せられてゐる。

(ハ) 三月ハンガリーとルーマニア間に於いて、右二國間の貿易均衡を回復するため締結されたる協定（これは從來ルーマニアに有利であつた）。

(ニ) フランスへのオーストリア木材輸入の特惠待遇を規定する一九三二年十二月二十九日のフランスとオーストリア間の協定

(ホ) ポーランドへ輸入する、オーストリアの若干生產品の特惠待遇に關し、オーストリアとポーランド間に於いて一九三三年三月締結されたる協定。

最後の二協定はストレーザ會議の決議に基けるものである。

二月七日、フインランドはオスロー協定に加入した。

去る二月に、チエツコスロヴアキア、ユーゴスラヴイア及びルーマニア間に締結された契約は、この三締約國は、各

自の經濟的利害の協調を計るといふ特別の條項を含んでゐる。

最後に、米國に於ける關稅條約を締結せんとする傾向に注意を向けなければならぬ。新大統領は、かゝる條約を發議する權限を與へられんために會議の招集を提案した——この第一歩こそは米國の締約政策の眞の復舊に等しい。

(B) 經濟協定

イタリーが一九三二年二月十八日オーストリアと及び二月二十三日ハンガリーとの間に調印せる二箇の條約に關し特別なる注意を拂ふ必要がある。これ等條約に依り締約國は相互の生產品の貿易を促進し、且つ出來る限り相互の輸出を容易ならしむる爲めに、輸送運賃の割引と輸出業者の信用許與の爲めの特許機關の創設を規定してゐる。

(C) 清算協定

外國爲替管理の影響を制限し、相互の貿易勘定を確保する爲めに、外國爲替管理を設定した諸國は、相互に且つ通貨狀態の健全なるその他の諸國との間に所謂清算協定なるものを締結した。これ等協定の下に在つては、締約國間の貿易から生ずる決濟は特殊なる機關即ち一般的に云へば相互國の中央銀行の對價に於て行はれるのである。商品購買の總ての債務は購買者が購買國の中央銀行に對する購買價格の支拂に依つて決濟し、斯くて外國爲替の振替を避け得る。

清算協定はその細目に亙つては非常なる相違があり、特に貸越勘定の使用に關する規定に就いて甚だしい。この種の協定にして今日迄にあるものは次の如きである。

ドイツ——オーストリア、ギリシア、ハンガリー、及びスキス間の協定

オーストリア——ブルガリア、フランス、ギリシア、ハンガリー、及びユーゴースラヴィア間の協定。

エストニア——フランス間の協定。

ギリシア——フランス、スエーデン及びチエツコスロヴアキア間の協定。

ハンガリー——ベルギー、フランス、イタリー、ポーランド、ルーマニア及びスキス間の協定

ラトヴィア——フランス間の協定

チエツコスロヴアキア——ユーゴースラヴイア間の協定

ユーゴースラヴイア——ベルギー＝ルクサンブルグ經濟同盟、スキス間の協定

フランス＝ブラジル間にも清算協定がある。ドイツ＝イタリー間に締結された外國爲替管理に關する協定は、一九三二年九月末ドイツに依つて廢棄され、イタリーは從つて十月一日以降イタリーに輸入されるドイツ商品に對する支拂を停止した。

尙商業債務の決濟のため若干の協定が、一九三三年になつてから締結された。

スキス——ルーマニア間（一月十二日）

フランス——ブルガリア間（一月十六日）

フランス——ユーゴスラヴイア間（一月二十七日）

イタリー――ルーマニア間（一月三十一日）
スキス――ユーゴスラヴィア間（一月）
ドイツ――ルーマニア間（二月八日）
フランス――ハンガリー間（二月二十八日）
スエーデン――イタリー間（三月八日）

（D）物々交換協定

清算協定が交易された商品の全般に携はること無くして、單に商品の特殊部門に對する支拂を保障するに止つてゐる場合、これ等清算協定は所謂「物々交換協定」と謂はれてゐるものに密接な關係がある。清算協定が主として外國爲替管理制度に依つて通商條約の規定の實行が妨げられてゐるのを回復するにあるに反し、物々交換協定は他の通商條約が存在せず又は廢棄され、若しくは通商條約の規定が一方的な多數の制限政策の爲めにその全部若しくは一部分が無效となつた場合に於て行はれるのである。

一方に於てハンガリーと、他方に於てオーストリア及びチエッコスロヴアキアとの間の通商關係は今日この種の協定の下に置かれてある。（一九三二年八月二十日及び八月十九日の假條約）。右の內の前者の通商條約は期限が到來し

たので新條約締結の爲めの商議が行はれたが、然し現在まで何等の成果を得てゐない。

ブルガリア及びギリシアの締結せる清算協定並びにポーランドとオーストリア、ハンガリー、スキス、トルコ及びユーゴースラヴィアとの間に締結せる各種の協定は總て物々交換の規定を設けてゐる。物々交換協定は目下ドイツ＝ハンガリー間、オーストリア＝ルーマニア間、オーストリア＝トルコ間、フランス＝ラトヴィア間及びノールウエイ＝ソヴイエット・ロシア間に於て夫々行はれてゐる。

（三）オツタワ會議

一九三二年七月二十一日から八月二十日にかけて、英本國と英自治領間との會議がオツタワに於て行はれた。最初この會議は英本國と自治領との平等なる地位を確認せるウエストミンスター規程に依つて開かれたのであり、其目的は英本國と各自治領との間の財政的、貨幣的及び經濟的關係を解決するに在つた。經濟的分野に於ての目的は特惠稅率の互惠的許與に依つて、英帝國內の貿易を强化せしむるに在つたが、然しながら多くの場合に於て錯雜せる利害關係を調和することが問題となつたので、この點に就いての商議は非常に困難とされた。高率關稅の保護の援助を以つてその工業的發展を企圖してゐる各自治領は英本國の或る種工業に對し實質的關稅讓步を提供することが出來なかつた。他方英本國政府は英國內の生活費の增加を出來る限り避けることに腐心してゐた。卽ち自治領からの食料品若しくは原料品に對して課する如何なる特惠關稅も、これは同樣の外國生產品に對しての課稅と等しいものであつた。英本國はその製品に對して充分なる大市場を自治領に於て得てゐなかつたので、又自治領はその農產品を全部英本國市

場に於て竸爭くことが出來ないが故に、英本國も又自治領も他の諸國との良好なる通商關係を廢棄し得ない地位に在つた。從つてオッタワ會議の參加國は英帝國內の貿易の總ての障碍を除去し、同時に諸外國と英帝國の貿易上に障碍を設定する一般的協定を結ぶに非すして、多數の二國間協定を結ぶことに就き最後に決定を見た。英本國と各自治領（カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南阿、印度、ニューファウンドランド及び南部ローデシア）との間、カナダと南阿、アイルランド自由國及び南部ローデシアとの間、南阿とニュー・ジーランド及びアイルランド自由國との間の卽ち都合十二個の協定が締結された。英國とカナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランド、南阿及び南部ローデシアとの間の協定は八月二十日効力を發生し、其有效期間は五ケ年間にして、その期間後六ケ月の豫告を以つて廢棄し得るのである。印度との協定は、期限無く、廢棄は矢張り六ケ月の豫告を以つて行ひ得るのである。

これ等の協定に基き、英本國は自治領からの農產品及び原料品中の或るもの、輸入に對し特惠關稅待遇を與へるのである。然しながら英帝國製造業者が、世界價格を超えざる市價と英國消費者の需要を滿すに充分なる量を以つて、英國に對し小麥、銅及びその他金屬を賣却するを欲せず、又し得ざる場合に於ては、英國は何時にても外國から來るこれ等商品に對しての關稅を廢止し得るとの保護條款をこれ等協定中に收めてある。

英本國の許與する特惠には各自治領との協定無くしては變更し得られざるが故に、英國は他の諸國との商議を行ふに當つて英帝國特惠を享受してゐる商品に關しては各自治領の事前の同意無くして關稅讓步を行ひ得ないのである。他方英本國から來る紡績品、化學製品、ゴム製品、銅、鐵、鋼、自動車、書籍等に對して關稅讓步が行はれてゐる。これ等の協定の結果に關し憶測を試みることは、時期未だ尙早である。會議の各參加國に於て又その他の諸國に於て輿論は夫々異つた批評及び判斷を下してゐる。フランスに於てはオッタワ會議に做つてフランス植民地を糾合した同樣な會議を招集せんことをフランス政府に建言せんとする運動が既に行はれ始めた。

（四）國際協力

上述に亘つて一九三一年七月以降の商業政策の發展を概說し、且つ保護主義的傾向及び外國貿易の統制及び管理傾向の强化に就き主たる點を强調したが、次にはこの期間に於て試みられた國際協力の運動を極めて簡單に概說する事としやう。

（A）國際聯盟

フーヴア・モラトリアムの宣言以來絕間なく相繼いで、又相重なつて發展し來つた經濟的、財政的及び政治的出來事は國際聯盟經濟機關をして經濟分野に於ける如何なる活動をも頓座せしめるに至つた。これ等の出來事は各國をして個々に恐慌の對策を探究せしめてゐる傾向を明確に現はしてゐる。これ等の問題の解決を國際的に行はんとする努力は、畢竟するに無用の樣であつた。各國の執る無數の防衞的手段の結果に鑑み現在の困難を克服するに當つて個々の努力の不完全なること、及び共同的協力の必要なることが明かにされた。

國際聯盟經濟委員會は一九三二年六月理事會に提出せる報告中に於て次の如く述べてゐる。

「國家の獨自的行動—必然的に防衞的手段に限られ且つこれは他の諸國に依つて報復される—は互に事態を愈々

惡化せしむるに過ぎない。

これ等手段は國家的見地からすればやむを得ざるものであるが、然し全體として見れば恐るべきものである。

何人も一國の經濟狀勢の發展を一方的手段のみに依つてなし得ることを夢想してゐるものは無い。貿易尻の擁護は各國に於て合法的とされてゐるが、これは經濟不況と生活水準の引下げの犧牲を拂ふことに於てその幾部分を達成するにすぎないことは數字に依つて明かである。」

國際聯盟經濟機關の活動に何等かの弛緩があつたとしても然しその研究は間斷なく續けられたのである。一九三一年十月三十一日、一九三二年一月二十日、同六月九日附にて聯盟理事會に提出せる報告書中に於て、聯盟經濟委員會は經濟及び金融恐慌の國際貿易に與へた影響を愼重に解說し、更に各國政府の執つた措置が一般狀勢に與へた影響をも解說する處があつた。報告書は孤立主義的傾向を伴ふ危險を指摘し、各國政府に對し、一層自由的政策の採用に復歸し、且つ相互信賴に基礎を置いた國際的連帶の精神の下に生產及び貿易を組織化することの必要を强調した。

聯盟經濟委員會は又專門家の協力を得て或る種生產部門(石炭、木材、自動車、ホップ、煙草)の狀勢の改善を行ふ爲めに關係者の接觸を奬勵した。

關稅品目の統一に關しては、一九二七年經濟委員會の任命せる專門家小委員會がその事業を終へ、補足說明書附の關稅品目案を提出した。この品目案は政府並びに工業及び商業關係者にとり極めて關係深きものがあるが、これ等は聯盟加入國並びに非加入國に送附され、その意見を求むることゝなつた。

(B) 中部及び東部ヨーロッパ諸國の經濟的復興に關する運動

(1) 國際聯盟財政委員會は一九三二年三月聯盟理事會に提出せる報告書中、中部及び東部ヨーロッパ諸國の困難に就き審議の必要あらば、これを行ふべき用意あることに就いての一般的方針を示した。その後ロンドン會議はフランス政府の提案中の方針に鑑み、再びダニューヴ問題を研究し、右フランス政府の提案を混合委員會にかけて審議せしめることゝした。然しながらこの委員會は問題の審議を當時特に緊急とされてゐたオーストリア問題に專ら限つた。

(2) かゝる狀勢に於てローザンヌ會議は中部及び東部ヨーロッパの經濟的及び財政的復興を促進する爲めの適當なる手段を考究すべき一特別委員會を任命した。

かくてこの問題を審議する爲めに一九三二年五月五日より二十日にかけてストレーザに於て開催されたストレーザ會議は、貿易障碍の漸進的除去、穀物價格の引上げ及び中部及び東部ヨーロッパの貨幣及び財政改革の三問題に就いて審議した。この會議の結果は國際聯盟より報告書となつて發表された。(ストレーザ會議の報告書はドキュメント (C955, M321 1932 VII)

(C) オスロー條約

ローザンヌ會議の開會直前、オスロー條約(スエーデン、ノールウエイ、デンマルク、オランダ及びベルギー)の加盟國の外務大臣は從來よりも一層自由なる國際貿易を回復することに總ての努力を試むべき手段に就き協議

した。オスロー條約の各加盟國は一般的關稅引下げを可及的速かに實現すべきことの重要なるを强調し、且つ國際貿易の數字の低下の由々しきことを指摘した。その宣言中に次の如き字句を以つて經濟的孤立主義政策を非難してゐる。

「新關稅障碍及び各種の制限手段の設定は、恐慌を深化せしむるに甚だしく力があつた。從つて各國の經濟組織が、各國民間の健全且つ合理的な勞働の分配の總ての根本的精神に背馳するが如き方法に於て變形される前に、斯かる經濟的孤立主義は終熄せしめられることが必要である。」

(D) ベルギー＝オランダ協定

經濟的孤立主義に反した更に特徴ある傾向は、オンラグ、ベルギー及びルクサンブルグ代表者に依つて一九三二年六月二十日締結され、同七月十八日關係國政府の協贊を得たる協定中に於てこれを見ることが出來る。この協定に依れば、二當事國即ちオランダ及びベルギー＝ルクサンブルグ經濟同盟は向ふ五ケ年間當に締約國相互間のみならず、又締約國と通商條約を有する總ての國に對し關稅休日を適用することを宣言してゐる。但しこれには若干の留保を附してゐる。卽ち例へば若し第三國が其關稅率を引上げるか、若しくは締約國に重大なる障碍を與へると思はるる如き新しき障碍を貿易上に設定する場合に於ては、第三國に對する關稅休日はこれを廢棄し得るとされてゐる。又收入關稅の必要上締約國の領土內に於て生產されざる商品に對し若干の課稅を行ひ得る。その他例外的場合に於て租稅的性質を有する他の關稅手段を採用し得るのである。然しながら斯かる場合に於てはこの手段は、協定中紛爭に關する諸

問機關として設けられてある常設專門家委員會の同意を必要とする。

關稅休日以外に、更にこの協定は亦當事國が漸進的相互關係に於てその關稅率を年々一〇%より五〇%まで引下げることを約束してゐる。但し半製品に對しては從價四%、全製品に對しては八%を下るを得ずとされてゐる。協定は尙ほその相互關係に於て新らしき禁止制限、若しくは管理の手段を採るを得ずと規定し、一九二七年十一月締結された輸出入禁止制限撤廢條約第四條規程の例外を除くの外、調印時に於て存在してゐた諸制限手段を出來得るかぎり廢するを約してゐる。貿易上緊急なる事態の生じたる場合には、締結國は常態年度に於て輸入若しくは輸出される平均數量に一〇〇%を限度として輸出入割當を設立することが出來る。

この條約は締約國をして第三國との協定を妨げてはゐない。然しながら若干の商品に就いては、その輸入稅は條約の規定せるものよりも以下であつてはならない。締約國は相互に無制限及び無條件最惠國條款を保障し合つてゐる。而して右協定は單に締約國間のみに止まらず、完全なる均等の見地の下に凡ての國に對し加盟が公開されてゐるのである。

この協定は未だ效力を發生してゐないが、然しこれは一九三〇年及び一九三一年の聯盟主催の關稅休日會議の制定した、共同的經濟行動に關する提案中に示された指導的方針を適用した最初の計畫として特別注意を拂ふ必要がある。若しこれが他に擴大されるならば自由ヨーロッパ市場が漸次創設され、斯くて聯盟經濟委員會が國家の貿易不況の匡救手段として考究せるものが實現されるのである。

(E) 國際經濟會議招集の機運

ローザンヌ會議の更に重要な結果は、國際通貨及び經濟會議を決定せることである。

聯盟理事會は一九三二年七月の會合に於て、ローザンヌ會議の右決定を採擇し、右會議が出來る限り速かに招集さるべき爲めの必要なる手段を執つた。

この會議の準備として右準備委員會は一九三二年十月三十一日よりジュネーヴに於てオランダ代表トリップ氏議長の下に開會し、會議々題の作成に必須と考へられた研究及び協議を行ひ、更に一九三三年一月九日より十九日に亘り同氏の議長の下に第二回準備委員會を開催し、會議の註釋付議題を決定し、一報告書を作成するに至つたが、この報告書は二部に分たれ、第一部は更に緒言と「會議の一般的プログラム」の二章に分たれ、第二部は議題に對する註釋から成立つてゐる。

第一部の緒言に於ては經濟會議準備委員會の任務が說かれてあり、現下の狀勢の重大性が强調され最近に於ける次の諸事實に注意を喚起してゐる。卽ち、國際勞働局に依つて概算された世界の失業勞働者數は三千萬に上り、卸賣物價は一九二九年十月以降約三分の一低下し、世界の農業生產品及びその他原料品ストックは依然增大し、工業生產品は著しく縮減され、貨幣的無秩序に依つて阻害され、且つ新たな政府干涉の增大に依つて制限を受けた商品の國際的流通は驚くべき低水準に減退し、その結果一九三二年の第三四半期に於ける世界貿易總額が一九二九年の同期に比し僅か約三分の一に過ぎず、他方金本位制を維持せる國が若干に止まつてゐる狀態が指摘されてゐる。

緒言は更に金融的攪亂の世界資本市場に及ぼす影響を說き、若し完全且つ恒久的回復が行はれるならば、今日の經濟的國家主義の爭鬪は解消するに至るであらうと述べてゐる。

會議の一般プログラムに關する章に於ては、政府間の債務問題は、準備委員會の受託事項以外の問題であるから、復興計畫にはこれを含めないことに決定したことを說明してゐる。次いで貨幣及び信用政策に關しては有效な國際貨幣制度の回復を主張し、商品價格の低落問題に就いては、これが匡救策を叙述し、更に爲替管理制度の廢止の必要を說き、國際貿易の自由に關しての諸提案を試みてゐる。

報告書第二部は會議の註釋付議題を收めてゐる。

(F) 國際商業會議所

國際商業會議所は、最近の會合に於て再び特にヨーロッパ諸國間の提携の必要を强調した。然しながら無條件的最惠國條款の採擇に贊意を表はした宣言が英國並にフランス代表に依つて支持されなかつたことは注目すべきである。

(G) 關係各國に依る措置

經濟的孤立主義政策に對する反對の氣勢は若干國に於て種々なる形の下に明かにされてゐる。或る場合に於ては各國の同じ生產部門に屬する生產業者及び商業團體が糾合してその部門に關する國際貿易の回復に就き協議し、又他の場合に於ては貿易制限政策に對する抗議の形式、若しくは政府當局に對する覺書の形式を以つて斯かる經濟的孤立主

議の結果の恐るべきことに就いて警告を與へた。製造業者及び商業團に依る活動中次の如きものが揭げ得られる。

（イ）羊　毛　フランス、ベルギー及びオランダの羊毛製造及び貿易業者は一九三一年三月三十日會合して一九三一年十一月バーゼルの羊毛會議に於て採擇せる決議に基き、羊毛及び羊毛製品の關稅引下げの實行方に就き協議した。更に超えて十月初頭アムステルダムに於てベルギー、ドイツ、英國、フランス、ハンガリー、イタリー、オランダ、チエツコスロヴアキア及びスペインの羊毛工業を代表する代表者を以て開催された第八回國際羊毛會議は、諸政府に對し最惠國條款に基づく協定締結を避くべきことを提起し、同會議の力を羊毛貿易に對する關稅率の引下げ並に統一の確保に盡すべきことを決定した。これ等の二問題を研究し、數ケ月後ブラッセルに於て開催さるべき會議に報告する爲めの特別委員會が任命された。

（ロ）綿　工　業　一九三一年五月三日パリに於て、英國及びフランスの紡績業代表者間にフランスに輸入される綿糸及び綿織物の割當に就き協定が締結された。

（ハ）織物工業　一九三一年六月二十七日フランスの織物工業並に貿易業の代表者間に會合が催され、ヨーロッパ織物會議の開催の計畫が議せられた。

（ニ）木　材　一九三一年六月九日より十四日に亘り、ウキーンに於て國際木材會議が招集された。オーストリア、ラトヴイア、ポーランド、ルーマニア、チエツコスロヴアキア、及びユーゴースラヴイアの木材業の團體の間に、國際木材貿易の一般狀勢を改善する爲めに共同的措置を執り、特にそれ等の木材輸出を需要供給の均衡を再建するに必要なる範圍にまで制限せんとする協定を締結することに關し意見の一致を見た。

この協定の遂行に當り、上記團體の代表者はその事業の繼續を確保する爲めに、各關係國二名宛の代表より成る常設委員會を創設することに決定した。

この協定は、これに參加せんとするその他諸國の國內團體の調印の爲めに公開されてゐる。

次に國內に於ける運動としては次の如きものを擧げることが出來る。

（ホ）ドイツ　ドイツに於ては工業及び商業中央機關の事務局より一九三二年七月ドイツ政府に宛てた覺書中において、ドイツの現狀、同國の經濟的機構及びその工業品に對する大市場確保の必要に注意を喚起し、ドイツの經濟的獨立政策の齎らす影響を指摘する處があつた。該報告書はドイツがバターに就いて執つた關稅手段に反對してオランダ及びデンマルクの執つた手段を述べた。

（ヘ）ベルギー　ベルギーに於ては商工會議所全國聯盟はベルギー、オランダ新條約の無條件採用を唱導し、政府に對し國際關係を促進する通商條約の締結に對し凡ゆる努力の致されんことに就いての勸告書を提出した。

（ト）スペイン　一九三二年七月ヴアレンツイアに於て農業生產業者及び貿易業者の重要なる會議が開かれた。この會議にはスペイン全土よりの代表者が網羅されたが席上關稅の改正、外國爲替管理に依つて生ずる障碍の撤去、諸外國との商議の開始、輸入割當の採用等に關し重要なる決議が行はれた。

（チ）フランス　フランス經濟發展協會（Association nationale d' expansion économique française）より首相宛に公開狀が發せられたが、これに依れば右協會は主要貿易及び製造業者の困難なる狀勢を概述したる後一層常態的な通商關係を設定する爲めの商議の行はれる必要あることを强調した。

フランス對外商業會議所協會常設委員會は一九三二年六月パリに開かれた會合に於て一決議を採擇した。右決議は經濟的國家主義政策の擴大に就き遺憾の意を表したる後、フランスは「國內生產の各種部門の間の公平なるバランスを設定し、輸出を奬勵し、他方國際的經濟軍縮の事業に協力するが如き經濟及び財政々策を採用する必要あり」と說いてゐる。

各種生產品に關する割當に就いての產業別代表者を以つて組織する會議が一九三二年六月二十七日より二十九日までパリに於て行はれたが、この會議に於ては割當制度に關しては意見を差控へたが、然しこの制度は暫定的且つ姑息的性質を持つものであつて目下の恐慌に對する克服策には非ざることを明かにして會議は割當の使用を國家的見地から論じたけれども然しフランス輸出貿易及びフランスの貿易諸港に對し與ふる恐るべき結果に就いて注意を拂つた。

更に輸出工業並に貿易に關する會議が一九三二年十二月六日より九日までパリに於て開かれたが、右會議は特に次の諸點に就き勸告をなした。卽ち、

通商條約は能ふ限り速かに現存經濟狀勢に適合せしめらるべきこと、

右條約は嚴格に外國爲替輸出並に差別的行政措置に關する制限を、漸次的撤廢を企圖しつゝ絕對に必要なる點まで縮小すること、但し斯かる制限も明白にダンピングの性質を帶びたる措置に對するものなる時は正當と認めらるべきである。

これ等條約は資本の常態的移動に必要なる爲替相場を奬勵すべきものなること、

これ等は生產及び消費間の合理的均衡の確保並に關稅率の引下げを目的とせる工業的協定の作成若しくは改正を促進すべきものなること

條件付最惠國條款は可及的廣範圍に延長され、且つこれと交換に享受する利益及び保證を伴ふべきこと、及び通商條約の調印國に依つて協定せられたる讓步は或る種生產品のみに限られたるものに非らずして貿易全體を包含すべきこと是である。

會議は更に通商條約が能ふ限り長期に亘つて締結され——この期間は經濟復興が進展するに連れ延長されるものであるが——且つこれ等の條約は、一方に於て諸締約國に對しこれ等の諸國間の公正なる行動に關する規定を遵守する手段を與ふると共に、短期間の通告を以つて通商狀勢を覆さざることを示すべき廢棄條款を包含すべきことに對して希望を表明してゐる。

（リ）イタリー　ローザンヌ協定締結直後、イタリー政府首腦部は若し今日尙ほ西洋文明を基礎とする政治及び經濟上の原則の效力に就き各國民間に漸次增大しつゝある疑問及び不信の念を除去せんことが望まるゝならば、國際貿易に對する總ての障碍を廢棄する必要あることを宣言したのであるが、同國に於てはファシスト勞働組合、職業組合及び藝術組合の全國聯合が八月に國際經濟政策に關する一決議を採擇した。その動議に於て次の如き希望が述べられてゐる。卽ち「來るべき國際會議に於て、世界均勢の狀態は、勞働者の地位の不斷の改善並に生活の維持並に同上に一層適合せる報酬を許與するが如き充分なる經濟的發展に必要なるに依つて、イタリー政府は參加諸政府が、現在世界均勢を阻害する總ての關稅或は財政上の障碍の卽時制限及び漸次的廢止に對する具體的決議案を採擇

せざる限り、何等の義務を負はぬであらう」と。

又、ファシスト協議會は十一月より十二月に至るその會期中に於て、諸問題の中よりその主要目的を經濟的分野に置くことに決定した。

同協議會はイタリーが同國の利益を防衛するに必要なる凡ゆる手段を暫定的に採用すべきことを宣言しつゝ、國際貿易に對する障壁を低減する必要を再確言し、特にイタリーに對し常に好調なる貿易尻を有する原料及び燃料生産國との關係に於て、通商上の商議に於ける互惠主義の適用を勸告した。右の諸國はイタリー生産品處理の爲めの市場となるべきである。カルテルに對しては、右協議會はその形成に最大の注意を拂ひ、かゝるカルテルのイタリー經濟組織侵害を防止するに必要なるべき措置は如何なるものもこれを採用するに決定した。

(ヌ) 日　本　日本に於ては、一九三二年六月横濱自由通商協會は他の團體に對し、關稅の一齊引下げのプログラム樹立を目的とした國際會議招集に協力せんことを强調せる通牒を發した。

(ル) ス　キ　ス　輸出工業の主要團體、特に時計工業の團體は凡ゆる種類の商業的制限の卽時撤廢を期する旨の宣言を發表した。

(ヲ) チエツコスロヴアキア　同國に於てはドイツ工業家中央協會―その大多數は織物工業、卽ち重要輸出工業に屬す―は姑息的手段として淸算協定の締結を希望し、他方今日の國際貿易上に重大なる碍障をなしつゝある總ての制限手段から睥脚せる通商政策に卽時復歸せんことを希望せる旨の意思を明かにした。

第五　國際貿易狀勢

第五　國際貿易狀勢

一　緒　言

一九三一年七月以來、世界貿易の新狀勢が現はれた、世界貿易は、今やその形態及び程度に於いて、休戰直後一般に行はれたものに近似せる制限に支配せられてゐる。國際貿易は、益々保護的とはなつたが、今日まで尙、最惠國條款を包含せる健全なる二國間通商條約に基く通商政策の精神に遵つてゐた。傳統的な例外は別として、世界は「通商の自由」と一般に稱ばるゝものに支配されてゐた。これは原則として、國家は商品の輸出入を禁制し、若くは交易され得る數量を前以つて限定する如き如何なる政策にも訴へずして、單に關稅の規範的手段を以つて、貿易を統制したれる信用停止以來、世界貿易は、直接若くは間接に、主として財政的貨幣的要因の重壓の下に執られた多くの政策に支配されてゐる。

——これは場合に依つては極めて重要であつた——といふことを意味する。打續く財政的破綻並に一九三一年夏に起

先づ第一に、財政並に貨幣的難局にある國家は、外國爲替管理を導入するの餘儀なきに至つた。かくして國際貿易への障碍の第一線となつたが、これは從來見られなかつたものであり、又その反響も最も重大なものであつた。各人

は必要なる外國爲替をその國内銀行が提供する限度以上は外國商品の輸入を望み得ないのである。銀行はこの爲替を得る事が益々困難となり、從つて廣範圍の輸入制限とならざるを得ない。同理由の爲めに、供給された商品は支拂を受くるを得ず、このことは氷結せる商業クレヂットを集積せしめる。或一國の輸入は、諸外國よりその國へは入る輸出の總計に外ならないが故に、外國はこれらの政策に依つて直接の影響を蒙る。

財政的及び貨幣的困難に陷れる諸國は、價額の騰貴せる外國爲替に對する切實な要求を充たす爲めに、健全な通貨を有する國への輸出を增加せんことに努める。且つ又健全なる通貨を持つ國は、概してその物價は高く、而して關稅がその常態的な保護機能を營んでも叶はぬ樣な價格を以つてかゝる諸國への外國商品の異常な流入が起り、かくて國内生産を危險な競爭に曝らすことになる。そこで外國爲替管理のみでは忽ち不充分となり、これら諸國は禁止又は割當に賴るのである。

かくして、財政的並に貨幣的に尙健全な狀態を保てる諸國は過剩輸入に對抗する防衞手段を執らざるを得なくなる。而して新制限が諸國に於いて不斷に設定せられ、且つこれら諸國の通常の市場に於いては、も早や捌口を見出し得ない程の外國商品の量が絶えず增加しつゝ流れ込むので、それらの防衞政策を以つて凡て正當なものと考へるのである。これら諸國は又、その貿易收支の均衡を保つ爲めに只管憂慮してゐる。これは一部分は輸出の減少から一部は又國外投資よりの收入の涸渴に依つて危うくされるのである。

これら凡ゆる混亂の原因の上に更に、若干輸入國に依る金本位制の廢棄並にその平價切下に依つて起れる不均衡が加はつた。

右の諸政策の觀念並に適用は極めて著しいものであるが、然し殆んど到る處で、出來るだけ嚴酷にそれらを適用しやうとする傾向がある。これら政策の根源は上記の一般理由に在るといふことは確であるが、一部はそれより生ずる特殊利益の爲めに、又一部はそれら政策の諸國間に齎らせる軋轢の爲めに數及び嚴酷性に於いて愈々增大して來た。

國際聯盟經濟委員會は既に、一九三一年一月の報告書中（document. 74. M. 39. 1232. II）に於いて、諸國の執れるかゝる政策に就いて經濟的方面よりの意見を述べた。

この覺書の目的としては、一九三一年夏以來、導入された國際貿易の諸種の新障碍に對し、注意を喚起すれば足りるのである。

二　國際貿易狀勢の概要

國際貿易に起れるこの恐慌は、多かれ少なかれ、生産事業の各部門に影響を與へ、又信賴を破壞して、二重の形態を執つて現はれた。貿易價額に於いて著しい低下が起れるのみならず、一九三〇年世界貿易概觀（註一）にても明らかに觀らるゝ如く貿易數量に於いても減少してゐる、一方、貿易生産品目の配分、並にこれら品目の樣式に於いて著しい變化が起つた。要するに、世界交易は量に於いて低減せるのみならず、今や質に於いても數年以前とは異れるものとなつてゐる。同一群の商品はも早や恐慌前と同一の相對的割合を以つては交換せられてゐないのである。

（註一）Volume I of the Memorandum on International Trade and Balances of Payments in 1930.

各國の國內經濟事業は沈滯の極に達してゐるので、國際貿易の性質に於けるこの深刻且つ進行的な變化は、諸國政府をして、その極はまる處を知らず且つ永續的であるといふ事實に依つて愈々錯雜性を增大せる問題を取り上げしめた。

（1）保護政策の遂行

一般に言はれてゐる處であるが、この不安な狀勢は、主として國內市場に注意を集中せしめ、「自足」を齎らすべき運動を强むるに至つた。一九三〇年初頭以來、事實各國は、多かれ少なかれ關稅の引上げを行ひ、若くは、特殊生産品の輸入稅を增加した。最近數ケ月のみを例にとつても、ベルギー、デンマルク、エストニア、イタリー、ラトヴイア、リツアニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スエーデン、ボリヴイア、ブラジル、シアム及び南阿聯邦は、主要商品種目に頻々と輸入稅を引き上げ、若しくは全關稅の引上げさへも行つた。然し、中にも最も聳動的な展開は、英國の保護關稅の採用であつた。

（2）外國貿易管理並に統制の爲執られたる諸政策（註一）

(a) 外國爲替管理——物價崩落の直接の結果として非常な重壓を加へ來つた債務の負擔の下に、又、大量の外國資本の引揚げの結果、多數の負債國は——國內資本の國外逃避を防ぐ爲めに、自國の爲替相場維持の爲めに、或は、一般に、不安定な財政狀態を克服する爲めに——外國爲替取引の嚴重な管理並に制限手段を執らざるを得なかつた。第二義的生産品の輸出者の扱ひ得る貿易量を減少せしめたこれらの政策は、それら生産品に依據せる諸國の輸入貿易の衰退を愈々甚しいものとなした、加ふるに、供給の源泉をなせるかゝる諸國間の差別待遇を避け難きものとなした。最も惡い事は、かゝる政策は、場合に依つては、商業的借款の協定を不可能たらしめ、且つ必然に商議を困難たらしめたのである。

（註一）これら政策の概略は、經濟委員會の爲め事務局の準備せる document E.730. に附せられてゐる。

今日までの處、外國爲替取引の管理政策を執れるヨーロッパ諸國は、オーストリア、ブルガリア、チエコスロヴアキア、デンマルク、エストニア、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、ラトヴイア、ノールウエー、ルーマニア、トルコ及びユーゴスラヴイアである。(註二)

（註二）諸銀行に依つて採用せられた民間制限策に依つて行はれてゐる

(b) 貨幣政策——一九三一年第四四半期に英國、デンマルク、フインランド、ノールウエー、スエーデン、オーストラリア、カナダ、印度及び日本に、又最近に至つて南アフリカ及びギリシアに起れる金本位の廢棄は、外國市場に於けるこれら諸國の爲替相場の下落を來たし、爲めに各諸國の國內及び國外購買力の間に著しい不均衡を齎らした。兎も角理論上は輸出貿易を促進すると考へられたこの不均衡は、現下の情勢にあつては、主として貿易附加稅の形態を執つて現はれ他外國の報復政策を招來せざるを得なかつた。そこで、金本位の廢棄は、果して國際貿易に刺戟的效果を與へたであらうか、又或は、他方、健全な世界交易を攪亂し、結局それを制限する事とはならなかつたであらうかと

いふ疑問が起る。

(c) 商業政策——最も屢々用ひられた貿易の直接統制策は、輸入割當を設置し、若くは輸入特許を設定する政策であつた。オーストリア、ベルギー、チエコスロヴアキア、デンマルク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、イタリー、ラトヴイア、ノールウエイ、ポーランド、ルーマニア、スペイン、スキス及びトルコはかゝる政策を採用せるヨーロッパに於ける主要國である。然し、これらの政策が單に或種商品にのみ——例へば、ベルギー、デンマルク、ドイツ及びルーマニアに於けるが如く——適用され、或は、——イタリーの如く——特殊國よりは入る特定商品に嚴格に限定されてゐる一方、フランス、エストニアその他諸國に於いてはそれらは不斷に擴張せられ、かくて實際、ラトヴイア及びトルコに於いては、全輸入品にまで擴大せられてゐるのである。

エストニア、ペルシアの如き若干國にあつては、輸入割當若くは特許制度よりも輸入國營制度を選んでゐる。他方スペイン、ポルトガル、コロンビアの如き諸國は、特殊生産品の輸入を嚴重に禁止してゐる。

多數諸國は輸入貿易の統制政策を弛めず、特殊生産品（デンマルク及びスペインの如く）若しくは凡ゆる輸出品（ニユー・ジーランドの如く）に對し輸出特許制度を適用してゐる。

（3） 貿易の衰退を防止せんとする試み

經濟恐慌並に國際貿易の直接間接の管理政策より生ずる二重の影響を阻止せんが爲め、若干國は物々交換の基礎に於ける特殊生産品の交易協定を取結んだ。この種協定は、ドイツ及びハンガリー、オーストリア及びルーマニア、ブルガリア及びギリシア、ブルガリア及びスキス、フランス及びラトヴイア、ノールウエー及びソヴイエット・ロシア、ポーランド及びオーストリア、ハンガリー、ブルガリア、エストニア及びユーゴスラヴイア間に締結されてゐる。

他の諸國は、貿易商品の直接支拂を避けて、契約國間の貿易繼續を可能たらしむるを目的とする補償若しくは清算協定を採用してゐる。特にオーストリア及びハンガリーはこの方法を採用した。卽ちオーストリアはフランス、ドイツ、ハンガリー、イタリー、オランダ、スキス及びユーゴスラヴイアと、又ハンガリーはオーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリー及びスキスとこの協定を締結してゐる。フランスはエストニア及びラトヴイアとこの種の二個の協定を結び、スキスはユーゴスラヴイアと協定をしてゐる。

然し、今日までの處、これらの部分的な効果が非常に信頼すべき結果を生んだとは思はれぬ。而して、一般經濟不況の影響並に到る處で加重されつゝある制限政策の下にあつて、世界貿易が愈々衰退しつゝあるのは、次の數字に依つても見らるゝ通りである。

三 一九二八年以降の世界貿易の衰退

主要諸國外國貿易總價額（註一）（單位百萬弗）

	輸入	輸出	（註二）差額
一九二八年	三〇、四二〇	二八、〇七一	二、三四九
（一）			

一九二九年	三一、一九八	二八、四八七	(一)	二、七一一
一九三〇年	二五、三七〇	二二、八二五	(一)	二、五四五
一九三一年	一八、二五八	一六、二二一	(一)	二、〇三七

一九二九年及び一九三一年の間の數字の開きは百分率を以つて表せば輸入に於いて四一・五、輸出に於いて四三・一である。

然しながら、一九二九年及び一九三二年の一月と二月の總貿易數字を並べて見るならこの差額は一層甚しい。

	輸入				輸出			
	一九二九年	一九三二年		差額	一九二九年	一九三二年		差額
一月	二、七四〇	一、一〇一	(一)	一、六三九	二、四一五	九五七	(一)	一、四五八
二月	二、三八〇	一、一一四	(一)	一、二六六	二、二〇六	一、〇〇六	(一)	一、二〇〇

百分率を以て示せば、その衰退は次の如くである。

	輸入に於いて	輸出に於いて
一月	五九・八	六〇・四
二月	五三・二	五四・四

(註一) 國際聯盟一九三〇年の國際貿易並に國際貸借覺書第一卷、世界貿易概觀をも參照。これらの數字はヨーロッパの二十五ケ國(ヨーロッパ貿易の九九%を表はす)、北米の二ケ國(米國及びカナダ、同じく北米貿易の九九%を表はす)及びその他の八ケ國(世界の外國貿易收支の六一%を代表す)の外國貿易に關するものである。これら數字は上記覺書第九頁のグラフの作成の爲蒐集せられたる報告中より採つたものである。

(註二) この差額は(a)輸入商品のC・I・F價格と輸出商品のF・O・B價格間の開き及びB算入されてゐない諸國への輸出貿易とかゝる諸國からの輸入貿易間の差を額を表するものである。

一九三〇年一月迄は、貿易總價額は兎も角も維持されてゐたが、翌月以來衰退が始まり、一九三〇年下半期及び一九三一年を通じて益々甚しいものとなつた。諸國が夫々異れる樣相を示してゐるのは當然である。(註一)

次の百分率は、一九三〇年一月及び一九三二年一月とを比較せる、多數諸國の外國貿易の衰退を極めて暗示的に表はしてゐる。

	輸入	輸出	
スキス	二一	ブラジル	二一
スエーデン	二六	アルゼンチン	三一
オーストリア	三七	スエーデン	三四
日本	三七	ペルギー	四〇
英國	三九	ルーマニア	四二
ブラジル	四四	イタリー	四六
南阿聯邦	四七	英國	四七
チエコスロヴアキア	四八	南阿聯邦	四八
ペルギー	五〇	ドイツ	四九

フランス	五一	カナダ	四九
イタリー	五二	スキス	五〇
アルゼンチン	五四	フランス	五一
米國	五八	日本	五三
ハンガリー	五九	オーストリア	五四
ユーゴスラヴィア	五九	ポーランド	五八
カナダ	六〇	チエコスロヴアキア	六一
ルーマニア	六一	米國	六三
スペイン	六二	ユーゴスラヴィア	六五
ポーランド	六三	スペイン	七〇（註二）
ドイツ	六六	ハンガリー	七〇

（註一）經濟委員會の爲め事務局の準備せる document E.750 中に、一九三〇年初頭よりの諸國の月次外國貿易の一覽が收められてゐる。これは絕對數字（各國の通貨單位百萬を以つて）並に、一九三〇年、三一年及び一九三二年（手には入る限りの）各月貿易價額の衰退の百分率の比較を示してゐる。

（註二）これらの數字は右のドキュメントより採られたものである。

右の數字は、經濟不況並に國際貿易制限の爲めに採られたる政策の悲しむべき結果を示してゐる。これらは勿論價額のみに關するものである。右の表に含まれた年度中に起つた多數商品の著しい價格下落を考慮に入れてゐないのである。

右の數字は、貿易數量の比較の結果よりも一層大きい衰退を示してゐる。（註一）

價額の概念にしても或は數量の概念にしてもそれらが別個に考へられるならば、經濟生活の沈滯現象の實際の程度に就いて如何なる觀念をも傳へることは不可能である。貿易價額の收支が好調なると、若しくは逆調なるとは、國際收支に於いては極めて重要な要素である一方、貿易數量の減退は失業數字及び休止せる運輸機關に一層直接的な影響を與へた。

原料品並に食料原料品の場合が製造品の場合よりも概して一層重要なるが如く、貿易の對象とされる生產品に對し價格の下落は相異る狀態に於いて影響を與へるといふ事に亦注意すべきである。從つて、價格の要因は當該國の經濟構成に從つて異る作用をなす、而して、外國貿易の質的研究が諸國に就いて詳細に亘つてなされぬ限り、一國の貿易衰退の正確なる算定をなすは不可能である。

（註一）價額に於いて減少せる一方、數量に於いて增加せる輸出諸國すらある——例へば、若干農業國の如き是である。又オーストラリアの如き外國貿易の價額に於いて增加を示せる國もある。

四　國際貿易の破壞及び失業

國際貿易の衰退はこれに相照應する生產の縮減並に失業の增大を招來した。これらは一般に明かに認められてゐる處である。而して世界貿易に於いて重要なる工業の變動を若干國に就いて簡略に檢討するは興味深いことであらう。

次に掲ぐる例は、當該國の輸出貿易の立場よりその工業の相對的重要性及び最近のその發展、並に該工業に於ける失業程度を表示することを以つて目的としてゐる。國内消費の縮減及びストックの範圍等に關して明確に知ることが出來ない爲め、この二つの數字の相關關係を確立することは不可能である。（註一）

（註一）以下述べる事項は特に註を施さぬ限り
一九二八年乃至一九三〇年の輸出貿易の數字は The League of Nations Memorandum on International Trade and Balances of Payments, 1930, Vol. VI: Foreign Trade Figures 1930 : から
一九三一年輸出貿易の數字は當該國の通商統計から、
失業數字は、國際勞働局の刊行に係る The International Labour Review, No. 3 of march 1932 : からとつたものである。

ドイツ

ドイツに於いて選ばれた代表的なものは化學工業である。化學工業は、全體として輸出總價額の約一〇%を示し、而して勞働組合に組織された十萬四百人の勞働者を使傭してゐる。（註一）

外國貿易數字

	價額（百萬ライヒスマルク位）	輸出總價額に對する割合の%）	量（千噸位）
一九二八年	一、二九四	一〇、八	四、六五八
一九二九年	一、三五二	一〇、一	四、七〇〇
一九三〇年	一、一六〇	九、六	四、〇五六
一九三一年	九五六	八、七	三、一八四

失業者の割合

	完全失業者（%）	部分的失業者（%）
一九二八年 六月	四・八	四・一
一九二九年 十二月	七・六	四・二
一九二九年 六月	五・七	二・四
一九三〇年 十二月	一二・一	八・四
一九三〇年 六月	一四・〇	二・一
一九三一年 十二月	二二・六	九・八
一九三一年 六月	二一・七	二〇・二（註二）
十二月	三一・九	八・三（註二）

（註一）失業統計は勞働組合より提供された報告に據る。
（註二）一九三二年第一四半期の輸出貿易は次の如く減少し續けた。

月	價額（百萬ライヒスマルク）	百萬輸出額の率	重量（千噸）
一月	六五	一一・二%	一六五
二月	六五	一一・三%	一七一

三月末に於ける就業者数に對する失業者百分率は完全失業者三二・五及び部分的失業者三四・八である。

ベルギー

代表的なものとして選ばれてゐるのは冶金工業である。この部門の輸出はベルギー輸出總價額の約三〇%を占め、約十六萬三千七百人の勞働者を使傭してゐる。（註一）

輸出貿易

	價額（單位百萬フラン）	輸出總價額に對する割合（%）	重量（單位千噸）
一九二八年	八、八七五	二八・七%	五、三三〇
一九二九年	九、九七七	三〇・九%	五、四四八
一九三〇年	八、九四六	三三・八%	四、八一七
一九三一年	六、九四四	二九・九%	四、三三六

失業比率（%）

	完全失業	部分的失業
一九二八年　六月	〇・三	一・三
十二月	〇・八	二・二
一九二九年　六月	〇・二	〇・八
十二月	〇・一	三・八
一九三〇年　六月	二・〇	五・二
十二月	七・一	一八・〇
一九三一年　六月	一〇・三	二一・一
十二月	一六・五	二六・一

（註一）失業局の提供せる數字は一九三一年九月に於いて十六萬三千六百六十三人となつてゐる。

フランス

代表的なものとして纖維工業が選ばれてゐる、その輸出はフランス輸出總價額の約二二%に當る。この部門の就業勞働者數は一九三二年一月の初めに五十一萬四千四百十三人であつた。

輸出貿易

	價額（單位百萬フラン）	輸出總價額に對する割合（%）	重量（單位千噸）
一九二八年	一二、六二五	二四・六	二三五
一九二九年	一一、五〇七	二二・八	二二五
一九三〇年	八、七六五	二〇・四	二〇〇

一九三一年　六、〇一九

一九三〇年同月の就業數を一〇〇として算定せる、一九三一年初頭以降の就業指數（註一）

	就業指數 一九三〇年	一九三一年
一月	一〇〇	一九・八
七月	一〇〇	一八〇
	九三・六	一七四

（註一）參考資料はこれ以前の年に關しては詳細なものがない。

英國

二部門の工業が選ばれてゐる、一は紡績工業であつてその輸出は、同國輸出總價額の約一八%を占め、就業勞働者は五十五萬を超えてゐる。一は採炭工業であつて、その輸出は總輸出價額の七%以上に當り、百萬人の勞働者を使傭してゐる。（註一）

紡績工業、輸出貿易

	價額（單位百萬磅）	總輸出價額に對する割合（%）	重量（單位千噸）
一九二八年	一四五・三	二〇・一	四一五
一九二九年	一三七・三	一八・七	四〇一
一九三〇年	八七・六	一五・三	二八六

	失業比率（%）	
一九二八年　六月	一二・九	一四・五
十二月	一一・一	一四・四
一九二九年　六月	一三・七	一四・一
十二月	一四・四	一四・五
一九三〇年　六月	四一・五	一四・四
十二月	四七・四	一四・五
一九三一年　六月	四〇・四	一四・四
十二月	二七・四（註二）	二一四

（註一）強制失業保險に登錄せられた勞働者數は次の如し。

紡績工業	五五〇、一一〇
石炭工業	一、〇四六、八七〇

（註二）この失業數字の減少は金本位制廢棄の齎らせる輸出の一時的復活に依つたものと考へらる。この輸出の復活は一九三二年第一四半期中維持された。數字は次の如し。

	輸出總價額の一七・八%	輸出總價額の一七・八%	輸出總價額の一九・〇%
一月	五百六十萬磅	五百三十萬磅	五百九十萬磅
二月	五百三十萬磅	五百萬磅	五百六十萬磅
三月	五百九十萬磅	五百六十萬磅	六百萬磅

	輸出總價額の一七・八%	輸出總價額の一七・八%	輸出總價額の一九・〇%
一月	二萬六千噸	二萬四千噸	二萬七千噸
二月	二萬四千噸	二萬二千噸	二萬五千噸
三月	二萬七千噸	二萬五千噸	二萬八千噸

三月末の失業比率は二三・四%であつた。

石炭工業、輸出貿易

	價額(單位百萬磅)	輸出總價額に對する割合(%)	重量(單位千噸)
一九二八年	三九・一	五・四	五〇・〇五一
一九二九年	四八・六	六・七	六〇・二六七
一九三〇年	四五・七	八・〇	五四・八七四
一九三一年	三四・七	八・九	四二・七四九

失業比率

一九二八年	六月	二五・七%
	十二月	一九・一%
一九二九年	六月	一九・〇%
	十二月	一四・六%
一九三〇年	六月	二三・九%
	十二月	一九・七%
一九三一年	六月	三六・二%(註一)
	十二月	二四・六%

(註一) 一方石炭輸出は一九三二年第一四半期には次の如く減退した。

一月	二百六十萬磅	輸出總價額の八・五%	三十三萬一千噸
二月	二百五十萬磅	輸出總價額の八・五%	三十二萬三千噸
三月	二百三十萬磅	輸出總價額の七・四%	二十九萬三千噸

三月末に於ける失業比率は二六・九であつた。

イタリー

ここでは天絹織物工業が選ばれてゐる。その輸出はイタリー輸出總價額の約九%を占める、一九三一年十二月のこの部門の勞働者は五萬九千七百八人であつた。

外國貿易

	價額(單位千リラ)	輸出總價額に對する割合(%)	重量(單位千噸)
一九二八年	一、四一六	九・五	一〇・三
一九二九年	一、四一四	九・三	一〇・七
一九三〇年	一、〇九八	九・〇	一〇・一
一九三一年	七〇〇	七・〇	八・一

一九二六年九月を一〇〇とせる就業指數は次の如くである。

一九二八年 六月	二九・四

十二月		八七・五
一九二九年 六月		二六・三
十二月		八六・二
一九三〇年 六月		三八・三
十二月		八七・三
一九三一年 六月		二一・八
十二月		五九・〇

以上の數字はこの工業の季節的性質を示してゐる。

スエーデン

製紙工業が選ばれてゐる。その輸出はスエーデン輸出總價額の約四分ノ一に當り、勞働組合に組織された約二萬六千の勞働者を使役してゐる。（註一）

外國貿易

	價額（單位百萬クローナ）	輸出總價額に對する割合（%）	重量（單位千噸）
一九二八年	三六二	三三・〇	一、九八一
一九二九年	四六一	二五・四	二、五八六
一九三〇年	三九七	二五・六	二、二二五（註二）
一九三一年			二、二九五

失業比率（%）

一九二八年 六月	三・六
十二月	七・一
一九二九年 六月	三・六
十二月	七・七
一九三〇年 六月	五・一
十二月	一一・五
一九三一年 六月	九・二
十二月	一六・二

（註一）一九三一年十二月の勞働組合統計はこの部門の勞働者數を二萬六千八百九人と示してゐる。

（註二）各月の數字は價額を示してゐない。且つ年數字は未だ發表されてゐない。

スキース

選ばれた工業は時計製造工業である。これはスヰス輸出總價額の約一四%に當る(註一)

	價額(單位百萬フラン)	輸出總價額に對する割合(%)	懷中時計、懷中時計側、機械(單位千個)
一九二八年	三〇〇	一四・一	二二、八六四
一九二九年	三〇七	一四・五	二三、一八三
一九三〇年	二三三	一三・二	一八、二六七
一九三一年	一四四	一〇・六	一三、一七七

失業比率(%)

	完全失業	部分的失業
一九二八年 六月	〇・四	一・〇
十二月	一・〇	三・三
一九二九年 六月	〇・二	一・一
十二月	二・五	一八・四
一九三〇年 六月	五・三	三七・四
十二月	一一・五	五四・六
一九三一年 六月	一六・五	五六・八
十二月	二二・五	五五・五

(註一)時計製造工業に使傭される勞働者數は發表せられてゐない。勞働組合統計は「冶金及び時計製造」部門に於ける組織せられた勞働者數を四萬人と示してゐる。然し、時計製造は未だ無數の小雇主並に組織には入らぬ勞働者を持つ極めて散在的な工業なるが故に、現目的の爲めには右の數字は殆んど價値がない。

チエツコスロヴアキア

選ばれた工業は硝子工業である。その輸出は同國輸出總價額の約六%を表はしてゐる。

輸出貿易

	價額(單位百萬チエコ・クロン)	輸出總價額に對する割合(%)	重量(單位千噸)
一九二八年	一、二六九	六・〇	二〇六
一九二九年	一、三七八	六・七	二二三
一九三〇年	一、一五四	六・五	一九一
一九三一年	九七四	七・四	一八四

増加せる失業者の絶對數(註一)

一九二八年 六月	五九二
十二月	二五一
一九二九年 六月	三五八

十二月	四五六	
一九三〇年　六月	二、五〇八	
十二月	七、二二八	
一九三一年　六月	一〇、三一三（註二）	
十二月	二二、六八五	

（註一）　數字は、チエコスロヴアキア國立銀行月報より採る。

（註二）　一九三二年第一四半期の輸出は著しい減退を示した、即ち

一　月	四千萬チエコ・クロン	輸出總價額の七・％	九千噸
二　月	四千五百萬チエコ・クロン	輸出總價額の七・八％	七千噸
三　月	五千萬チエコ・クロン	輸出總價額の七・四	九千噸

失業者數は著しく增加した。手許にある數字に依れば次の如し

一　月	二八、〇二九
二　月	三一、〇一三

米　國

自動車工業が選ばれてゐる。その輸出は米國輸出總價額の約一〇％を表すものである。

輸出貿易		
價額（單位百萬弗）	輸出總價額に對する割合（％）	輸出車數（單位千臺）
一九二八年　五〇〇	九・九	五〇七
一九二九年　五三九	一〇・五	五三二
一九三〇年　二七七	七・三	二三八
一九三一年（十月迄）　一三一	六・五	一二〇

一九二九年十二月以降の失業指數

一九二三――二五年平均＝一〇〇

一九二九年十二月	九一・〇
一九三〇年　六月	八六・五
十二月	七八・九
一九三一年　六月	七〇・七
十二月	六二・〇